

令和３年第３回北中城村議会定例会会期日程表

開 会 ６月１１日（金曜日） 会期 １２ 日間
 閉 会 ６月２２日（火曜日）

月 日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
６． 11	金	本会議	午 前 10 時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 行政報告 議案説明（条例、補正予算等） 質疑、委員会付託省略 討論、決定（承認） 議員全員協議会
６． 12	土	休 会		各自議案研究
６． 13	日	休 会		各自議案研究
６． 14	月	本会議 委員会	午 前 10 時	質疑、委員会付託省略、討論、決定（補正予算等） 委員会
６． 15	火	本会議	午 前 10 時	一般質問（４名）
６． 16	水	本会議	午 前 10 時	一般質問（５名）
６． 17	木	委員会	午 前 10 時	委員会
６． 18	金	委員会	午 前 10 時	委員会
６． 19	土	休 会		各自議案研究
６． 20	日	休 会		各自議案研究
６． 21	月	委員会	午 前 10 時	議員全員協議会
６． 22	火	本会議	午 前 10 時	委員長報告、質疑、討論、決定（陳情案件、決議、意見書等） 閉会中の継続審査及び調査の申出 閉 会

令和３年第３回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令 和 ３ 年 ６ 月 １ １ 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和３年６月11日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和３年６月11日 午前11時09分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番		
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	5 番 議 員		上 間 堅 治			
	6 番 議 員		金 城 高 治			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長		徳 村 永 盛	
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長		玉 栄 治	
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長		與 儀 光 敏	
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長		安次嶺 正 春	
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長		瀬 上 恒 星	
	住 民 生 活 課 長		健 康 保 険 課 長		奥 間 かほる	
	税 務 課 長	喜屋武 のり子	学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第 1 号

令和 3 年 6 月 1 1 日（金曜日）

1. 開議 午前 1 0 時 0 0 分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		行政報告	
4	議案第 2 7 号	北中城村税条例の一部を改正する条例について	説 明
5	議案第 2 8 号	北中城村手数料条例の一部を改正する条例について	〃
6	議案第 2 9 号	北中城村印鑑条例の一部を改正する条例について	〃
7	議案第 3 0 号	北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	〃
8	議案第 3 1 号	令和 3 年度北中城村一般会計補正予算（第 1 号）について	〃
9	議案第 3 2 号	令和 3 年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	〃
1 0	議案第 3 3 号	令和 3 年度北中城村水道事業会計補正予算（第 1 号）について	〃
1 1	議案第 3 4 号	令和 3 年度北中城村下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	〃
1 2	承認第 2 号	専決処分の承認について（北中城村税条例の一部を改正する条例）	即 決
1 3	承認第 3 号	専決処分の承認について（令和 3 年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号））	〃
1 4	同意第 3 号	北中城村教育委員会委員の任命について	〃
1 5	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
1 6	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
1 7	報告第 2 号	令和 2 年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告について	報 告
1 8	陳情第 3-6 号	荻道地域内に設置されたごみ焼却炉から発生する黒煙、異臭による生活環境被害について（陳情）	委員会付託

○議長（名幸利積）

皆さん、おはようございます。ただいまから令和3年第3回北中城村議会定例会を開会いたします。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程に入るに先立ち、会務の報告を行います。読み上げて報告をいたします。

令和3年3月2日、中城北中城消防組合議会が開催され出席しました。

同日、第2回3月定例議会に向けて議会運営委員会を開催いたしました。

5日から23日まで北中城村議会第2回3月定例議会を開催いたしました。

7日、北中城中学校の卒業式が開催され出席しました。

14日、北中城小学校HAPPYコンサートが沖縄市で開催され出席しました。

20日、県道宜野湾北中城線供用開始式が開催され出席しました。

31日、職員の退職辞令交付式並びに離任式が行われ、出席し挨拶を述べました。

4月1日、職員の採用及び人事異動の辞令交付式が行われ、出席し訓辞を述べました。

6日、中城北中城消防組合議会が開催され出席しました。

7日、北中城村商工会の要請受入れを行いました。

同日、議会活性化調査特別委員会が開催され出席しました。

20日、中城北中城消防組合中城出張所建設地鎮祭が開催され出席しました。

23日、沖縄振興拡大会議がウェブ会議で開催され出席しました。

26日、自治会長会の表敬及び要請の受入れを行いました。

5月12日、中部広域市町村圏事務組合議会臨

時会が開催され出席しました。

27日、議会活性化調査特別委員会が開催され出席をしました。

以上をもって会務の報告を終わります。

次に、諸般の報告として令和3年3月定例会以降に受理しました請願・陳情は配付しました請願・陳情一覧表のとおりとなっておりますので、御承知おきください。

また、村監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年3月から令和3年5月までの例月現金出納検査報告書が提出され、お配りしてありますので、御参照ください。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、上間堅治議員及び金城高治議員を指名します。

日程第2．会期決定の件

○議長（名幸利積）

日程第2．会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月22日までの12日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は、本日から6月22日までの12日間に決定しました。

日程第3．行政報告

○議長（名幸利積）

日程第3．行政報告を行います。村長から行

政報告の申出がありますので、これを許可します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、令和3年3月から令和3年5月までの行政報告をいたします。

3月6日、北中城中学校卒業式に出席いたしました。

3月7日、第40回タイムスレディースカップ争奪ボウリング大会開会式に出席いたしまして、挨拶を述べました。

3月11日、中城湾地域振興協議会県知事要請をいたしまして、県知事に北中城の要請をいたしました。

3月14日、東海岸サンライズベルト構想検討委員会が西原町で行われました。

同日、北中城小学校第10回HAPPYコンサートが沖縄市民会館で行われ出席いたしました。

3月20日、宜野湾北中城線バイパス区間供用開始式に出席して挨拶を述べました。

3月29日、給水工事指定店組合との災害協定の締結式を村長室で行いました。

3月31日、職員の離任式。

そして4月1日に職員の辞令交付式を行いまして、訓示を述べました。

4月16日、アワセまちづくり協議会を北中城村役場のほうで行いました。

それから4月19日、旧庁舎解体工事安全祈願祭を行っています。

4月20日、中城北中城消防本部出張所地鎮祭に出席いたしました。

4月23日、令和3年度沖縄振興拡大会議、これをウェブ会議でしたけれども、北中城村役場のほうから意見を述べております。

4月30日、喜舎場保育所こいのぼり掲揚式に参加いたしました。

5月14日、令和3年度ゆがふう塾入塾式を中央公民館で行っております。今回は北中城村が

テーマで、中部市町村広域市町村圏組合の加盟市町村からの多くの参加者がございまして、来る発表会には大変楽しみにしております。

それから5月18日、沖縄県の景観形成審議会が行われまして、ウェブ会議でしたけれども、私も形成審議会のメンバーとして参加いたしました。

5月24日、第23回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催いたしました。

それから、5月27日、内閣府主催の軍用地跡地利用推進の取組に関するヒアリングを北中城村役場ウェブ会議で行っております。

5月28日、第24回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を役場で持っております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

以上で、村長の行政報告を終わります。

日程第4．議案第27号 北中城村税条例の一部を改正する条例について

日程第5．議案第28号 北中城村手数料条例の一部を改正する条例について

日程第6．議案第29号 北中城村印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第7．議案第30号 北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第8．議案第31号 令和3年度北中城村一般会計補正予算（第1号）について

日程第9．議案第32号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料） 第73条の3 省略 2 前項の証明書の <u>件数の取扱い</u> については、 _____規則で定める。	（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料） 第73条の3 省略 2 前項の証明書の <u>枚数の計算</u> については、 <u>年度、証明事項等を基準として規則で定める。</u>
---	---

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

改正内容については、別紙新旧対照表がござ
います。納税証明書等の件数の扱い等について
記されております。

続きまして、議案第28号 北中城村手数料条
例の一部を改正する条例について。

議案第28号

北中城村手数料条例の一部を改正する条例について

北中城村手数料条例（平成12年北中城村条例第13号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年6月11日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

北中城村手数料条例施行規則に規定する税に関する証明書手数料の件数の取扱いに関する規定に基づき、北中城村手数料条例の整備及び多機能端末機による証明書交付を実施することに伴い、手数料免除に関する規定を改正する必要がある。

北中城村手数料条例の一部を改正する条例

北中城村手数料条例（平成12年3月条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
（手数料の種類及び金額等） 第2条 省略 2・3 省略 <u>4 税に関する証明書交付手数料の件数の計算</u>	（手数料の種類及び金額等） 第2条 省略 2・3 省略 新規

<u>については、別に規則で定める。</u> (手数料の免除) 第5条 省略 2 省略 <u>3 第1項及び前項の規定は、多機能端末機</u> <u>(本村の電子計算機と電気通信回線で接続さ</u> <u>れた民間事業者が設置する端末機で、当該端</u> <u>末機の操作により印鑑登録証明書等を発行機</u> <u>能を有するものをいう。)による申請につい</u> <u>ては、適用しない。</u>	(手数料の免除) 第5条 省略 2 省略 新規
--	---

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

改正内容につきましては、別紙の新旧対照表
 にございます。ここでは店頭での発行について
 も記されておりまして、お目通しをお願いした

いと思います。

議案第29号 北中城村印鑑条例の一部を改正
 する条例について。

議案第29号

北中城村印鑑条例の一部を改正する条例について

北中城村印鑑条例（昭和50年北中城村条例第14号）の一部を改正したいので、地方自治法
 （昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年6月11日 提出
 北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）及び「成年
 被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」
 の公布、並びに北中城村多機能端末機による証明書等の発行に関する規則の新規制定に基づ
 き、北中城村印鑑条例を整備するため条例の改正が必要である。

北中城村印鑑条例の一部を改正する条例について

北中城村印鑑条例（昭和50年村条例第14号）

改正条例	現行条例
(印鑑の登録資格) 第2条 <u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本村が備える住民基本台帳に記録されている者は、</u> <u>印鑑の登録を受けることができる。ただし、15歳未満の者及び意思能力を有しない者（15歳未満の者を除く。）</u>は、印鑑の登録を受けることができない。 (1) <u>削除</u> (登録申請の確認) 第4条 村長は印鑑登録申請があったときは、 <u>当該登録申請者が本人であること及び当該登録申請が</u> _____ <u>本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。</u> 2～4 省略 (印鑑の登録) 第5条 省略 2 省略 3 前項の登録は、印鑑登録原票に次の各号に掲げる事項を登録して行うものとする。 (1)～(3) 省略 (4) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載がされている場合にあっては<u>氏名及び当該旧氏、</u>外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称（ _____ <u>令</u> _____ <u>第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）</u>が記録されている場合にあっては、氏名及び<u>当該通称</u>） (5)～(7) 省略 (8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住	(印鑑の登録資格) 第2条 <u>次の各号のいずれかに該当するものは、</u> _____ _____ <u>印鑑の登録を受けることができる。ただし、満15歳未満の者及び成年被後見人</u> _____ <u>は、印鑑の登録を受けることができない。</u> (1) <u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本村の住民基本台帳に記録されている者</u> (登録申請の確認) 第4条 村長は印鑑登録申請があったときは、 <u>当該申請者が本人であることを確認し、代理人による申請のときは、本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。</u> 2～4 省略 (印鑑の登録) 第5条 省略 2 省略 3 前項の登録は、印鑑登録原票に次の各号に掲げる事項を登録して行うものとする。 (1)～(3) 省略 (4) 氏名（ _____ _____ _____ _____ <u>外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ）に係る住民票に通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）が記録されている場合にあっては、氏名及び _____ 通称</u>） (5)～(7) 省略 (8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住

民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されて いる印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

(9) 省略

4 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。

(登録できない印鑑)

第6条 村長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏、若しくは通称又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組合わせたもので表して いないもの

(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの

(3)・(4) 省略

(5) 印影を鮮明に表し にくいもの

(6) 省略

2 村長は、前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されて いる印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録証の引替交付)

第8条 印鑑の登録を受けている者 又はその代理人は、印鑑登録証が著しく汚損又は毀損したときは、当該印鑑登録証を添えて、村長に引替交付 申請をすることができる。ただし、当該印鑑登録証に記載された登録番号が判読できないときは、この

民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたものであらわされている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

(9) 省略

4 新規

(登録できない印鑑)

第6条 村長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、 若しくは通称又は氏名 若しくは通称の一部を組合わせたものであらわして いないもの

(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項をあらわして いるもの

(3)・(4) 省略

(5) 印影を鮮明にあらわしにくいもの

(6) 省略

2 村長は、前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたものであらわされている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録証の 再交付)

第8条 印鑑の登録を受けているもの又はその代理人は、印鑑登録証が著しく汚染又はき損したときは、 村長に対して印鑑登録証の再交付を申請 することができる。ただし、当該 登録証に係る 登録番号が判読できないときは、この

限りではない。

- 2 村長は、前項の申請があったときは印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえ当該申請者に対して印鑑登録証を引替交付しなければならない。

(印鑑登録原票のまっ消)

第12条 村長は、印鑑の登録を受けている者について次の各号のいずれかに該当したときは、当該印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票をまっ消しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。

(6) 氏名、氏(氏に変更があった者においては、住民票に記載されている旧氏を含む。)又は名(外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更したことにより登録を受けている印鑑が第6条第1項第1号に該当することとなったとき。

(7)・(8) 省略

2 省略

(印鑑登録証明書の交付)

第13条 省略

2 省略

- 3 前項の印鑑登録証明書には、印鑑登録原票に登録されている印影及び第5条第3項第4号から第5号、第7号及び第8号までに掲げる事項を記載し、電子計算機(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものをプリンターから打ち出したものを含む。)により作成するものとする。

4 省略

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)

第14条 前条第2項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、行政手続における

限りではない。

- 2 村長は、前項の申請があったときは印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえ当該申請者に対して印鑑登録証を再交付しなければならない。

(印鑑登録原票のまっ消)

第12条 村長は、印鑑の登録を受けている者について次の各号のいずれかに該当したときは、当該印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票をまっ消しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 死亡又は失そう宣告を受けたとき。

(6) 氏名、氏若しくは

名(外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更したことにより登録されている印影を変更する必要があるとき

。

(7)・(8) 省略

2 省略

(印鑑登録証明書の交付)

第13条 省略

2 省略

- 3 前項の印鑑登録証明書には、印鑑登録原票に登録されている印影及び第5条第3項第4号から第8号までに掲げる事項を記載し、複写機又は電子計算機(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気テープに記録したものに係るプリンターからの打ち出し。により作成するものとする。

4 省略

第14条 新規

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定による利用者証明用電子証明書の記録がされたものに限る。）を用いて、多機能端末機（本村の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）に当該利用者証明用電子証明書に係る暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）を自ら入力して印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

（代理人による申請等）

第15条 省略

（申請等への印鑑登録証の添付）

第16条 省略

（印鑑登録証明の不受理）

第17条 村長は、次の各号に該当する場合には、印鑑登録の証明をすることができない。

- （1） 省略
- （2） 印鑑登録証が著しく汚損又は毀損のため識別が困難であるとき。
- （3）・（4） 省略

（閲覧の禁止）

第18条 省略

（事実の調査）

第19条 省略

2・3 省略

（北中城村行政手続条例の適用除外）

第20条 この条例の規定による処分については、北中城村行政手続条例（平成11年条例第30号）第2章及び第3章及び4章の2の規定

（代理人による申請等）

第14条 省略

（申請等への印鑑登録証の添付）

第15条 省略

（印鑑登録証明の不受理）

第16条 村長は、次の各号に該当する場合には、印鑑登録の証明をすることができない。

- （1） 省略
- （2） 印鑑登録証が著しく汚染又はき損のため識別が困難であるとき。
- （3）・（4） 省略

（閲覧の禁止）

第17条 省略

（事実の調査）

第18条 省略

2・3 省略

（北中城村行政手続条例の適用除外）

第19条 この条例の規定による処分については、北中城村行政手続条例（平成11年条例第30号）第2章及び第3章_____の規定

は、適用しない。

(規則への委任)

第21条 省略

は、適用しない。

(規則への委任)

第20条 省略

附 則

この条例は公布の日から施行する。

改正内容については、別紙新旧対照表を御参照お願いいたします。

1 ページのほうでは、印鑑登録資格、意思能力を有する成年被後見人についても登録を可能だということの内容でございます。

それから、印鑑登録。

登録できない印鑑等について規定されており

まして、さらには、店頭での印鑑登録証明書の交付等について記されております。お目通しをお願いいたします。

附則、この条例は公布の日から施行する。

議案第30号 北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について。

議案第30号

北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成21年12月7日条例第16号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年6月11日 提出

北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

道路法施行令の一部を改正する政令において、道路占用料の額が改定されたことに伴い村条例で占用料の一部を改正する必要があるため。

北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

北中城村道路占用料徴収条例（平成21年12月7日条例第16号）

改正条例		現行条例	
別表（第4条関係）		別表（第2条関係）	
占有物件	占有料	占有物件	占有料

		単位	金額 (円)
法第32 条第1 項第1 号に掲 げる工 作物	第1種電柱	一本につき1年	<u>730</u>
	第2種電柱		<u>1,100</u>
	第3種電柱		<u>1,500</u>
	第1種電話柱		<u>650</u>
	第2種電話柱		<u>1,000</u>
	第3種電話柱		<u>1,400</u>
	その他の柱類		53
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7
	地下電線その他地下に設ける線類		4
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	520
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	360
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき1年	1,100
	郵便差出箱		450
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100
法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	36
	外径が0.1メートル以上0.15メートル		53

		単位	金額 (円)
法第32 条第1 項第1 号に掲 げる工 作物	第1種電柱	一本につき1年	770
	第2種電柱		1,200
	第3種電柱		1,600
	第1種電話柱		690
	第2種電話柱		1,100
	第3種電話柱		1,500
	その他の柱類		53
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7
	地下電線その他地下に設ける線類		4
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	520
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	360
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき1年	1,100
	郵便差出箱		450
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100
法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	36
	外径が0.1メートル以上0.15メートル		53

	未満のもの	
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの	71
	外径が0.2メートル以上 0.4メートル未満のもの	140
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	360
	外径が1メートル以上のもの	710
省略		

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するもの者に限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置する者に限る。以下この号について同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する

	未満のもの	
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの	71
	外径が0.2メートル以上 0.4メートル未満のもの	140
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	360
	外径が1メートル以上のもの	710
省略		

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するもの者に限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置する者に限る。以下この号について同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する

者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。	者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
---	---

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

改定内容については、別添新旧対照表を御参照いただきたいと思います。

附則（施行期日）、この条例は公布の日から

施行し、令和3年4月1日から適用する。

続きまして、議案第31号 令和3年度北中城村一般会計補正予算（第1号）について。

議案第31号

令和3年度北中城村一般会計補正予算（第1号）について

令和3年度北中城村の一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年6月11日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和3年度北中城村一般会計補正予算（第1号）

令和3年度北中城村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ204,629千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,796,629千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		1,672,001	118,583	1,790,584
	1 国庫負担金	1,062,097	17,075	1,079,172
	2 国庫補助金	390,773	101,508	492,281
18 県支出金		1,056,877	31,933	1,088,810
	2 県補助金	570,871	31,912	602,783
	3 委託金	34,563	21	34,584
20 寄附金		250,001	1,000	251,001
	1 寄附金	250,001	1,000	251,001
21 繰入金		502,558	11,814	514,372
	2 基金繰入金	502,557	11,814	514,371
23 諸収入		64,377	13,499	77,876
	3 雑入	62,376	13,499	75,875
24 村債		556,500	27,800	584,300
	1 村債	556,500	27,800	584,300
歳入合計		8,592,000	204,629	8,796,629

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		93,461	△1,159	92,302
	1 議会費	93,461	△1,159	92,302
2 総務費		1,595,984	10,180	1,606,164
	1 総務管理費	1,422,275	3,911	1,426,186
	2 徴税費	102,055	△3,374	98,681
	3 戸籍住民基本台帳費	59,278	9,622	68,900
	5 統計調査費	694	21	715
3 民生費		2,888,455	50,909	2,939,364
	1 社会福祉費	1,385,154	4,369	1,389,523
	2 児童福祉費	1,503,301	46,540	1,549,841
4 衛生費		1,003,343	36,409	1,039,752
	1 保健衛生費	686,411	28,529	714,940

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 清 掃 費	316,932	7,880	324,812
5 農 林 水 産 業 費		297,428	5,822	303,250
	1 農 業 費	292,362	5,822	298,184
6 商 工 費		184,900	45,610	230,510
	1 商 工 費	184,900	45,610	230,510
7 土 木 費		436,385	1,059	437,444
	1 土 木 管 理 費	54,620	△830	53,790
	2 道 路 橋 梁 費	107,565	0	107,565
	3 都 市 計 画 費	274,200	1,889	276,089
8 消 防 費		260,101	0	260,101
	1 消 防 費	260,101	0	260,101
9 教 育 費		1,362,023	55,799	1,417,822
	1 教 育 総 務 費	148,800	△2,701	146,099
	2 小 学 校 費	400,312	62,927	463,239
	3 中 学 校 費	92,642	1,035	93,677
	4 幼 稚 園 費	72,646	△6,106	66,540
	5 社 会 教 育 費	412,832	△1,565	411,267
	6 保 健 体 育 費	234,791	2,209	237,000
歳 出 合 計		8,592,000	204,629	8,796,629

第2表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
学校教育施設等整備事業債 (島袋小学校校舎増築工事)	48,500	(借入方法) 証書借入又は 地方証券発行 による。 (借入先) 財 政 融 資 資 金、地方公共 団体金融機構 資金、その他	5%以内(ただし、利率見直し 方式で借入れる 財政融資資金及 び地方公共団体 金融機構資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては当 該見直し後の利 率)	30年以内の償 還、その他借 入先の融資条 件による。た だし、村財政 の都合により 繰上償還また は低利債に借 換えすること ができる。	76,300	変更なし	変更なし	変更なし

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
計	48,500				76,300			

なお、詳細については、副村長が説明いたします。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（大田 繁）

それでは、私より議案第31号 令和3年度北中城村一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

議案書4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正、変更が1件ございます。島袋小学校校舎増築工事に係る学校教育施設等整備事業債の限度額が4,850万円から7,630万円へ変更となっております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

次に、歳入につきまして、事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

7ページでございます。

17款国庫支出金、1項国庫負担金、4目教育費国庫負担金、公立学校施設整備費負担金1,707万5,000円の補正につきましては、島袋小学校校舎改築工事の国庫負担金で、建築面積が増えたための増加分となっております。

続きまして、第2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、8節保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金1,698万円につきましては、ワクチン接種のための追加の補助金となります。

7目特定防衛施設周辺整備調整交付金164万6,000円の減額につきましては、右側の説明欄の各事業に変更がございまして、それに伴いまして財源を組み替えたものでございます。

8ページをお願いします。

29目地方創生交付金7,661万2,000円につつま

しては、地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症対応の3次分追加交付に対応するための補正であります。主な事業につきましては、歳出の補正で御説明いたします。

9ページをお願いします。

18款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、4節児童福祉費県補助金、子育て世帯生活支援特別給付金その他世帯分でございます。2,385万円につきましては、ひとり親以外の低所得の子育て世帯へ特別給付金を行うものであります。児童1人当たり一律5万円の給付を行い、そしてその関連する事務費に充当するものであります。

7目沖縄振興特別推進交付金54万2,000円の減額につきましては、説明欄の各事業の変更による補正でございます。

10ページをお願いします。

23款諸収入、3項雑入、2目雑入、説明欄の上段にあります501万5,000円につきましては、北中城村地産地消出品者協議会で運営をしておりましたアンテナショップしおさいの事業所閉鎖によります精算金償還に伴うものでございます。

続きまして、11ページをお願いします。

24款村債、1項村債、6目教育債2,780万円につきましては、島袋小学校校舎増築工事に充てるための起債を行うものであります。

次に、歳出の主な補正について御説明いたします。

歳出における職員の異動等に伴う人件費につきましては、説明は省略させていただきます。

13ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理

費、8節旅費及び14ページの13節使用料及び賃借料につきましては、新型コロナウイルスの影響を受けて、昨年度と同様に今年度も葛巻町との職員人事交流が中止になったために減額補正としております。

14ページをお願いします。

7目平和費につきましては、新型コロナウイルスの影響を受けて、今年度も海外移住者子弟研修関連費用の減額補正となっております。

15ページをお願いします。

10目防災諸費、17節備品購入費534万6,000円につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金を受けまして、防災備蓄倉庫を購入するものであります。

18節負担金補助金及び交付金200万円につきましては、地域振興協会のコミュニティ助成を受けまして、仲順自治会自主防災組織へ補助するものであります。

20ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節負担金補助金及び交付金360万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を受けまして、医療・看護・福祉系の学生が、村内の医療機関及び福祉施設等で安心して実習できる環境を確保するため、実習生のPCR検査実施費用を学校等に補助するものであります。

22ページをお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、19節扶助費2,100万円につきましては、子育て世帯生活支援特別交付金として、ひとり親世帯以外の世帯について、児童1人当たり一律5万円の給付金を支給するものでございます。約420人の支給を見込んでおります。

24ページをお願いします。

3款2項2目保育所費、18節負担金補助金及び交付金のうち、PCR検査強化事業負担金250万円、保育対策総合支援事業補助金710万円

は、地方創生臨時交付金を受けまして負担及び補助するものであります。

PCR検査強化事業につきましては、村内保育施設の職員に対しまして3週間に1回程度PCR検査を実施するものであります。また、保育対策総合支援事業につきましては、村内保育施設及び児童厚生施設に対しまして、感染症対策に必要な経費を補助するものであります。

続きまして、26ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子保健費、12節委託料202万6,000円につきましては、国の2分の1の補助を受けまして、産婦健診や産後1年を経過しない母親及び乳児に対しまして、心身のケア、育児サポートを行う事業、多胎妊娠の健康診査支援を実施するものであります。

続きまして、27ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、10目新型コロナウイルス感染症対策費ワクチン接種関連1,698万円につきましては、ワクチン接種に係る人件費、接種予約システムの委託料等、必要な経費の増額分となります。

28ページをお願いします。

11目新型コロナウイルス感染症対策費56万円につきましては、新設の目となっております。これは沖縄県の依頼を受けまして4月27日に実施いたしました村内飲食店の巡回活動等に伴う経費となっております。

29ページをお願いします。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、17節備品購入費779万2,000円につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金を受けまして、資源ごみ収集車両を購入するものでございます。

31ページをお願いします。

5款農林水産費、1項農業費、3目農業振興費、10節需用費550万円につきましては、地方創生臨時交付金を受けまして、生産性向上と高付加価値作物栽培に向けた検証、そして販売を

行うための既存のコンテナハウスの修繕等を行うものであります。

また、12節委託料325万6,000円につきましては、農業振興地域整備計画策定に係る基礎調査を業務委託するものでございます。

32ページをお願いします。

6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、12節委託料1,872万4,000円と18節負担金補助金及び交付金2,697万7,000円につきましては、地方創生臨時交付金を受けまして実施する事業であります。地域通貨まーいの運営委託料につきまして、村内地域における消費の喚起、それを下支えするための電子地域通貨のプレミアム付電子商品券の発行の委託料となります。

また、北中城村中小・小規模事業者事業継続支援金2,500万円につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により、事業継続に支障が生じている村内事業所に事業継続支援金を支給するものであります。支給対象事業所及び支給額は、前回支給した飲食店、事業所を除きました法人・個人の事業所、約250事業所に一律10万円の支給の予定でございます。

次の37ページ以降の9款教育費につきましては、教育委員会のほうから御説明いたします。

私からは以上でございます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

引き続きまして、教育予算の主な内容につきまして御説明申し上げます。

38ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、17節備品購入費の186万7,000円につきましては、昨年度GIGAスクール事業で配備しましたタブレットにつきまして、生徒数の増に伴う機器購入経費として14台分を計上してございます。

次に、40ページをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、

10節需要費210万円につきましては、学校保健特別対策事業に係るコロナ感染対策支援経費といたしまして北中城小学校へ120万円、島袋小学校へ90万円を計上してございます。

同じく、12節委託料496万円につきましては、島袋小学校校舎増築工事の増床に係る管理業務、北中城小学校南側に面する既設擁壁の改修設計業務、幼稚園バス運転手1名の休職に伴うスクールバス運転業務委託料として計上してございます。

14節工事請負費5,537万円2,000円につきましては、島袋小学校増築工事に係る増床分として計上してございます。

17節備品購入費70万につきましては、需用費と同じくコロナ感染対策支援経費として両小学校へそれぞれ40万円と30万円を計上してございます。

41ページをお願いいたします。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、10節需要費120万及び17節備品購入費40万円につきましては、小学校費と同様に学校保健特別対策事業に係るコロナ感染対策支援経費として計上してございます。

43ページをお願いいたします。

9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費10節需要費50万につきましては、教育支援体制整備事業に係るコロナ感染対策支援経費として計上してございます。

44ページをお願いいたします。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、1節報酬5万4,000円につきましては、生涯学習推進計画令和4年度策定の策定に向けた委員報酬を計上しております。本年度事業としまして、これまで成果の分析と評価及び村民へのアンケート調査の審議を頂く予定をしてございます。

12節委託料200万につきましては、生涯学習推進計画策定に向けた業務の委託費として計上

してございます。

45ページをお願いいたします。

9款教育費、5項社会教育費、2目公民館費、12節委託料40万円につきましては、中央公民館裏手の斜面地の樹木・雑草等の除去について、職員での対応は困難であり、樹木伐採等委託費として計上してございます。

18節負担金補助金及び交付金240万円につきましては、大城自治会へのコミュニティ助成事業宝くじ補助金として計上してございます。

9款教育費、5項社会教育費、3目文化財保護費、12節委託料159万5,000円の減額につきまして、文化財保護費内での1節報酬141万1,000円、3節職員手当等16万3,000円、8節旅費

(通勤手当) 2万1,000円へ振り替えております。

次に、46ページをお願いいたします。

9款教育費、6項保健体育費、3目学校給食管理費、12節委託料235万3,000円につきましては、学校給食共同調理場空調機器改修工事に係る現場管理業務として計上してございます。

以上で御説明を終わります。

○議長(名幸利積)

村長。

○村長(比嘉孝則)

続きまして、議案第32号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

議案第32号

令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年6月11日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,575千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,271,305千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 諸 収 入		157,484	△2,575	154,909
	4 雑 入	157,479	△2,575	154,904
歳 入 合 計		2,273,880	△2,575	2,271,305

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		71,668	△2,834	68,834
	1 総 務 管 理 費	55,305	△2,834	52,471
6 保 健 事 業 費		52,783	259	53,042
	1 保 健 事 業 費	52,783	259	53,042
歳 出 合 計		2,273,880	△2,575	2,271,305

詳細については、健康保険課長から説明をさせます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それでは、議案第32号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

5ページをお開きください。

事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入ですが、12款諸収入、4項雑入、9目歳入欠陥補填収入257万5,000円の減につきましては、歳入歳出予算の調整計上をしたものでございます。

続きまして、6ページ、歳出を御説明いたし

ます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1節報酬、2節の給料、3節の職員手当、4節の共済費、18節負担金補助金及び交付金の合計283万4,000円の減は、職員の人事異動に伴うものでございます。

また、7ページの6款1項1目保健事業費25万9,000円の増は、会計任用職員の変更に伴うものでございます。

説明は以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第33号 令和3年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）について。

議案第33号

令和3年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）について

令和３年度北中城村水道事業会計補正予算（第１号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和３年６月１１日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

令和３年度北中城村水道事業会計補正予算（第１号）

第１条 令和３年度北中城村水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条 令和３年度北中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第１款 水道事業収益	569,260 千円	0 千円	569,260 千円
第１項 営業収益	534,984 千円	0 千円	534,984 千円
第２項 営業外収益	34,274 千円	0 千円	34,274 千円
第３項 特別利益	2 千円	0 千円	2 千円

科 目	支 出		計
	既決予定額	補正予定額	
第１款 水道事業費用	562,399 千円	△231 千円	562,168 千円
第１項 営業費用	559,914 千円	△231 千円	559,683 千円
第２項 営業外費用	1,483 千円	0 千円	1,483 千円
第３項 特別損失	2 千円	0 千円	2 千円
第４項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

第３条 予算第４条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「８１，５７８千円」を「８１，５９６千円」に、過年度分損益勘定留保資金「６８，４６７千円」を「６８，４８５千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第１款 資本的収入	3,504 千円	0 千円	3,504 千円
第１項 企業債	1 千円	0 千円	1 千円
第２項 出資金	1 千円	0 千円	1 千円
第３項 他会計からの長期借入金	1 千円	0 千円	1 千円

第4項 固定資産売却代金	1 千円	0 千円	1 千円
第5項 工事負担金	3,500 千円	0 千円	3,500 千円
	<u>支 出</u>		
第1款 資本的支出	85,082 千円	18 千円	85,100 千円
第1項 建設改良費	74,244 千円	18 千円	74,262 千円
第2項 企業債償還金	8,474 千円	0 千円	8,474 千円
第3項 国庫補助金返還金	1,364 千円	0 千円	1,364 千円
第4項 予 備 費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

詳細については、上下水道課長から説明をいたします。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第33号 令和3年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

2ページをお開きください。

今回の補正の主な点としては、人事異動に伴う人件費の見直しであります。収益的收入及び支出について。

支出。

1款水道事業費用、1項営業費用23万1,000円の減となっております。

3目総経費23万1,000円の減で、内訳としまして1節給料47万5,000円の増、2節手当が104万6,000円の減で、主な内容としまして、期末勤勉手当が11万4,000円増、扶養手当が61万8,000円減、通勤手当が14万6,000円の減、児童

手当が42万の減となっております。

続きまして、17節通信運搬費が12万円の増で、これは固定電話の通話料であります。これにつきましては、各課に専用回線が設置されたことによる上下水道課回線の通話料として計上しております。

3ページをお開きください。

資本的收入及び支出について。

支出。

1款資本的支出、1項建設改良費1万8,000円の増となっております。内訳としましては、2目の拡張費の2節手当が5,000円の増、6節法定福利費が1万3,000円の増となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第34号 令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）について。

議案第34号

令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和３年度北中城村下水道事業会計補正予算（第１号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和３年６月１１日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

令和３年度北中城村下水道事業会計補正予算（第１号）

第１条 令和３年度北中城村下水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条 令和３年度北中城村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第１款 下水道事業収益	400,763 千円	0 千円	400,763 千円
第１項 営業収益	109,586 千円	0 千円	109,586 千円
第２項 営業外収益	291,176 千円	0 千円	291,176 千円
第３項 特別利益	1 千円	0 千円	1 千円

科 目	支 出		計
	既決予定額	補正予定額	
第１款 下水道事業費用	366,157 千円	2,395 千円	368,552 千円
第１項 営業費用	322,215 千円	2,395 千円	324,610 千円
第２項 営業外費用	42,940 千円	0 千円	42,940 千円
第３項 特別損失	2 千円	0 千円	2 千円
第４項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

第３条 予算第４条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「４５，９８６千円」を「４６，７３８千円」に、過年度分損益勘定留保資金「１６，８１６千円」を「１７，５６８千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第１款 資本的収入	225,300 千円	0 千円	225,300 千円
第１項 企業債	62,900 千円	0 千円	62,900 千円
第２項 他会計補助金	110,300 千円	0 千円	110,300 千円

第3項 県補助金	52,100 千円	0 千円	52,100 千円
	支 出		
第1款 資本的支出	271,286 千円	752 千円	272,038 千円
第1項 建設改良費	146,268 千円	752 千円	147,020 千円
第2項 企業債償還金	124,018 千円	0 千円	124,018 千円
第3項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

詳細については、上下水道課長から説明をいたします。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第34号 令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

2ページをお開きください。

今回の主な内容については、県道改良工事に伴う占用物件の人孔等のかさ上げ等費用とあと人事異動による人件費の見直し及び用地補償費の増額補正によるものであります。

支出。

1款下水道事業費用、1項営業費用239万5,000円の増であります。内訳としまして、1目函渠費、8節工事費417万5,000円の増で、当初、県道宜野湾北中城線改良工事に伴う占用物件であります既設人孔等のかさ上げ等に要する費用として5か所分を計上しておりましたが、4月に県道改良工事が発注され、現況と計画の精査により12か所必要になったためであります。

4目総経費178万円の減であります。内訳としまして、1節給料99万1,000円の減、3節手当が21万7,000円の減で、主な内容としましては、期末勤勉手当が43万4,000円の減、扶養手当が12万円の増となっております。4節賞与引当金繰入額14万5,000円の減、5節法定福利費20万6,000円の減、7節退職手当組合負担金18

万8,000円の減となっております。

続きまして、3ページをお願いします。

支出。

1款資本的支出、1項建設改良費75万2,000円の増となっております。

1目建設改良費145万8,000円の減で、内訳としまして1節給料が112万6,000円の減、2節手当が20万5,000円の増で、主な内容としましては扶養手当が12万円の増、住居手当が32万4,000円の増、期末勤勉手当が44万2,000円の減、児童手当が17万5,000円の増となっております。

3節賞与引当金繰入額が14万7,000円の減、4節法定福利費14万2,000円の減、11節退職手当組合負担金が21万3,000円の減となっております。

続きまして、3目固定資産購入費、1節土地購入費221万円の増は、5号調整池予定地の平成30年度に鑑定評価しました評価額の時点修正によるものであります。

以上です。

日程第12. 承認第2号 専決処分の承認について（北中城村税条例の一部を改正する条例）

○議長（名幸利積）

日程第12. 承認第2号 専決処分の承認について（北中城村税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
村長。

○村長（比嘉孝則）

承認第 2 号 専決処分の承認について。

承認第 2 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和 3 年 6 月 11 日 提出
北中城村長 比嘉孝則

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、議会を招集する暇がないと認め専決処分をする。

北中城村税条例等の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）が令和 3 年 3 月 31 日付け公布され、北中城村税条例の一部を改正する必要が生じましたが、施行日が令和 3 年 4 月 1 日であることから、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日
北中城村長 比嘉孝則

北中城村税条例等の一部を改正する条例

第 1 条 北中城村税条例（昭和 47 年北中城村条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
------	------

(個人の村民税の非課税の範囲)

第24条 省略

- 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(法第37条の2第1項第3号の規定に基づき、それぞれ沖縄県税条例(昭和47年沖縄県税条例第59号)で定めるものに限る。)を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 省略

(2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に

(個人の村民税の非課税の範囲)

第24条 省略

- 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(法第37条の2第1項第3号の規定に基づき、それぞれ沖縄県税条例(昭和47年沖縄県税条例第59号)で定めるものに限る。)を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 省略

(2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に

規定する地方独立行政法人に対する寄附金
(出資に関する業務に充てられることが明
らかなものを除き、当該法人の主たる目的
である業務に関連するものに限る。))

- (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (9) 省略

[illegible]

- (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。
- 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（
- 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（
- 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。
- 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（
- 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (9) 省略

(10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）

2 省略

（個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第36条の3の2 省略

2・3 省略

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

5 省略

（個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（年齢16歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者

(10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの
_____を除く。）

2 省略

（個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第36条の3の2 省略

2・3 省略

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項_____において同じ。）により提供することができる。

5 省略

（個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者

(以下この条において「公的年金等支払者」という。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

2・3 省略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 省略

(特別徴収税額)

第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第3項並びに第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) 省略

2 省略

(退職所得申告書)

第53条の9 省略

(以下この条において「公的年金等支払者」という。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

2・3 省略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 省略

(特別徴収税額)

第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び_____第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) 省略

2 省略

(退職所得申告書)

第53条の9 省略

2 省略

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 省略

附 則

(個人の村民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算し

2 省略

新規

新規

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項_____において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項_____において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 省略

附 則

(個人の村民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算し

た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、 所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2・3 省略

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 省略

2 省略

3 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第24条第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定

た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、村民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2・3 省略

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 省略

2 省略

3 法附則第15条第26項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第27項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第27項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第27項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第28項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第28項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定

める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

14 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

17 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

削除

20 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

21 省略

22 省略

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する

める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

14 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

17 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

21 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

22 省略

23 省略

(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する

用語の意義)

第11条 省略

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第11条の2 村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、村長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、

用語の意義)

第11条 省略

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第11条の2 村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、村長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、

当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。
以下この条において同じ。)に100分の5を
乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の
固定資産税にあつては、前年度分の固定資産
税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分
の固定資産税について法第349条の3又は附
則第15条から第15条の3までの規定の適用を
受ける宅地等であるときは、当該額にこれら
の規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅
地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標
準となるべき額とした場合における固定資産
税額(以下「宅地等調整固定資産税額」とい
う。)を超える場合には、当該宅地等調整固
定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る
令和4年度分及び令和5年度分_____の
宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整
固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年
度分の固定資産税の課税標準となるべき価格
に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が
当該年度分の固定資産税について法第349条
の3又は附則第15条から第15条の3までの規
定の適用を受ける商業地等であるときは、当
該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た
額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定
資産税の課税標準となるべき額とした場合に
おける固定資産税額を超える場合には、同項
の規定にかかわらず、当該固定資産税額とす
る。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る
令和4年度分及び令和5年度分_____の
宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整
固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年
度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に
10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該
年度分の固定資産税について法第349条の3
又は附則第15条から第15条の3までの規定の
適用を受ける宅地等であるときは、当該額に

当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。
以下この条において同じ。)に100分の5を
乗じて得た額を加算した額_____

_____ (当該宅地等が当該年度分
の固定資産税について法第349条の3又は附
則第15条から第15条の3までの規定の適用を
受ける宅地等であるときは、当該額にこれら
の規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅
地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標
準となるべき額とした場合における固定資産
税額(以下「宅地等調整固定資産税額」とい
う。)を超える場合には、当該宅地等調整固
定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る
平成30年度から令和2年度までの各年度分の
宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整
固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年
度分の固定資産税の課税標準となるべき価格
に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が
当該年度分の固定資産税について法第349条
の3又は附則第15条から第15条の3までの規
定の適用を受ける商業地等であるときは、当
該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た
額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定
資産税の課税標準となるべき額とした場合に
おける固定資産税額を超える場合には、同項
の規定にかかわらず、当該固定資産税額とす
る。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る
平成30年度から令和2年度までの各年度分の
宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整
固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年
度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に
10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該
年度分の固定資産税について法第349条の3
又は附則第15条から第15条の3までの規定の
適用を受ける宅地等であるときは、当該額に

これらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税に関する経過措置)

これらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税に関する経過措置)

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律
(令和3年法律第7号) 附則第14条第1項の
規定に基づき、令和3年度から令和5年度ま
での各年度分の固定資産税については、法附
則第18条の3の規定を適用しないこととす
る。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年
度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度
までの各年度分の固定資産税の額は、当該農
地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該
農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前
年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地
が当該年度分の固定資産税について法第349
条の3又は附則第15条から第15条の3までの
規定の適用を受ける農地であるときは、当該
課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じ
て得た額。以下この項において同じ。）に、
当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる
負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる
負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の
固定資産税にあつては、前年度分の固定資産
税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度
分の固定資産税の課税標準となるべき額とし
た場合における固定資産税額（以下「農地調
整固定資産額」という。）を超える場合には、
当該農地調整固定資産税額とする。

省略

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規
定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に
掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の
3、第349条の3の2又は附則第15条から第
15条の3までの規定の適用がある宅地等を除
く。）に対して課する令和3年度から令和5
年度までの各年度分の特別土地保有税につい
ては、第137条第1号及び第140条の5中「当

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律
(平成30年法律第3号) 附則第22条第1項の
規定に基づき、平成30年度から令和2年度ま
での各年度分の固定資産税については、法附
則第18条の3の規定を適用しないこととす
る。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年
度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度
までの各年度分の固定資産税の額は、当該農
地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該
農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前
年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地
が当該年度分の固定資産税について法第349
条の3又は附則第15条から第15条の3までの
規定の適用を受ける農地であるときは、当該
課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じ
て得た額_____）に、
当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる
負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる
負担調整率を乗じて得た額_____

_____を当該農地に係る当該年度
分の固定資産税の課税標準となるべき額とし
た場合における固定資産税額（以下「農地調
整固定資産税額」という。）を超える場合に
は、当該農地調整固定資産税額とする。

省略

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規
定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に
掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の
3、第349条の3の2又は附則第15条から第
15条の3までの規定の適用がある宅地等を除
く。）に対して課する平成30年度から令和2
年度までの各年度分の特別土地保有税につい
ては、第137条第1号及び第140条の5中「当

該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 省略

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2の2 省略

- 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは

該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 省略

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項_____において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2の2 省略

- 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項_____において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは

第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3・4 省略

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、

、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において

第2項（これらの規定を同条第4項____において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3・4 省略

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において

「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については_____

_____,当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については_____

_____,当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

- 5 省略

- 6 法附則第30条第2項第1項及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間

「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当

該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

- 5 省略

新規

に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

追加

- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるのを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新規

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 村長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 村長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附

則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2・3 省略 (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第26条 省略 <u>2 所得税割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u>	則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2・3 省略 (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第26条 省略 新規
---	---

第2条 北中城村税条例等の一部を改正する条例（令和2年北中城村第9号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
第2条 北中城村税条例等の一部を次のように改正する。 第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を第321条の8第38項に改め、同条	第2条 北中城村税条例等の一部を次のように改正する。 第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を第321条の8第38項に改め、同条

第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、第321条の8第23項を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第60項」に、「同条第42項」を「同条第60項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第69項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「第2項又は第4項」を「又

第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、第321条の8第23項を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「第2項又は第4項」を「又

は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、
「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改める。

第52条第3項中「第48条の15の5第4項」
を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項から第6項までを削る。

（中略）

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、
「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に_____

_____改める。

第52条第4項

_____から第6項までを削る。

（中略）

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

新規

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条中北中城村税条例第34条の7第1項の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日

（2）第1条中北中城村税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日

（3）第1条中北中城村税条例附則第3条第3項及び第4項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（村民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の北中城村税条例（以下「新条例」という。）第34条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。）以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の北中城村税条例（次項及び第3項において「旧条例」という。）第34条の7第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以降に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

4 新条例の規定中個人の村民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和5年度分まで個人の村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第10条の2第22項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

改定内容については、別紙のとおりでございまして、これにつきましては、経過措置がございまして、では最後の附則のほうで施行期日等について申し上げます。

附則（施行期日）。

第1条、この条例は令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第2項、第1条中、北中城村税条例第34条の7第1項の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定。令和4年1月1日。

第2項、第1条中北中城村税条例第24条第2項及び第36条の3の3、第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改定規定並びに次条第4項の規定。令和6年1月1日。

第3項、第1条中北中城村税条例附則第3条

第3項及び第4項の規定、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律、令和3年法律第号附則第1条第2号に掲げる既定の施行の日。

これについては経過措置が取られていまして、村民税に関する経過措置、それから第2条で村民税に関する経過措置、第3条で固定資産税に関する経過措置、そして第4条に軽自動車税に関する経過措置が記されておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は
会議規則第39条第3項の規定によって省略する
ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を
省略します。

これから討論を行います。討論はありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認につ
いて（北中城村税条例の一部を改正する条例）を
採決いたします。

お諮りします。本案は承認することに御異議
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。承認第2号 専決処
分の承認について（北中城村税条例の一部を改正
する条例）については承認することに決定いた
しました。

日程第13. 承認第3号 専決処分の承認に
ついて（令和3年度北中城村国
民健康保険特別会計補正予算（専
決第1号））

○議長（名幸利積）

日程第13. 承認第3号 専決処分の承認につ
いて（令和3年度北中城村国民健康保険特別会
計補正予算（専決第1号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

承認第3号 専決処分の承認について。

承認第3号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分をし
たので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和3年6月11日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事
件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、
次のとおり専決処分する。

令和３年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（専決第１号）：別紙

理 由

令和２年度北中城村国民健康保険特別会計において、歳入が歳出に対し不足し、翌年度の歳入をもって繰上充用をする必要が生じたが、収支の確定が年度最終日となるため。

令和３年５月３１日

北中城村長 比 嘉 孝 則

令和３年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（専決第１号）

令和３年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（専決第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１４，０００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，２７３，８８０千円と定める。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第１表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
12 諸 収 入		157,484	△2,575	154,909
	4 雑 入	157,479	△2,575	154,904
歳 入 合 計		2,273,880	△2,575	2,271,305

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		71,668	△2,834	68,834
	1 総 務 管 理 費	55,305	△2,834	52,471
6 保 健 事 業 費		52,783	259	53,042
	1 保 健 事 業 費	52,783	259	53,042

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳 出	合 計	2, 273, 880	△2, 575	2, 271, 305

詳細については、健康保険課長から説明いたします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それでは、承認第3号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）について御説明いたします。

事項別明細書で御説明いたします。

5ページをお開きください。

歳入でございますが、12款諸収入、4項雑入、9目歳入欠陥補填収入1,400万の増につきましては、歳出の財源として調整計上したものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。

歳出の15款1項1目前年度繰上充用金の1,400万の増でございますが、これは令和2年度の決算見込みに当たり、赤字になることが見込まれたため、その補填として令和3年度から充用するものでございます。主な内容といたしましては、歳入のほうで特別調整交付金が約750万円の減、また県支出金2号分が約300万円の減、また歳出のほうで需用費納付金が約300万円の増となったことによるものでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略する

ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認について（令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。承認第3号 専決処分の承認について（令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号））は承認することに決定いたしました。

日程第14. 同意第3号 北中城村教育委員会委員の任命について

○議長（名幸利積）

日程第14. 同意第3号 北中城村教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

同意第3号 北中城村教育委員会委員の任命について。

同意第 3 号

北中城村教育委員会委員の任命について

北中城村教育委員会委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住 所 北中城村字大城

氏 名 富 永 一 也

生年月日 昭和 3 5 年 生

令和 3 年 6 月 1 1 日 提出

北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

北中城村教育委員会委員 徳村永盛氏が教育長に就任したことに伴い欠員が生じたため。
なお任期については、残任期間の令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。

略 歴 書

住 所 北中城村字大城

氏 名 富 永 一 也

生年月日 昭和 3 5 年 生

学 歴

昭和 6 2 年 3 月

一橋大学社会学部 卒業

平成 5 年 9 月

ジョージワシントン大学大学院修士課程 修了

職 歴

昭和 6 3 年 4 月～平成 元年 3 月 久米島高等学校 臨任教諭

平成 5 年 1 0 月～平成 2 9 年 3 月	沖縄県職員（公文書館・図書館等勤務）
平成 2 7 年 9 月～平成 2 9 年 3 月	沖縄国際大学非常勤職員（専門図書館論）
平成 2 9 年 4 月～平成 3 0 年 9 月	大分県杵築市職員（市立図書館館長）
平成 3 1 年 4 月～現在	沖縄国際大学非常勤職員（図書館サービス概論）

その他の経歴

平成 1 4 年 1 0 月～平成 1 5 年 3 月	南風原町立図書館・文化センター建設委員会委員
平成 1 7 年 5 月～平成 1 9 年	内閣府「公文書等の中間段階における集中管理の仕組みに関する研究会」委員
平成 2 1 年 4 月～平成 2 5 年 3 月	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会調査研究会委員

富永氏の略歴等については、別紙のとおりで
ございます。お目通しをお願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は
会議規則第39条第3項の規定によって省略する
ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を
省略します。

これから討論を行います。討論はありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号 北中城村教育委員会委員
の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。同意第3号 北中城村
教育委員会委員の任命については同意すること
に決定されました。

日程第15. 諮問第1号 人権擁護委員候補
者の推薦について

○議長（名幸利積）

日程第15. 諮問第1号 人権擁護委員候補者
の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
村長。

○村長（比嘉孝則）

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につ
いて。

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

記

住 所 北中城村字屋宜原

氏 名 伊 集 守 明

生年月日 昭和27年 生

令和3年6月11日 提出

北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

人権擁護委員法（昭和24年法第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて法務大臣に推薦したいため。

略 歴 書

住 所 北中城村字屋宜原

氏 名 伊 集 守 明

生年月日 昭和27年 生

学 歴

昭和46年 3月

沖縄県立中部農林高等学校 卒業

職 歴

昭和46年 7月

北中城村役場 勤務

平成25年 3月

北中城村役場 退職

その他の経歴

平成22年11月～平成23年11月

沖縄県固定資産評価審議会委員

昭和50年
昭和61年
昭和62年

北中城村青年連合会 会長
屋宜原子ども育成会 会長
屋宜原自治会 役員

伊集氏の略歴等については別紙のとおりでございます。お目通しをお願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

お諮りします。本案は諮問のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については諮問されたとおり答申することに決定いたしました。

日程第16. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（名幸利積）

日程第16. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
村長。

○村長（比嘉孝則）

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

記

住 所 北中城村字喜舎場

氏 名 大 泊 スエ子

生年月日 昭和 2 8 年 生

令和 3 年 6 月 1 1 日 提出

北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

人権擁護委員法（昭和 2 4 年法第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞いて法務大臣に推薦したいため。

略 歴 書

住 所 北中城村字喜舎場

氏 名 大 泊 スエ子

生年月日 昭和 2 8 年 生

学 歴

昭和 4 7 年 3 月 沖縄県立中部商業高等学校 卒業

職 歴

昭和 4 7 年 6 月 北中城村役場 採用

平成 2 6 年 3 月 北中城村役場 退職

その他の経歴

平成 1 7 年～平成 1 8 年 喜舎場婦人会 会長

平成 2 7 年～平成 2 9 年 北中城村婦人会 会長

略歴等につきましては、別紙のとおりでございます。お目通しをお願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は

会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

お諮りします。本案は諮問のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については諮問されたとおり答申することに決定いたしました。

日程第17. 報告第2号 令和2年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（名幸利積）

日程第17. 報告第2号 令和2年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
村長。

○村長（比嘉孝則）

報告第2号 令和2年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告について。

報告第2号

令和2年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製しましたので、本議会に報告します。

令和3年6月11日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和2年度北中城村繰越明許費繰越計算書

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	その他	
2 総務費	1 総務管理	コンビニ交付シス	8,729	8,729		8,729		

	費	テム導入事業						
		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	652	652		652		
		第一庁舎外構工事事業	18,700	8,700			7,000	1,700
3 民生費	1 社会福祉費	地域医療介護総合確保基金事業補助金	7,551	7,542		7,542		
4 衛生費	1 保険衛生費	公営墓地整備事業	114,010	114,001		87,852	21,900	4,249
		新型コロナウイルス感染症対策費	16,592	10,683		10,683		
7 土木費	2 道路橋梁費	中城公園アクセス線整備事業	2,519	2,519		2,015		504
8 消防費	1 消防施設費	感染症対策体制緊急整備事業	1,741	1,741		1,741		
9 教育費	2 小学校費	校舎増築事業（島小）	11,904	11,903				11,903
合 計			182,398	166,470		119,214	28,900	18,356

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第18．陳情第3－6号 荻道地域内に設置されたごみ焼却炉から発生する黒煙、異臭による生活環境被害について（陳情）

○議長（名幸利積）

日程第18．陳情第3－6号 荻道地域内に設

置されたごみ焼却炉から発生する黒煙、異臭による生活環境被害について（陳情）を議題とします。

お諮りします。本案については、議長を除く12人の委員で構成する住みよい環境づくり調査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。

したがって、本案は議長を除く12人の委員で構成する住みよい環境づくり調査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました住みよい環境づくり調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条の規定によって、

お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。

したがって、住みよい環境づくり調査特別委員会の委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定しました。

住みよい環境づくり調査特別委員会名簿（案）

①	安里道也	⑦	比嘉盛一
②	稲福恭秀	⑧	喜屋武すま子
③	伊集守吉	⑨	比嘉義弘
④	大城律也	⑩	山田晴憲
⑤	上間堅治	⑪	比嘉義彦
⑥	金城高治	⑫	比嘉次雄
委員長 稲福 恭秀		副委員長 金城 高治	

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前 11 時 09 分 散会

令和3年第3回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令 和 3 年 6 月 1 1 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和3年6月14日 午前10時10分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和3年6月14日 午前11時42分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番		
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会議録署名議員	5 番 議 員		上 間 堅 治			
	6 番 議 員		金 城 高 治			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長		徳 村 永 盛	
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長		玉 栄 治	
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長		與 儀 光 敏	
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長		安次嶺 正 春	
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農林水産課長兼農委事務局長		瀬 上 恒 星	
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長		奥 間 かほる	
	税 務 課 長	喜屋武 のり子	学校教育指導主事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第 2 号

令和 3 年 6 月 1 4 日（月曜日）

1．開議 午前 1 0 時 1 0 分

2．付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第 2 7 号	北中城村税条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2	議案第 2 8 号	北中城村手数料条例の一部を改正する条例について	〃
3	議案第 2 9 号	北中城村印鑑条例の一部を改正する条例について	〃
4	議案第 3 0 号	北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	〃
5	議案第 3 1 号	令和 3 年度北中城村一般会計補正予算（第 1 号）について	〃
6	議案第 3 2 号	令和 3 年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	〃
7	議案第 3 3 号	令和 3 年度北中城村水道事業会計補正予算（第 1 号）について	〃
8	議案第 3 4 号	令和 3 年度北中城村下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	〃

○議長（名幸利積）

皆さん。おはようございます。これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時10分）

日程第1．議案第27号 北中城村税条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第1．議案第27号 北中城村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 北中城村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第27号 北中城村税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第28号 北中城村手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第2．議案第28号 北中城村手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 北中城村手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第28号 北中城村手数料条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第29号 北中城村印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第３．議案第29号 北中城村印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 北中城村印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第29号 北中城村印鑑条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第４．議案第30号 北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第４．議案第30号 北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

議案第30号 北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について質疑をいたしますが、その提案理由の説明の中で、道路法の施工例の一部を改正する政令において、道路占用料の額が改定されたことに伴い、本村の条例を改正する必要があるというのを説明、提案理由であります。その件につきまして、この道路の占用料の額については国が定めていくのか、全国统一になっているのか、そしてその根拠はどういう根拠があるか、それを求めます。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

この道路占用料金の設定に当たりましては、まず道路法の中で全国に渡る占用物、つまり電柱とか電線、全国で要は連続してあるような場合のものについては、国の基準を超えてはならないということの規定がございます。それぞれの道路占用料の計算式というものもございまして、基本となるのが道路価格が一般的に置き換えるとなれば路線価格とかそういったもので、基準額になるものがございすけれども、それに一定の率の計算がございます。

その中で、今回道路法の改訂金額を見たときに、村条例が国の単価より上回っているものが確認されました。そのため、国の基準を超えてはならないということがございまして、今回国の基準に合わせた単価に見直しをするというものでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

この路線の価格等々によっても、その占用料金が異なるということの説明でございますが、我が村においては、恐らく地価というのはイオンモールの開発によってほとんどが高騰していると思うんですね。そういう状況の中で今回これが占用料金が引き下げられるということでありましたが、全国の国が定める占用料金というのは、これ全国平均ですので、その根拠というのは御存じか。例えば全国のそういう占用料金が示されたときに、国から通達が来るのか。その件についてお答えをお願いします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今回の料金の改定につきましては、国土交通省から今回の改定のポイントというものが示されておりまして、新しい地価価格、それをベースに一度算定をし直したと。その算定に基づいて新しい料金設定がなされています。

これと、では我が村ではどうなのかということがあるんですけれども、その算定に使う路線価格、これは例えば同じ村内でも住宅地域があったり山間部であったり、いろいろ土地の条件が異なってくるんですけれども、それによって単価も変わってきます。通常算定する場合は、宅地の割合が幾ら、山間地の割合が幾らという加重平均を基に村内の単価をつくるということになってきますけれども、今回算定の中では路線価、村内で五十何か所か路線価の設定があるんですけれども、これを平均で見てもいいと、国の基準よりも基準単価としては高いということがございます。

ただ、一方で、国の基準を超えてはならないという縛りがありますものですから、そのために国の単価に合わせて今回そこで抑えていると

いうところでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

国の単価を超えてはいけないという今の答弁でございますが、例えばこれは沖縄では占用料金というのは恐らく沖縄電力であったり、NTTが該当するかと思うんですね。それで、その条例ができたのは平成21年12月7日ということで新旧対照表にあります、それ以前は全く本村はその占用料金というのはもらえていなかったんですね。これは私が調査の中で本村が徴収料をもらっていないということが分かりまして、電力に行ったり、近隣の市町村に行って調査を行いました。

そのときに調査に行くと、沖縄県の中で4町村が徴収料金をもらっていないことが発覚して、それで私は沖縄電力のほうに行きまして、その担当部長とお会いしました。そしたら、条例が設定されていないということで、条例が設定されましたらすぐにでもお支払いしますよということで、私は遡ってこの料金はもらえるのかいろいろと調整もやったんですが、これは厳しいということでありました。

当時から国のそういう基準を超えてはいけないという徴収料金がございましたら、沖縄電力はこの当初設定した根拠というのは、疑問に感じずそのまま高い料金でやってきたのか、その辺について確認したいと思います。

そして、これはまた何年後かに見直しがあるのか、このことについてお聞きします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

本村では平成21年に条例を制定しておりますけれども、その条例制定の際に大本になるのが国の基準がございます。それとあと、近隣市町村の状況を見て、それで単価の設定をしております。要はうちが勝手に単価を設定しているわけではなくて、国の基準の範囲で収まるような設定をしているということで、これまでは当初で高い設定をしていたというものではなくて、国の基準の範囲での設定をさせていただいたというところでございます。

今回の見直しについても、国の基準が前回から改定があったのは恐らくその3年ぐらい前に改定が一度されているというふうに思います。これは定期的にやられているのかどうかというものはちょっと村のほうでは明確ではないんですけれども、やはり土地価格の変動、そういったのを踏まえて適宜見直しがなされるというふうに理解しております。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第30号 北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第31号 令和3年度北中城村一般会計補正予算（第1号）について

○議長（名幸利積）

日程第5．議案第31号 令和3年度北中城村一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

議案第31号 令和3年度北中城村一般会計補正予算（第1号）について質問いたします。

8ページをお願いします。

歳入の8ページ、17款2項29目2節アンテナショップ感染対策事業275万2,000円の内訳ですね。こういった事業なのかお伺いしたいと思います。

下の2節の保育所幼稚園等職員向けPCR検査事の、業が抜けていると思うんですが、抜け

ていたら後で入れてください。229万3,000円は何人ぐらいのPCR検査を予定しているのか。前の私の見たところ、保育園しか入っていなかったという記憶があるんですけども、これ幼稚園も含むということで理解してよろしいのでしょうか。

あと、10ページお願いします。

歳入の10ページの23款3項2目1節雑入、地産地消出品者協議会事業は閉鎖による清算501万5,000円ですが、説明を聞いたところは人件費と一部の売上げと言っていたんですが、これどこの売上げの一部なのでしょう。具体的な説明をよろしくお願いいたします。

歳出の18ページ、2款3項1目18節負担金、補助金及び交付金800万円の個人番号関連委託業務に係る負担金はどういった業務なのか。マイナンバーの個人番号をやると理解しているんですが、業務委託して本当に大丈夫なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

31ページ、よろしくをお願いします。

5款1項3目18節負担金、補助金及び交付金250万円の農水産物消費拡大事業補助金とありますが、どういった事業の拡大補助金なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

金城高治議員の御質問のうち、3項目について説明したいと思います。

まず、8ページを御覧ください。

8ページの17款2項29目2節アンテナショップの感染症対策事業、歳入の275万2,000円につきましては、当初予算で計上させていただいております、項目としましては歳出の5款1項3目12節委託料、しおさい市場の指定管理委託料の中の1,300万円のうち、三密対策の設備がなかったものですから、その分の対策費300万円に充当するため歳入で計上しております。

続きまして、10ページを御覧ください。

23款3項2目1節雑入のうち、地産地消出品者協議会事業所閉鎖による清算501万5,000円につきましては、昨年度までしおさい市場を経営管理しておりました地産地消出品者協議会におかれまして、本年度から指定管理としてまた別事業者が入っていただいております。そのため、昨年度までの地産地消出品者協議会にありました口座に置かれたこの金額について、この金融口座の閉鎖に伴います返金額をここに計上してございます。

続きまして、31ページ、5款1項3目18節農水産物消費拡大事業補助金、これも地方創生の臨時交付金を利用したものでございますけれども、これは北中城村でまず農水産物を出荷される方々の出品されたものを給食センターでこういった野菜関係を利用するために、給食センターに対して購入費を補助するための予算として250万円計上したものでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

8ページですね。地方創生臨時交付金の保育所幼稚園等職員向けPCR検査事業についての予算でございますけれども、御質問にありますように、対象といたしましては保育所、幼稚園、認定こども園等の従事者を対象としておりまして、こちらの人数といたしましては303名を対象に予算計上しているところでございます。事業といたしましては県の事業という形になりますので、歳出の24ページのところで県に対する負担金という形で一旦予算は計上させていただいております。

以上です。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

金城高治議員の質問にお答えします。

18ページ、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費の18節負担金、補助金及び交付金の800万円についてでございますけれども、これは個人番号カードに関する業務に関しましては全国組織のJ-LISというところで全部事務を行っています。通知とか個人番号カードの発行等々行っています。そのための負担金でございます、800万円計上しております。

また、この予算につきましては国庫補助がありまして、7ページを御覧ください。17款国庫支出金、2項国庫補助金、26目総務費国庫補助金の2節個人番号カード交付事業補助金という形で800万円、そのまま全額国から補助金として歳入となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

再質問したいと思います。

アンテナショップの感染対策事業、前に業務委託する際に1,300万円ということで、300万円を出すということで把握しています。その中で、対策事業なのでこういった対策で補助金を出すのかということを説明してもらいたかったんですけども、もう一度説明よろしく願いいたします。

2番目の保育所と幼稚園のPCR検査303人ということですが、1回きりなのか、常時やるのかということをお尋ねしたいと思います。また、小学校も中学校も児童は、北中城の事業になるのでその辺はどういうふうに行政としてはお考えなのかお聞きしたいと思います。今幼稚園までということで、当初は保育園のみだと私も聞いていたんですが、幼稚園まで入ってきて、小学校、中学校というのは同じ北中城村の子どもたちが通っているのに、同じようなPCR検査

をなぜやらないのかをお聞きしたいと思います。

次に、この出品者協議会の閉鎖に伴う501万5,000円ですが、当初しおさい市場は非常に経営も困難ということで、それで指定管理にしたと思うんですが、これ500万円の預金があった。利益があったのか、それを委託したのでこの金があったので返還、返済したのかというのをちょっとお聞きしたいです。

個人番号ですが、この個人番号関連委託業務に関する800万円についてなんですけれども、これ値段ではなくて、この業者に丸々委託して村の皆さんの個人情報が出ないのか、そういうような国との何か漏れた場合の対策とか、そういった契約上はあるのか、その辺お聞きしたいと思います。

31ページの250万円の農水産物の消費拡大とあるんですが、これは毎回こういった予算を計上するものでしょうかと確認したいんですが、お願いします。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

私のほうから8ページ、17款2項29目2節アンテナショップの対策内容につきましては、現地のほうを御覧になられて皆さんも御存じだとは思いますが、こういったパーテーション、この議場の机にも置いてあります。お客さんと、あと店員の間にやはり飛沫防止施設及び空調関係、こういったものの追加設備も必要とされておりますので、こういったものも含めた上での300万円計上と引き継ぎを受けております。

続きまして、10ページの23款3項2目の清算に関しましては、これは村から地産地消協議会のほうへ委託費、これをお預けしております、これの残金ということで判断されてよろしいかと思います。これを清算するために返金していただいたということになります。

続きまして、31ページ、5款1項3目18節の消費の拡大につきましては、地方創生臨時交付金の目的自体がコロナなどによる消費の低減に対する対応に利用できるということで、やはり毎回というふうな制限はどうしてもできないかと思います。ただし、今後こういった形で補助金とかの利用ができるようであれば、皆様方に御提案していきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

引き続きお答えいたします。

保育所、幼稚園等でのPCR検査事業でございますけれども、検査回数といたしましては3回を予定しているという事業でございます。この事業自体は先ほども申しましたとおり、沖縄県が実施する事業でございます、その負担分という形で今回予算計上しております。学校のPCR検査事業については、教育委員会のほうから答弁する予定でございますけれども、一般的な考え方として、学校における感染拡大といたしましては教職員、児童生徒ともマスクができる状況、換気ができる状況、手指消毒、そういった子どもたちの対策が取れる環境にございますので、よりリスクの高い保育所等の検査を優先しているというふうな考え方だろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

引き続き福祉課の後に学校の状況についてお答えします。

現在保育所のほうが逼迫しているということで、県の教育庁のほうでコロナウイルス支援チームを発足しております。学校内で濃厚接触者等が出た場合は、学校内で濃厚接触者の判断を

するというようになっておりまして、その際PCR検査キット、これを役場に用意しまして、各学校から取りに来てもらって、それを持ち帰って生徒に検査、学校の先生も含みますけれども、検査していただいて保健所に持っていく形を今から取っていく予定となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

先ほどの個人番号カードに関する事務の委託に関する事なんですけれども、これは本村だけではなくて全国の市区町村がそこに委託している。国からマイナンバーカード作成に当たるために特別につくられた機関でして、やり取りも専用の端末がありまして、それでやり取りしていますので、個人情報漏れるということはありません。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、私のほうから質問します。

8ページをお願いします。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、29目2節新型コロナウイルス感染対策交付金で、ICTを活用した生産性向上事業の進出先と事業内容をお願いします。

あと、9ページ、これは一括交付金のほうなんですけれども、18款県支出金、2項県補助金、7目のほうなんですけれども、海外子弟交流事業、減額になってはいますけれども、理由をお聞かせください。あと、今後どうするのかですね。それをお願いします。

続いて、歳出12ページ、1款議会費、1項議会費、1目議会費18節負担金、補助金及び交付金、政務活動費の減額でありますけれども、こ

これは数名の議員からコロナ対策費用として活用してほしいとの思いで申請をしなかったものですが、この思いはしっかり当局として受け止められているか、お願いします。

それと、27ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、10目新型コロナウイルス感染対策費、ワクチン接種関連の2節ですね。会計年度任用職員の給与ということになっていきますけれども、多分フルタイムの採用だと思うんですけども、イメージ的にはフルタイムはちょっと特殊な職種なのかなというふうに思っています。どういった職種を採用したのかお聞かせください。

それと、32ページ、6款商工費、1項商工費、2目18節北中城村まつり活性化委員会補助金、増額の理由をお聞かせください。

同じくこの18節の負担金、補助金ですけども、北中城村中小小規模事業者継続支援金であります。説明では前回と同様の内容だということですが、書類のほうも、また審査のほうも全く同じ内容でやるのかお聞かせください。

あと、最後に40ページ、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、14節工事負担金、島袋小学校校舎増築工事の増額になっていますけれども、増額理由で床面積が増えたということなんですけれども、これは具体的にどういったもので増えたのか。ただ少し増やしたのか、クラスが増えたのか、その辺も含めてお聞かせください。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

私のほうからは8ページ、歳入の17款2項29目2節の中のICTを活用した生産性向上事業ということで、512万7,000円を計上しているところなんですけれども、歳出のほうで31ページを御覧ください。

5款1項3目10節需用費に光熱水費と修繕費

として合計550万円を計上しているところなんですけれども、この内容としましては一括交付金を利用して現在しおさい市場の横に植物工場としてコンテナハウスを設置しているところなんですけれども、これがおとしまでは事業として調査などをやっていたんですけども、昨年度は予算が計上が採択されなくて、そのまま1年間は放置されていた状況にございました。それで今年度、この地方創生の臨時交付金を用いまして地産地消のほうの一手段として、コンテナ自体の今設備が一旦は電気も止められて故障している部分もあるものですから、この辺の修繕費と、その運転の準備費ということで、こちらの需用費のほうに550万円を計上しているところなんですけれども、歳入のICTを活用した生産向上事業ということで、こちらのほうに充当する予定でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

上間堅治議員からの御質問の9ページ、海外子弟青年交流事業の減額なんです。これは8月あたりに南米の3か国から研修生を受け入れている事業でございまして、昨年と同様今回コロナの感染状況拡大、その国もそうなんです。日本国内もそうです。それを受けて今回は中止をさせていただくということに決定しました。次年度以降は感染状況を収束だったりを確認しながら、その都度実施かどうかを検討していきたいと思っております。

以上です。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

上間議員の御質問にお答えいたします。

政務活動費の減につきましては、予算ヒアリングの中で議会のものについては今回はヒアリングを通していなかったようですので、ただ思いついてはその経費についてはコロナ感染症対策関連の事業等に充当するというのでやっていきたいと思っておりますので、皆さんの趣旨を尊重してその財源に充てたいと考えております。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

私のほうからは、27ページの衛生費、保健衛生費の10目新型コロナウイルス感染症対策費の2番給料、会計年度任用職員給与の件でございますが、こちらは新たに保健師を1人増員しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

私のほうからは、32ページ、6款1項2目18節ですね。まず、北中城まつり活性化委員会補助金の増額分ですが、今回祭りを若松公園で開く予定をしています。従来では職員を配置していろんな警備とかに充てる予定でしたが、職員の感染拡大を防止するために、職員分を大幅に警備員を雇って祭りを運営したいということで増としております。

次に、北中城村中小小規模事業者事業継続支援金、これは地方創生なんですけれども、時短営業の飲食店以外を今回予定しておりまして、前回行った様式等によって行っていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

40ページをお願いします。

2款2項1目学校管理費、14節工事請負費の増額ですが、こちらは当初予算にのせていた場合は教室のみの予算額として計上しておりましたが、その後学校からの要望もありましてトイレの設置がしたいということで、その分約100平米を増床しておりまして、その分の予算計上となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは再質問します。

8ページから順次行きたいと思っております。

I C T コンテナ栽培事業ということなんですけれども、その今活用されていない部分をとということなんですけれども、これがちょっと心配なのが、コロナウイルス感染対策としてどういうふうにつなげているのかな。今課長の説明では地産地消の話をしていました。この辺ちょっとまだまだ説明足りないんじゃないかなというふうに思っていますので、もう少しコロナ感染対策給付金なので、どういったコロナ感染症対策のほうに向くのか、もう少し詳しく説明をお願いします。

それと、9ページの海外子弟交流事業なんですけれども、中止であればしっかり説明の中で入れていただきたいなど。我々としても当初の予算の中でこれをやるということで予算しっかり見て可決していますので、中止となるともう全額ないということなので、それはもう使わないということになると思うので、もう少し説明のほうもしっかり初めでやっていただければよかったのかなというふうに思っています。

あと、飛んで32ページの継続支援金ですね、事業のほうの。初め、第1回というか、去年や

ったときも同じような質問をしたんですけれども、少し不正があったり、そういったので相当危惧があるんじゃないかなというふうな話もしました、去年ですね。実際、国の持続化給付金でも相当今何人か不正受給ということでやっていますけれども、この辺の対応は本当にしっかりできているのかお聞かせください。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

それでは、再質問のほうにお答えします。

まず、利用するものが地方創生交付金、新型コロナウイルス感染症対策ということでもございますけれども、実際この施設につきましては水耕栽培用の施設として整備されたものでございます。それで、まずは露地栽培として栽培をこれまでどおりやっているものとは違うような、まず室内で栽培できるものの実験施設ですね。こういったものを目的としておりますので、新たな農水産物の可能性を調査するためのものでもございます。もともと労働力として畑仕事が恐らく難しい方に関しまして、電気もしくはコンピューター等でそれを農作業を補助して、現在の農業に携わられる方々を補助していただけるような農作業の施設として整備されたものでもございますので、こういった地産地消の強化の一端を担うもの、こういったものに付する施設だと考えておりますので、特にこういった補助金を利用させていただくことについては特に趣旨から外れているものではないと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

上間堅治議員からの説明をしっかりとしてくださいということだったんですが、当初予算でせっかく可決してもらっている予算を早々に削除

したということをやっと副村長のほうに伝え忘れていました。今後はしっかりそういった予算の削除があれば、しっかり伝えて事前に説明させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

私のほうからは、32ページですね。中小企業の持続化支援金なんですが、前回いろいろ不正等もありましたけれども、申請方法は前回と一緒に、去年の申告の写しと今年度の事業内容を見ておおむね20%減額になっている部分について支払いをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

1番目のほうの8ページのコンテナ栽培のほうに充てるということなんですけれども、私のほうからしたらやっぱりちょっと厳しいかな。今後もし国の監査が入った場合に、一番指摘されやすい部分、10割補助じゃないかなというふうに思っていますので、ほかの部分も結構こういった地方創生コロナ関連、結構あります、10割補助。その辺をしっかりと意見が通るような形で、この議会の中でもしっかりと説明できるようなものでやっていただければもう少しありがたいかなと思っています。ただ、次の監査のあたりがちょっと心配だなということで、しっかりとやってください。

あと、海外子弟交流事業なんですけれども、すぐ中止というわけではなくて、できたら、また2年目中止、2回中止になっていて、また次に始めるときになかなか難しい部分があると思うんですよ。その辺も含めて少し向こう、南米サイドのほうと事務局とのあたりで何かやるために予算を残すとか、そういったのは考えられ

ないかなと今思っています。

あと、継続支援金、中小企業のほうはもうしっかり不正がないように、これも税金なので国の税金で全額やっていますので、しっかり対応をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

10ページ、雑入のほうなんです、観光周遊バス事業、今年度からは有償実験ということでありますが、当初予算から入っていたのかちょっと私チェックをしていないんですが、このコロナ禍の中で38万4,000円補正に上がっていますけれども、当面どのぐらいの人が乗るかということから始まると思うんですけれども、その算出根拠をお願いしたいと思います。

そして、今の時期この有償実験の効果というんですかね、どれだけの利用者がいるのか、来年はいよいよこの基準判断になると思うんですけれども、来年度に向けての大変重要な時期なんです、あいにくコロナ禍ということで大変気になるんですけれども、こういうのをお尋ねしたいと思います。

あと、31ページ、上間議員からも質問があったんですが、コンテナ水耕栽培ですか、植物工場。私もこれは勉強不足ですが、農を活かす事業と関連の事業でしょうか。そういう理解で質問するんですけれども、予算説明の中では付加価値の高い植物を今度は実験するということですから、今のところ決まっているのかですね。あと、これ1年か2年ですか、休止している状況なんです、農を活かしたこういう事業であれば、これ事業化するというような感じであつたんですが、これ事業化は今確認できているかどうか、その辺をお尋ねしたい。今後もこれまたそれ以外の事業目的で地産地消のものの

植物を育てるということであれば、補助金があるなしに関わらず、実験として生かしていくのか、それをお聞きしたいと思います。

それと、34ページ、道路新設改良工事、これは場所はどこなのか。それと、財源組替えなんです、これどういった事業から今組替えされていますけれども、この組替えした経緯と、これは1,100万円一般会計の持ち出しなのかということでお聞きしたいと思います。その辺お願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

稲福議員の御質問にお答えします。

私からはまず10ページですね。23款3項2目1節雑入、そのうちの観光周遊バス運賃収入38万4,000円の根拠なんですけれども、令和2年度利用者数4,712人いまして、この38万4,000円については一応100円の金額に月480人乗るだろうという中で8月から8か月間を予定しています。無償運行運賃の利用者数の約8割を乗るということを想定した中でこの収入になっております。

それと、効果なんですけれども、今年度有償にしてその効果を図りますけれども、令和4年度にそれを踏まえて地域公共交通計画を策定して、スクールバスの問題もありますので、そこと連携するのか、それとも切り離すのかも含めて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

私のほうからは、31ページ、5款1項3目10節需用費の植物工場コンテナの修繕の件で御説明いたします。

施設自体が通常の畑とかに比べると小規模でもございますし、環境としても現在1年間丸々

運転されていなかったということもございますので、まず施設の修繕等をやるために今回予算を計上したものでございます。

今後の利用の仕方につきましては、あくまでもこういった新たな換金作物、もしくはある程度の高額で取引が見込める植物を実験するための施設として捉えていただきたいと考えております。今後はこの修繕が終わりましたら、新たにこの施設を使ってそういった栽培品目を検討していただける事業者を募集していきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

それでは、私のほうから御質問34ページ、7款2項2目道路新設改良費の財源組替えについて御説明いたします。

これの基になりますのが7ページ、17款国庫支出金、2項国庫補助金、7目特定防衛施設周辺整備調整交付金、その中に村道仲順屋宜原線落石防護柵設置工事、これが1,150万4,000円の減額となっております。これにつきましては、仲順屋宜原線のほうで落石対策をする必要があるということで、以前から設計をしておりますが、この以前設計した後、これが平成26年度に設計を終えていたんですけれども、今回実施しようという段階で見ますと、その間に設計基準の改定がございまして、今の設計のままでは施工ができない。要は基準に合わない形状になっているということで、改めてその設計の見直しが必要になるということから、補助金の執行に当たって適切ではないということで補助金の支出を今回取りやめたと。これにつきましては、また改めて設計をし直した上でまた今後の実施を検討してまいりたいというところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

分かりました。

観光周遊バス事業38万4,000円、これは当初予算にはなかったということで理解していいですかね。今後8割を今回見ておったということで、その辺480名を基準に出したということですが、来年度に向けては実証実験の結果を見ないと、いわゆるコミュニティーバスを運行できるかどうかというのは今お尋ね厳しいとは思いますが、今後はどう生かすか、村長この辺は御意見できますでしょうかね。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

稲福議員の御質問にお答えします。

コミュニティーバスの趣旨、基本的には交通弱者の救済ということで、もう一つは地域の活性化、そういったあたりを目的としたバスの周遊運行だと考えております。ただ、今後また様々な考え方、複合的なバスの利用の仕方もあると思っておりますので、先ほど登下校に使えるようなバス等も考えられますので、これからこの計画、実証実験等を踏まえてそのようなことも考えてみたいと思います。その辺に向けて今実証実験をするつもりでございます。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

分かりました。

では、水耕栽培をやるコンテナの件ですが、今後はどんどん新しい付加価値のある農作物、それを事業所を募集して生かすというこ

となんですが、この辺は年次計画というんですか、これずっともうコンテナがあって維持管理が電力が200万ぐらいありますよね。そういうことで維持管理等々併せて収益を上げるように復活し、どういうふうに事業者が頑張ってくれるか、この募集方法もあると思うので、この辺はいつごろから機能するのか、機能しているのかお尋ねします。

それと、先ほどの仲順屋宜原線、それについては事業採択ができなくなったという、設計変更ですか、今回は事業は見直すということで理解していいんでしょうかね。

じゃ、今の水耕栽培についてももう一度詳しくお願いします。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

今後のコンテナ設備の利用につきましては、修繕の見積もりは一旦は取っている状況ではあるんですけれども、実際に修繕にどのくらい時間がかかるのかというのが業者が決まらないうちはまだはっきりしたところと言えません。スケジュール管理につきましては、恐らくそういった実際修繕業者と話し合いをしながら、できるだけ早めにそういった事業者さんを公募とかという形で募集していきたいと考えております。

また、そういったことで今後の北中城としての農産物、こういった強化を図るのにやはり一つの機会になれば大変施設については有意義に今後も使っていけるものかと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

私のほうから、村道仲順屋宜原線の落石防護設置工事についてお答えします。

今設計基準によらないもの、今の制度に適合していないということから、このままやってし

まいますと不適切な補助金の執行になってしまいます。そのために、一度この事業を今年度の補助対象として交付金対象としてエントリーはさせていただいたんですけれども、その間に今新しい基準に合致していないということが判明いたしまして、取下げをさせていただいて、その代わりにほかの事業に充てさせていただいているということです。

これにつきまして、また改めて現在の設計基準に基づいた見直し、もしくはその線形事態を全体としてもっといい方法がないのかということも含めて改めて検討をし直したいという状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

18ページの2款総務費、18節負担金、補助金及び交付金ということで、個人情報が出ていますけれども、これ多分国の政策の一環ということで国から国庫補助金出ていますけれども、若干個人情報がある意味では丸裸にされる可能性があるということで心配される村民もいらっしゃると思いますけれども、今現在何%ぐらい普及しているか。

あと、もう1点は、今手続の流れの中で既にマイナンバーカードを持っていいらっしゃる方にも書類が届いているということで、村民から言われて、そのあたりもちょっと聞きたいと思えますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

比嘉義弘議員の御質問にお答えします。

個人情報に関しましては、先ほども申し上げたとおりJ-LIS、マイナンバーカードを発行する機関がございまして、そこでのや

り取りは各市町村とも専用の回線でやっておりまして、この回線に入るためには静脈認証とかで回線に入って、あとパスワードを入力していきますので、個人情報のだだ漏れにはならないのかなということで先ほど申し上げております。あと既にマイナンバーカードを発行している方にも文書等が届いているということなんですけれども、実はマイナンバーカードの中にはチップがありまして、そのチップが発行してから5回目の誕生日の前に内容を書換えするということになっていますので、そのための文書が届いているかと思います。

取得状況で、本村では今約12%です。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

先ほどから質疑二、三あるんですけれども、31ページの10節需用費の中でコンテナを再稼働させるという中で、これは農を活かした福祉の里づくり活性化事業に関連させているのかどうかですね。例えば、課長のほうから先ほどは地産地消出品者協議会の話も出て、新しい農業、水耕栽培という話も出たんですけれども、地産地消出品者協議会の中では、こういう新しい農業、水耕栽培というのはほとんど望まれていないという関連の中から、どうしてもこの福祉の里づくりに関連づけようとしている事案だろうというふうに私は思っているんですけれども、その辺再度答弁を求めます。

次、32ページ、まつり活性化委員会、197万7,000円の増額補正なんですけれども、企画振興課長の答弁で、コロナ対策のため職員を減という、会場警備等この辺の減をするということだったんですけれども、この祭りの企画書の中では例えば村議会とか自治会、商工会、いろんな方々の組織がここに携わっている構図があ

るんですね。だとしたら、我々も削減してくれよと言いたいわけですよ。もう一つは、このまつり活性化委員会の中で、ひまわりIN北中城が中止ということになっております。そこにも280万の予算が組み込まれていたと思っております。それを充てるわけにはいかなかったのかどうかですね。この予算のちょっと整合性が取れないような状況をどう考えるかですね。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

比嘉次雄議員の御質問にお答えいたします。

31ページ、5款1項3目10節需用費の件なんですけれども、植物工場、このコンテナですね。コンテナハウス自体は、農を活かした健康福祉のまちづくりに資するもので一括交付金を利用させていただいた施設ではございます。ただし、この利用方法につきましては、現在のこういったコロナということもございまして、農業生産に携わられる方への新たな農水産物のそういった農家さんの育成とか、新たな品目を開発とかするためのものとして今回計上させていただいておりますので、この農を生かしたのみというような考えではなくて、新たにいろんな方法を検討するための施設として私どもは捉えているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

比嘉次雄議員の御質問にお答えします。

32ページ、まつり活性化の197万7,000円の増なんですけど、警備を雇うという話をしましたけれども、警備に携わっている、議員等含めてどこを警備委託するか、あと職員もずっと立つわけじゃなくて、三密を避けられるようであればそこで運営したい。とにかく祭りの役員数を極

力減らしていきたいということなので、おのずとこの役員の方々も対象になると思っております。

それと、計上ですけれども、ひまわり祭りが中止ということで、208万ぐらいあるから、それからという話ではあったんですけれども、一括交付金を充てているものですから、その分を一括交付金で増額の補助としてもらうということで今回この予算に上げているところであります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

コンテナ水耕栽培事業ですね、どうもいかにもこのコロナ感染とは関連づけにくい。上間堅治議員が言ったように、密はコンテナから始まるんじゃないですか。畑に出ればもっともう広いところで農業ができるということなんですけれども、これ以上また追及したら、なかなかあなたお互いが前に進まなくなりますので、農水課長、考えていてくださいね。後で私に個人的にも答弁をお願いしますね。

企画振興課の増額予算は一括交付金からということでもありますので、私たち議員も、あるいは自治会長会もいろんな組織も関連はないですね、これ。削減ということの方向性がありましたので、終わります。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 令和3年度北中城村一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第31号 令和3年度北中城村一般会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第32号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（名幸利積）

日程第6．議案第32号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第32号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第33号 令和3年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（名幸利積）

日程第7. 議案第33号 令和3年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 令和3年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第33号 令和3年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第34号 令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（名幸利積）

日程第8. 議案第34号 令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

では、質問いたします。

2ページをお願いいたします。

2ページの1款1項1目8節工事費ですね。説明の中で、県道の工事に伴い、当初5か所予定していた枅かさ上げですね。それが12か所に

変更ということの説明がございました。その今予算が417万5,000円計上されておりますが、当初の5か所というのがありますが、3月議会でその12か所分のかさ上げが知らなかったのか。どうして今3月議会を終えてわずか3か月の間で12か所に増えたのか、その辺の説明を求めます。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

お答えします。

当初5か所ということで計上していたんですけども、これ事前に県との調整が十分でなかったということで、協議が。それで詳細の図面等が提示されていなかったものですから、おおよそでこの区間想定して5か所ということで計上しておりました。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

今答弁では県との調整が不十分ということで、いろんな資料が示されなかったと。皆さん、予算を計上する場合においては、独自で調査をするのか。例えば本村のこの下水道に関する柵の台帳監理とかそういうものがなされていないのか。そして、県としてもこの県道の拡幅することで我が村のそういう柵のかさ上げ等も事業が出てくるわけですから、しっかり調査するべきだと思うんですね。この調査というのは、3月以降に今年度4月に入ってやられたのか。そうしますと、私が皆さんに疑問を感じるのは、例えば皆さん、そういう財源の厳しい中で、12月あたりから次年度の新年度のヒアリングをしたり、いろいろな各課と調整しながらいろいろと予算を、どの事業を推進していくか決めているわけですね。そういうもろもろについて、例えば県との調整をしっかりして3月議会の当初予算でしっかり計上するべきだと私は思っている

んですよ。だけれども、その辺が県がしっかりとできていないのか、担当課がしっかりと向こうに調整できていないのか、その辺を含めて確認したいんですが、どのようになっていますか。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

去年、県と中部市町村との行政懇談会のほうで市町村からの要望事項ということで県道工事に係る上下水道管路の移設について、県道工事に伴い埋設占用物の上下水道管路に係る計画調整についてお願いということで、道路工事に伴う道路占用物の移設については各管理者と調整を行いながら移設工事を進めていただいているということです。これは県の回答です。すみません。今後とも道路の整備計画や工事時期について各管理者と情報共有を図りながら道路整備を進めていきたいと考えておりますということで、去年の9月に回答をいただいていたんですけども、多分コロナ禍の影響等もありまして、その担当部署との調整が十分できていなかったということもちょっと考えられると思います。

こちらからもある程度県道工事については予測はしているんですけども、何分去年については調整不足だったということでもあります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

村長にお聞きしたいんですが、今そういう管理者と県との調整を行いながら事業を進めていくという担当課長の答弁でありますね。こういうようなものが発生するということはしっかりとこれは調整できていないということになるわけですよ。それは県に対しても、我々は村としては厳しい財源の中でいろんな事業を取り組んでいこうという形でやっているわけですから、3

月議会で当初予算決定して、すぐわずか3か月の期間でこれが変更になるようなことは、調整をやればそういうことは起きないと思うんですね。しっかりその管理を県のほうにも申し上げてほしいんですが、村長、答弁をお願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時41分 休憩

午前11時41分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

ただいまの比嘉義彦議員の御質問にお答えします。

中部市町村会が県のほうにお願いする、要請するくらいですから、これは非常に重要なことだと考えております。ただ、予算編成と契約完了と事業完了とのタイムラグがありますので、要するに予算は12月にはもうほぼ予算要求締め切ります。そして、県においてはもっと早くこれを締め切るんだと思います。そして、予算編成が最終的に確定するのは事務局方の確定するのは大体1月。そうすると、そのまた2月、3月の間にまた設計変更とかそういうのがあると、なかなか我々の市町村の予算に反映させる、整合性の取れないようなことになってしまっているところがあると思います。ですから、そういうことがないように県との市町村との調整については従前から早めにやるようにということでこれからまた中部市町村会でもそういう話合いをし、そして県ともそのような密な調整ができればと考えております。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

す。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第34号 令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時42分 散会

令和３年第３回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令 和 ３ 年 ６ 月 １ １ 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和３年６月15日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和３年６月15日 午後３時25分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	１ 番	安 里 道 也	出	８ 番	喜屋武 すま子	出
	２ 番	稲 福 恭 秀	出	９ 番		
	３ 番	伊 集 守 吉	出	１ ０ 番	比 嘉 義 弘	出
	４ 番	大 城 律 也	出	１ １ 番	山 田 晴 憲	出
	５ 番	上 間 堅 治	出	１ ２ 番	比 嘉 義 彦	出
	６ 番	金 城 高 治	出	１ ３ 番	比 嘉 次 雄	出
	７ 番	比 嘉 盛 一	出	１ ４ 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	５ 番 議 員		上 間 堅 治			
	６ 番 議 員		金 城 高 治			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長		徳 村 永 盛	
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長		玉 栄 治	
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長		與 儀 光 敏	
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長		安次嶺 正 春	
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長		瀬 上 恒 星	
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長		奥 間 かほる	
	税 務 課 長	喜屋武 のり子	学 校 教 育 指 導 主 事		島 袋 淳	
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第3号

令和3年6月15日（火曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
1	比 嘉 盛 一	1. 新型コロナ対策 2. オンライン授業 3. 公営墓地整備事業 4. 危険箇所改修
2	比 嘉 次 雄	1. 荻道地域内業者焼却炉から派生する被害について 2. 3大まつりについて
3	稲 福 恭 秀	1. ライカム地区の連絡歩道橋の設置実現に向けて 2. 公営墓地整備事業の進捗状況について 3. 北中城村住みよい環境づくり条例の制定について
4	大 城 律 也	1. 登下校時における児童・生徒の通学路の安全確保について 2. 新型コロナワクチン接種について 3. 新型コロナウイルス緊急支援対策について 4. スクールバスの新型コロナウイルス感染症防止対策について

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

おはようございます。

新型コロナウイルス対策について質問いたします。

最近の全国の感染状況を見ると、感染力の強い変異株の割合が増えてきました。全国民へのワクチン接種を急ぐべき状況になってきておりますが、遅々として進んでおりません。

沖縄県でも変異株は確認されております。沖縄県の4月の1か月間の新規感染者は、1日平均99名を超えました。5月には148名を超えました。6月には昨日現在180件になっています。昨日はただ、たまたま54名と感染者は少なかったんですけども、トータルすると180件です。それから、10万人当たりの感染というのは65.74で、まだまだ高いです。そういうことで、ウイルス対策としてのまず、ワクチン接種について質問いたします。

1、1回接種済みの者は何名で、村民割合は何％か。

2、2回接種済みの方は何名で、村民割合は何％か。

3、これまでの接種で重大な副反応はあったか。

4、これまでの接種で予約キャンセルは何件あったか。

5、キャンセルで余ったワクチンはどう処理

したのか。

6、個別接種の状況は把握しているか。

7、高齢者への接種はいつまでに完了するのか。

8、全村民への接種はいつから始め、いつまでに完了するのか。

次は、同じコロナの関連としまして、オンライン授業について質問いたします。

1、オンライン授業開催に向けて準備状況を問います。

2、オンライン授業の必要性について問います。

3、オンライン授業の方法及び進め方を問います。

次に、公営墓地整備事業について質問いたします。

1、多額の税金を投入しながら、いまだに売出し要項、運営要綱ができていないのはどうしてか。本来、全体の要綱は、着手するまでにできてしかるべきではないのか。

2番目、担当課によると、詳細は、今後開催される検討委員会で決定されると聞いております。それで、以下の答弁については、構想段階での内容で構いませんのでお答えください。

（1）総工費はいくらか。これは、総事業費の間違いでした。

（2）そのうち一般財源はいくらか。

（3）墓地は何区画あるか。

（4）駐車場は何台分か。

（5）売出し、あるいは、これは貸出しというんですかね、これはいつから始まるか。

（6）購入対象者の条件はあるか。

村民のみか。あるいは、村出身で他市町村に住んでいる方は対象となるのかどうか。

（7）番に、優先順位はあるのか。

これはどういうことかというのと、アワセ土地開発で立ち退きを余儀なくされた方がいらっしゃるんです。そういう方は優先的に与えられる

のかどうかです、権利を。それから、この墓地整備事業で土地を収用された方もいらっしゃると思います。こういう方はどうなのか。こういうことです。

(8) 購入後、契約後の条件はあるか。

契約後、墓建設するまでの期間で、いつまでにしなきゃいけないとか、そういうのがあるのかどうか。あるいは、30年契約をしたんだけど、契約が終了したら、後は再契約ができるのかどうか。そういうことです。

次、4番目に、最後に、危険箇所の改修工事について質問いたします。

島袋549番地15と島袋114番地35について、昨年6月29日付で自治会から要望書が提出されました。口頭では「改修する」と回答しておりますが、いまだに放置されているのはなぜか。その説明を求めます。

以上、お願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉盛一議員の御質問にお答えします。

まず、1番目の新型コロナウイルス対策についての質問でございます。

1回接種済み者は何名か、村民割合は何%かということですので、接種済み者は791名、そして18%の接種率でございます。

それから、2回接種済みの者は何名か、村民割合、これは326名で8%の状況でございます。

これまでの重大な副反応については、今のところ報告はございません。

それから、4番目に、これまでの接種で予約キャンセルは何件か。9件でございます。

そして、キャンセルで余ったワクチンについては、中北消防職員及び接種業務従事者に接種したということでございます。

個別接種の状況についてですが、村内4か所の医療機関で5月より実施をしております。

す。

それから、高齢者への接種はいつまでに完了するかということです。8月1日でございます。

全村民への接種はいつから始め、いつまでに完了するかということについては、6月末に接種券を送付いたしまして、集団、8月1日から実施します。個別医療機関については、可能な日程で実施してまいります。

2番目のオンライン授業については、教育委員会に説明をさせます。

3番目の公営墓地の整備事業についてですが、1番目の要綱の整備についてですが、要綱の整備については、基本的には供用開始のめどが立ったとき、通常、公の施設ですから、公の施設の管理条例等については、供用開始のめどがついた時点で、このあたりぐらいで例規の整備をいたします。ですから、これから検討委員会に諮って、供用開始できるようなまでの準備をいたしますので、審議のほどを検討委員会のほうでしっかり審議して、内容等を決めてまいりたいと思います。もちろん、要綱等についても、また例規審のほうも諮りますので、そのあたりについても御承知おきいただきたいと思います。

それから、2番目の総工費についてですが、総事業費7億6,189万2,000円、そして、一般財源は1億5,238万円、墓地の区画は364区画、駐車台数は38台でございます。

それから、5番目の売出し、貸出し、使用料はいつからやりたいか、購入対象者の条件等、それから優先順位等、購入後の条件等については、5から8については、今後検討委員会において順次決定してまいりたいと思います。

それから、4番目の危険箇所改修工事についてでございますが、島袋の2か所の要請等で、まだ応えていないということですが、これについては、今私も現場を見てまいりまして、この防止柵については民地に設置され

ていること、また、隣接する個人所有の構造物に影響することから、これらの関係者からの同意の取得、これと並行して施工業者との調整を行ってきたところであり、放置しているものではありません。それについては、十分対処できると考えております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

私のほうから、1番、新型コロナウイルス対策の1回接種済み者の数が、昨日現在の新しい数字がありますので、これを御報告させていただきたいと思います。

村内の個別接種の情報が入りましたので、前回133名をプラスいたしまして934人で、接種率は21.5%となっております。今後、村外の個別接種の方とかの情報も入りますので、これは随時変わっていくものと思われま

す。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

比嘉盛一議員のオンライン授業についてお答えいたします。

まず、1点目のオンライン授業の開催に向けて準備状況についてでございますが、村内小中学校の全児童生徒に学習者用端末を配布し、校内LANの整備も済んでございますが、端末の持ち帰りについては、各家庭Wi-Fi環境やルールづくり等が未整備のため、行っておりません。問題点等の検討を行い、オンライン授業の方向性を見だしていく予定でございます。

2点目のオンライン授業の必要性についてでございますが、児童生徒の学習を保障する手段の一つとして必要性があると考えております。

3点目のオンライン授業の方法及び進め方についてでございますが、ふだんの対面型の授業

を同時双方向型オンラインシステム、Zoom等を活用して行うことを想定してございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

私のほうから、御質問4番目の危険箇所の改修について、村長の答弁の補足をさせていただきます。

本事案以外にも改修等が必要な箇所が毎年多数発生しております。ちなみに、昨年1年間で苦情・要望への対応も含めてなんですが、70件ほどその対応がござい

ます。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

それでは、再質問いたします。

まず、ワクチン接種については、本村がスムーズに接種が進んでいるかどうかということで、確認するために質問いたしました。高齢者ワクチンの接種、本村、月に4回の接種予定でした。だから、8月いっぱいかかることになっていたんですよ、最初ね。もう随分ゆっくりした接種計画だ

と、そう思いました。5月に3回、6月に5回、7月に4回、8月に4回ということで、1週間に1回ぐらいということでやっていたんですけども、その後、前倒しの変更があ

8月いっぱいだったんですけれども、これが8月1日に終了するという事になっております。新聞によると、沖縄県は、那覇市を除いてみんな7月いっぱいでしたと出ていたんですけれども、本村は8月1日だけれども、これは報告は7月中ということで報告したんでしょうね、多分ね。これ、別に答弁もらうわけじゃないんですけれども、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐにはもうワクチン接種しかないということとは、もうこれは共通の認識だと思います。

その中で、6月12日の新聞を見て、皆さんも御覧になったと思うんですけれども、驚きました。本村の1回目の接種率は18.9%、県内町村で最下位です。飛び抜けて最下位です。それで、市町含めてもワーストスリーということで、これ、びっくりいたしました。中部だけを比較しますと、1位が中城79、2位が西原39、3位が北谷37、4位が読谷31、5位が嘉手納23、6位が本村で18.9%と非常に低かったです。

それで、全国を見てみると、6月11日現在では、1回目、31.15です。ということは全国より悪いですね。感染拡大を止めるには、やっぱりこのワクチンしかないんですけれども、全村民にワクチン打てばいいんじゃないかって、いかに早く打って感染を止めるかというのが大事ですから、だから遅れるわけには本当にいかんわけです。ほかの市町村に比べて遅れている理由は何と思いますか、村長。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

本村が進めている接種計画については、これは一つはこういう計画でやっています。

一つは、担当事務圏がございまして、事務圏として中部の医師会との調整で計画を策定します。これが医師会の都合でかなり変更、変更してまいりまして、現行の今計画になっている

んですけれども、あくまで私たちは医師会と一緒にやってつくった接種計画のほうで進めております。

あとは、医療機関の個別接種に期待するところでございますけれども、この新聞報道を見まして、その医療機関等についても、これからさらに個別接種を進めるということでお願いをしたところ、快く引き受けてくれましたので、例えば、週に2日とかそういうのではなくて、もう毎日やるとか、そういったことで努力をするということで先生方にはお願いをいたしました。

○7番（比嘉盛一議員）

医師会との関係ということなんですけれども、中部地区医師会ですね、ここはね。中部地区医師会との関係なんだけれども、じゃ、何でこの中部地区の、さっき言ったんですけれども、ほかのところは高いと。中城は中部地区医師会の関係かと思うんですけれども、西原39、北谷37、読谷31ですよ。ここだけが低いというのは、多分、こちらから早く打てという熱意が足りなかったんじゃないかと私は思うんですよ。だから、医師会だけの問題じゃなくて、ここの計画の仕方に甘さがあるから、中部地区医師会もこちらの甘さをついて後回しにしたかもしれません。だから、今後の反省材料として、私はみんな一生懸命頑張っていると思いましたよ。皆さん頑張っているなと思ったけれども、こんなに遅いと思わなかったんです、新聞を見るまではね。

じゃ、次は、64歳以下の接種開始について、本村は8月に接種開始すると。だけれども、これも新聞によると、16市町村が7月までには開始するということです。それから、近隣の中城村、西原町、6月開始です。これも何か随分遅れていますよね。それで、接種券は本村は発送が6月28日、中城村は既に発送済みです。今後、他市町村並みに追いつくには、追いつかんといけませんよ。追いつかないと、こっちだけが接種していなかったら、ここだけで蔓延したら

困りますから、追いつくためにはどうしますか、
村長。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えします。

もちろん、今、他市町村に追いつくには接種率を高めるということではありますけれども、じゃ、どうしたら接種率を高めていくのか。我々が基本的には受入れ、ワクチンの接種を増やすということ、そして、個別の接種を増やすということ、それに尽きると思いますけれども、じゃ、どうしたら増やしていくかという、個別接種については、先ほど申し上げましたように、先生方にはお願いしたところでございまして、現行の村の対応等については、計画にもありますように相当の数で7月、6月、5月と比較して6月の回数、そして接種をするから、7月についても80%を超えるような状況になりますので、その辺に向けて鋭意努力しているところでございますので、御理解いただきたいと思っています。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

ぜひ、もう最大限に努力してほしいと思います。

中城のこの接種の仕方は御存じですよ、村長。中城は集団接種はやっておりません。全部個別接種です。何病院でしたか、大きな病院と約束をして、そして自治会長をみんな置いて、全て個別接種。それで、向こうは6月いっぱいには、60歳から64歳が1,300名いるらしいんですよ。だから、相当早いんですね、向こうは。これから見習っても、向こうのまねはできないですから、ぜひ頑張って、集団接種で頑張ってやっていただきたいなと思います。

大規模接種もありますしね。大規模接種をするのに、お年寄りには、「どうぞ向こうまで行ってください」と言ったら、行けませんよね。大規模接種は今2か所やっておりまして、県立武道館は那覇だから、みんな近いからいっぱいになっているんです。コンベンションセンターはみんな遠いから、高齢者がそこまで行くのは大変だから、だから50%満たないと。だから、こういうことがありますから、もしそうであれば、送迎を出すとか、ぜひこれをしていただければなど。

中城は全てタクシーでやっています。自分のうちからタクシーが迎えに来て、役場まで行って、役場で受付をしたら、あと、役場から接種会場の病院まで3名相乗りで行ってやってあります。その前の確認、接種するかしないかは、全て自治会長を通してやっていると。だから、向こうはもう取組も相当早かったんでしょうね、そう思います。

ワクチン接種を増やさない限り、感染止まりませんから、ぜひそういうつもりでやっていただきたいなと思います。

それから、新規感染者、これについても皆さんびっくりしましたでしょう。北中城の多いこと。北中城村は直近1週間の感染者が、これは6月1日までのものです。感染者が23名、10万人当たり132名ですよ。全国的に沖縄県は相当悪いんですけども、その日の、6月1日の沖縄県を見ると125.17、北中城村よりはまだ少しいい。そして、沖縄県の一番悪かったときが5月31日で127.43。だから、沖縄県の一番悪かったものよりも直近6月1日の数字というのは132.6ですから、悪いと。これだけ北中城村は悪いですよというのは、お互い自覚しないといけないと思います。沖縄県の足を引っ張っている形になっていますよね。だから、これは早く脱却しないとイケませんから。

それで、ホームページを見てみたんです。4

月36件、5月33件、6月は13日までが33件と、感染者は拡大しています。6月はまだ半分ですけども、もう33件行っていますけれども、この増えてきていることについて何か意見ありますか、村長。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

盛一議員の御質問にお答えします。

私たちは、村の場合は中部保健所管内ということで、個人を特定することがなかなかできないものがございまして、そこから発生する濃厚接触、そういったあたりもまた把握することができておりません。

ただ、これから、啓発に努めるということはしっかりやっていきたいと。もう私たちとしては啓発、あるいは接種回数を増やす、そういう感染者を減らす、そういったあたりでこれへの影響を及ぼすと思いますので、そういった点で、啓発を含めた接種数の拡大等について努めていきたいと考えます。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

じゃ、村民の感染経路はもう分かっていないということですよ。これはもう把握は難しいと。分かりました。

じゃ、次に、職員2人が感染したということで広報にありましたけれども、その後は感染出ていませんか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

その後については、感染については出ておりません。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

職員の感染が今後なければいいんですけども、もし村が最悪クラスターになってしまうと、役場が困るんじゃなくて、村民が困りますから、役所の皆さんは、村民の命を守りながら自分の感染防止も努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、今度は一般接種のほうなんですけれども、村民全体のワクチン接種は来年2月完了ということで出ていますよね。だけれども、菅総理大臣は、1日100万回打って、10月、11月までにはもう日本全国終わりたいと。計算上は11月までに終わるんですよ、100万回打ればね。これからすると、それに呼応して、ほかの自治体が全部それに合わせて11月までに終わろうとしていたら、北中城村は2月までに終わりますと言っているんですけども、これじゃ非常に遅いと思うんですけども、これ、課長あたりじゃ何か考えていますか。お願いいたします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

比嘉盛一議員の御質問にお答えいたします。

この2月末日というのは、通知のほうで、末日までがこの事業の完成ということを書いてありますが、首相がおっしゃったように、11月までには全国民希望する方に接種をしてほしいというのがありましたので、私たちといたしましても、一般接種が終わった後、9月、10月などに接種の機会を、集団接種をもっと増やしてやろうと考えております。また、先ほども言いましたけれども、個別接種ですが、今まで大きい病院の、うちにある基幹病院のほうが、個別接種をちょっと、何というんですか、自分たちに来ている患者さんの中でさらに集団接種が難しい方たちを中心に、患者の方たちを受け入れていただいております、普通に通っている方たちは、今接種の機会がそこではなかったんです。

それをこちらのほうから申入れをいたしまして、普通に通っていらっしゃる、集団は行けるんですが、希望する方はしてほしいということで、個別接種の機会をこれまで週に2回80人だったものを週5日に、80人の5日に増やすということで了承されましたので、6月21日の週からは、この基幹病院のほうでも接種をもっと増やしていただけるということで、私たちもそれを期待しております。集団予防接種だけではちょっとできない、数が追いつかない部分がありますので、この個別接種にもうちちょっと協力いただきたいということでお話ししております。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

ワクチン接種はもう本当に最重要課題ですから、ぜひ早めにワクチン全部打って、この感染を減らしていただきたいと。ワクチンも打っていない、感染が一番悪い、一番悪いパターンだよ、今ね。ワクチンも打っていないけれども、感染者が少なければいいでしょう、まだ。だけれども、ワクチンも打っていない、感染者数も多い。ワクチン打たないからだと言われても、これは言い訳のしようがありませんから、ぜひスピードアップをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、オンライン授業です。

オンライン授業は、昨年からもうやらんといけないと言いながら、まだ準備ができていないということでした。今後準備しますということなんですけれども、今の状況について答弁書、さっき教育長おっしゃいましたけれども、市内小中学校の全児童生徒に学習者用端末を配布し、校内LANの整備も進んでございますが、端末の持ち帰りについては、各家庭Wi-Fi環境やルールづくり等が未整備のため行っておりませんと。問題点等の検討を行い、オンライン授業の方向性を見いだしていく予定でありますと

いうことでやっているんですけども、この端末持ち帰りを今させていない、ルールづくりが必要と。ルールづくりはいつまでにできますか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

ただいまの質問にお答えいたします。

ルールづくりはいつまでにということでございますが、今現在、業者等々と教員への研修であったり、プログラムであったり、手伝っていただいている業者さんとの調整も含めて、早めに整備をしたいということでやっております。その整備につきましては、今、研修状況と子どもたちの使用に関する資質といえますか、そういう授業プランも含めてやっていかないとけないものですから、そういうことも含めて早急にやっていきたいなというふうに、今検討しているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

これがスタートラインであれば、早めに動き出しておかないと、いつまでもスタートできないということになりますから、ぜひお願いいたします。

それから、今度休校になる前日、私、下校時のパトロールもしているんですけども、下校時のパトロールのときに、4年生か5年生と思われる子に、2、3名に、「タブレットを持ち帰れますか」と聞いたら、学校は何と言って持たしていないんですかね。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

御質問にお答えいたします。

まだ、今、児童生徒の個別のアカウント入力等々で、実際に使用していないものですから、

授業の中でも、なので、もう明日から休校だよということで、パソコンについては恐らく触れていないという現状があると思います。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

先ほど「聞いた」と言ったんですけれども、どういう答えが返ってきたかという、「あんたたち壊すから駄目、なくすから駄目」、子どものせいになっているんですよ。何かこれ、おかしいでしょう。どういう理由で今のところ持ち帰りできませんとはっきり言わないと、いや、子どもたち、そう思っていますよ。なくすから駄目、壊すから駄目。そういうようなことを言っていますから、実際。だから、ぜひこういうところを気をつけてほしいなと思います。

それから、端末は早く持って帰ったほうが、早く慣れると。2週間でしょう、この2週間のうちに相当慣れます、持って帰れば。だから、私は持って帰したほうがよかったんじゃないかなと。一刻も早く慣らすためにです。

それから、Z o o mを使いたいというんですけれども、結果、今Z o o mの授業をしていないということですよ、当然ね。Z o o mのインストールはいつ頃やる予定ですか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

Z o o m、一般的に知られているテレビ会議システムでしたので、こちらで文言として、Z o o mとして、言葉を出させていただきましたが、実際に今パソコンに入っているものは、T e a m s という同じようなテレビ会議システムのソフトがもう導入されております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

全ての端末にもう入っているんですね。

じゃ、授業も早めにやって、これ、まずホームページに入る前に授業で、みんな端末を開けて、先生がこちらへやりながら、そういう授業をしないと慣れませんから、早く授業をしていただければなと思います。

それから、各家庭のW i - F i 環境が整備されていないということですが、整備されているのは何割ぐらいでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

一昨年のアンケート調査によりますと、もう9割は超えているということではございましたが、去年はちょっと調査ができませんでしたし、今年もまだやっておりますので、これが継続されて9割以上ということは、まだ今のところ確認は取れていないところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

9割であれば、相当行っているんだなと思います。

この前、これ新聞に、糸満小学校が載ってありましたけれども、糸満の校区では8割と書いてありますね、8割。そして、糸満はG I G A スクール構想の先行事例校に指定されているということなんですが、G I G A スクールというのはさすがだなと見ていたんですけれども、それで、7日から休校して糸満小学校どうしたかといったら、結構オンラインの授業をやったわけですが、7日から。本格的じゃないですけども。そのときに、家庭でインターネットを接続できない子どもたちはどうしたかといったら、これは学校に呼ぶと。当然、学校に呼びます。今でも学校に来ている方がいるでしょう。家庭

で子どもたちを見る人がいなかったら学校に来ますから、これと一緒にWi-Fi環境がなければ学校に呼んで、一緒に授業をすればいいわけですよ。オンライン授業を家庭でできる人は家庭でやる。できない人は、学校で先生が教えながらやると。だから、これを早く練習しておかないと、これができないということですよね。

この新聞にあるのは、校長先生の言葉ですけども、学びを保障することが何よりも重要です。だから、8日からはオンライン学習に取り組めそうだということも言っていますけれども、町で取り組んでいるかどうか確認していないんですけれども、ぜひ早め早めに取り組んでいただきたいと思います。

それで、このGIGAスクールというのは、タブレットでなくて、パソコンの補助金があるんでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

GIGAスクール構想についての補助金も出ております。それによって、パソコンを購入したという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

これはタブレットを使っても、このGIGAスクールはできますか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

ただいまの質問にお答えします。

タブレットを配布していますので、それを持ち帰りタブレットの中にカメラ等も設置されていますので、それを利用してやるということを想定しています。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

今度、文科省から提案、文科省の施策にあるGIGAスクールというのは、例えば、本村が取り入れるのはいつ頃になりそうですか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

ただいまの質問にお答えいたします。

取り入れられるというのは、一応この休校措置が明けて研修もスタートしておりまして、この整備、規則等々整備、それから子どもたちのスキルアップ、それに加えて先生方のスキルアップも含めて、それが落ち着いた頃ということになりますので、休校明けからもう順次、配備をしていくと。

ただ、今回の休校によって、少しアカウントの設定が結局ストップしたような状況でございますので、それも急いでやりながら、実際に学校で使うのは休校明けから少しずつ、設定が終わっている学級からスタートという形になっていくと思います。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

もうコロナの休校はないほうがいいですけども、万が一もあつた場合に、次はもうどうしてもこのオンライン授業をできるようにしないと、やはり勉強が止まってしまうので、ぜひ努力して、頑張って全力でやっていただきたいと思います。

次は、公営墓地整備事業について質問いたします。

さっき村長は、この供用のめどが立ってから、こういう決まり事をつくるということをおっしゃっていたんですけども、私が質問に書いてあるのは、質問に書いてありますよね、今後開

催される検討委員会で決定されると聞いているんだけれども、だけれども、構想の段階での内容を答えてくださいと。構想がありますでしょう、最初。大綱ですよ。そうすると、売出し要綱と運営要綱、漢字書いてありますけれども、この後のほうの要綱です。大まかなことを決めておかないと事業ができませんよ。

7億6,000万もかけて。これ、何かありはするじゃないですか、要綱は。まだ、例えば公表していないんだけれども、一応持っていますというのはありませんか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

ただいまの質問にお答えいたします。

最初の段階で構想があれば、今苦労しないところではあるんですけども、実際に今ある程度の墓地の計画というか、建設がまとまっております、ほかの市町村でそういった公営墓地を持っているところの市町村の条例等、そういったのを取得しながら、あと聞き取りで、その市町村に訪れて担当の話を聞きながら、ある程度の条例に上げる前段階のものを今本村でつくっているところで、それを基に今言ったように検討委員会に諮って、墓地を供用するに当たってちゃんとまとめていくということで、今頑張っているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

検討委員会のメンバーを教えてください。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えいたします。

検討委員会のメンバーなんですけれども、今

年はまだ委嘱はしていませんけれども、副村長を筆頭に建設課長、企画課長、それから住民生活課長、そのほか、3字の自治会長がそのメンバーになっているところです。

委員会を開く前に、また起案して、今年度の委嘱をまたやってから、その協議を諮る予定をしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

みんな身内ですよ。外部の専門家は入れないんですか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えします。

外部専門家は入っていません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

私は、今何でこの委員会を聞いたかということ、みんな身内。例えば、「村長がこう考えている」と発表をする、村長、副村長がね。これをその中で反対できる人間がいるかといったら、私はいないと思うんですよ。だから、このこういう答えは、村長が答えてもよかったんです、私が質問しているのは。村長が、「私は今こう考えていますよ」と言うと、あの7億余りの事業を要綱も何もなくてやるのは本当はおかしいでしょう。村長、そう思いませんか。でも、村長、これを見ると、おかしくないと言っていますよ。どう思いますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

盛一議員の質問にお答えします。

基本的には、要綱、使用料とか、そういったあたりはこれは条例事項ですので、条例が決まらなとなかなか要綱に反映されないと。条例を基にして要綱をつくっていくと考えております。

ですから、また、じゃ、条例をいつ頃つくるかということ、供用開始のめどがついたと。この事例集には、要綱をいつ頃整備するのか、条例等の整備については、タイミングは、基本的には供用開始のめどがついたところということに解説がありましたので、そのように進めているところです。

ですから、検討委員会で使用料等による、これでも、これはもちろん例規審にも諮りますけれども、検討委員会でもその話は議題として上がると考えています。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

当然、この件はもう間近になっていますけれども、言いますけれども、大まかに計画をつくっているときに、どのぐらいのお金がかかって、売り出すときに幾らぐらい入ってきて、このお金をどう運用するかとか、これを全部一般財源で返すのかとか、いろんな問題があります。こういうのは前もって決めておかないといけないですよ。満期来たらどうするの。また、書換え、書換えしたら、書換え料金が出ますし、そういうことは前もって決めておかないといけないんじゃないですか。そうでなかったら、全体的な計画を立てられませんよ。今までの北中城村の計画、そういう計画だったんですよ。

1つ例を挙げると、アリーナを造ろうということで、アリーナを一度決裁になったんです、議会でね。そして、年度を越えているので予算が8億余りの予算で提案されました。8億余り、あれが建築資金として。その時点で、アリーナの計画は立てられているかといったら、収支計

画全くないんです。収支計画全くなくて、アリーナを建てようとしたんです。これは、めちゃくちゃじゃないですか。村が事業をするのに、収支計画を全く、こういうことの収支計画を立てて、こういうことで運営していきますよと分らないで、8億の予算を組んだんです。これは皆さん御存じのように、土地が全部買えなくて駄目になりましたけれども、私はこれで非常によかったなと思っています、土地が買えていなくてね。

このとき、何も計画がなかったでしょう。収支計画を出せ、出せと、何度も言ったんですよ。そうしたら、出てきたのが、防衛省に出す収支計画、どういうことだったと思います。例えば、村の北中城村まつりをするから、村の使用料を百二、三十はもらうと。あるいは、体協の卓球大会、バレーボール大会、バスケット大会、こういうのを体協に貸して、1日30万ぐらいもらうと。こんなでたらめな計画書だったんです。30万も払うくらいだったら、そんなものは使わないですよ。県総に行けば3万ぐらいで使えますから。

だから、そういうでたらめな計画を立てて、予算計上までしていたので、私はこういうものをしてほしくないんです。だから、これらについても、ますます村長そういうお答えをすると、今後ともそういう計画になってしまいますので、細かいことじゃなくて大綱ですよ。大まかなことを決めておかないと駄目じゃないですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

御質問にお答えします。

今、盛一議員がおっしゃったのは、収支計画のほうですけども、収支計画については、この基本計画にはまだ定められておりませんので、これから、要綱も進めながら、収支計画を貼り付けるのが常套手段かなと思います。今、盛一

議員がおっしゃったとおり、いろんな施設のほうで収支計画を立てておりますので、これからこの計画には収支計画が伴ってくると思いますので、そこは事務局としてしっかり収支計画をつくりながら、検討委員会のほうに上程することを考えていきます。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

じゃ、次は村長の個人的な考えでいいんですけども、アワセゴルフ場で立ち退きさせる墓、その主、この人は立ち退きさせられたんで、遺骨は寺に預けているんですけども、この人を優先的にしますか。例えば、いっぱいになって、この人から相談があったんですよ。「いや、大丈夫だよ」と言ったら、「いや、万が一、抽せんになって外れたらどうするんだ」と、こういう心配になるわけですよ。だから、こういうときはをどう考えていますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えします。

この公営墓地の趣旨については、そういう収用法にかかった方々の、収用にかかった方々の救済もあると思っておりますので、そういう方は救済が可能かと思えます。

ただ、この墓地公園というのは公の施設ですから、基本的には平等に扱わないといけないところもありますけれども、どういうふうにしてこれを差別化していくかということ、村民優先とか、そういった間の差別化をしていくことは、これからの検討事項だと考えております。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

ぜひ、この優先順位をつけていただきたいと。

これは、この人が相談に来たんですよ。それで、「役場に聞いてみなさい」と言ったら、役場で聞いたら、「分かりません」と。検討委員会でしか決まりませんから、今の時点では分かりませんと。そうすると、私は何のために村に協力したのということを言っているわけです。だから、「聞いてくれ」と言うから、でも、僕が聞いても、同じ答えしか返ってこないよとお知らせしたんですけども。

だから、こういうことを起こしてしまうと、非常に問題になるわけです。

それともう一つ、島袋の人が、あおい公園の後ろのほうに墓地がたくさんありますね、その墓地を買ったんです。これ、いつまで待っても、もうどうしようもないから、墓を造ろうと。墓地を買って、そこに申請をしたら、役場に断られたと。そういうのがありましたか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

そういった件は、相談はありました。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

だから、全然これも決まらんのに、墓地を造ろうと思って、これは断るものでもないじゃないですか。周辺、全部墓、そこの一部を買って、そこに墓を建てようとして断られたという、理由は何ですかね。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えいたします。

本村には墓地条例がございまして、墓地の建設が可能な場所が決められています。公園から何メートル、それから住宅地から何メートルとか、公共施設からどれぐらい離れているとか等々、そういったことがございまして、今回、

あおい公園のすぐ横ですので、それで距離が足りないとか、横ということもありまして、条例上できませんよということでお話をいたしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

オーケー、分かりました。

これはもう私に苦情が来たんで、確認しておくよということを行ったんですけども、距離までちょっと測っていなかったんで、あおい公園のすぐそばですよ。これについては、その辺で私も答えておきます。これについては終わります。

次、6月に出して、自治会から改修要望、依頼を出して、これはたくさんあったので、何十件も出ているので後回しにされたんですよ。後回しにされたんですね、これ。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

後回しという言い方は、ちょっといかがなものかと思えますけれども、先ほどお答えしたとおり、危険性、緊急性に配慮して対応させていただいているというところでございまして、今回要望のあった箇所、確かに防護柵老朽化していて、さびて一部朽ちているというところは見られます。

しかしながら、全体としては、防護柵、形態は残しているというところで、ほかの案件と比べて、今回の防護柵が先にまだ今対応ができていないというところでございますけれども、今時点でも、業者さんにはできるだけ早く対応をお願いしているという状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

先ほど、業者は1人だけと。1人だけにするから遅くなるわけですよ。2人になれば倍の速さになりますよね、2人になれば。1社、2社と言うのか、よく分からんけれども、倍になりますよね。10人が要望しているのをこの1社が間に合わせ切れないから、そのままずっと延びたらおかしくないですか。結局、住民ファーストですよ。それを考えると、業者を増やしてくださいよ。どうですか、これ。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

このような修繕という、臨機な対応をその場所に合わせ、それぞれで工夫しながら対応していただかないといけないということがあって、実質それに対応していただいているところが、今その1社だけになっていると。要は、図面とかを持たずに、その現場現場で、その場の場に合わせ対応していただいているというところで、村内でその1社が対応していただいているというところでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

住民のことを考えると一日も早くですから、できるだけあと1社ぐらいして、2社にすれば2倍速くなりますよ。倍になりますよ。ぜひ、これを考えてほしいなと思います。

この人しかできませんと決めてかかると、どうしようもないわけですよ。この人は年がら年中ずっと仕事があるわけですよ、村の仕事が。だから、できなければ、できないでいいわけですから、考えようによってはね。私が指揮しませんから、もう順序ですよ、「あなたのほうはまだ来ませんよ」と言われたら。

あと1社増やしてもらえませんか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

村としても、対応していただける業者さん数多くあると、本当に助かるというところはございますけれども、今、現実的になかなかそういった業者さんが見つからないという事情がございます。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

今、本当に見つからなかったと、今後はぜひ見つけてほしいと思います。これは役場が努力すべき事項ですよ。住民からの要望があるけれども、1人でしかやっていないから、「今あなたの順番は来ていません。待ってください」と言われたら、おかしいでしょう。これこそお役所仕事になりませんか。だから、今後、ぜひあと1社ぐらい探して、最低でも2社にするとか、そういう努力をしていただければなと思います。

最後の質問ですけれども、今度は、この関係者からの同意の取得とか言っていたんですけれども、これはその状況を教えていただけますか。どういう状況になっているのか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今回の排水路、そもそもが民地内を通っていると、民地の中で通っている排水路。その防護柵を設置している場所もその民地に入っていて、一部は不動産業者さんが所有している部分もあります。

それと、あと、この防護柵、今ついている防護柵が民間の、個人の住宅の建物に取り付けられているということもありまして、その方々、関係者の方々の同意は全ていただいております。

今は、施工を待っているという状況でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

じゃ、もう状況は済んでいるので、後は施工業者ができるということになれば、もうできるということで、もう近いですよ、じゃ、はい。早めによろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（名幸利積）

5分間休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

順次発言を許します。

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

それでは、通告に従いまして、一般質問を2点行います。

まず1点目は、荻道地域内ごみ焼却炉について。

この件につきまして、冒頭申し上げておきます。

この焼却炉撤去については、5月25日に午前中で撤去となっております。私の質問書は、5月25日朝一番の提出済みだったため、取りやめも検討いたしましたが、事が重大だったため、今後の村内の設置がないとも言えず、そのことを踏まえ質問に立っています。

経緯といたしまして、昨年8月に株式会社リフレという、コンテナ販売業やリフォーム業を営む業者が、荻道139番地、地目が更地となっております。土地管理者と賃貸契約を結び、大型コンテナや廃材等を運び込み、村道へのはみ出しや通行車両への危険な状態が続きました。

また、台風時には設置囲いのトタンが剥がれ、

散乱し、近隣住民を恐怖にさらした。

その後、資材置場は産業廃棄物置場のごとく、景観も悪化していきました。

そして、11月、突然焼却炉が設置され、稼働を始めました。当初の煙は物すごく、喉の痛み、騒音もひどく、焼却炉に最も近い住宅は4メートルしか離れておらず、騒音被害、煙で洗濯物が外に干せなくなった。

土地管理者との焼却炉設置については、近隣に必ず了解を得るとのことだったが、業者はこれも怠り、近隣住民はあきれ返りました。業者側は、設置許可は必要なしとの一点張りで、回答は住民との平行線をたどっていきました。

健康被害を申し送る前に、これ、2枚の写真をお覧になってください。

1枚目が5つの写真がございます。荻道139は、敷地が約100坪で、真ん中の左、コンテナ等です。そして、廃材等が見受けられます。一番下の左側に煙突が見えますね。手前右が一番近い近隣住宅です。4メートルしか離れておりません。中に道があって、その道の距離しか離れておりません。その4枚の中の右側が今の煙突という状況です。

2枚目を御覧ください。

あまり風がないときの状況です。煙突、黒煙を噴き上げております。これがゴールデンウィーク、後で経緯にも出てくるんですけども、風が出てきたら、物すごい噴煙も、200メートル先まで煙が漂っておりました。この辺の近隣住民は少しばかり離れておりますけれども、荻道集落内まで煙が入り込み、いかがなものかということで、住民がそのコンテナ置場に集まった騒動もございました。

写真の説明、以上です。

健康被害について、設置当初、煙を吸い込んで喉の痛みを強烈に感じて、保健所へ連絡したと。焼却炉の音がうるさく、異常に不安感を覚え、精神状態がおかしくなったという近隣住民

です。窓を閉めての生活を余儀なくされ、今後の生活に不安が生じた。約半年間、そういうことでした。

その後、自治会、近隣住民は、役場生活環境課、そして警察、消防、保健所への通報で、撤去、改善を求めたが、一向に改善が見られなかった。地域では、住民運動も視野に入れ、闘う覚悟で5月17日に村長への直談判をいたして、一縷の望みを託しました。

このようなことを踏まえ、次のことについて伺います。

行政としてどのような対応を取ったか。また、村長は荻道自治会の5月17日要請で、撤去、改善についてどのような対応策を考えていたか、答弁を求めます。

2つ目、北中城村3大まつりについて。

例年、北中城村3大まつりは、住民サービス、地域活性化を伴い、また、地域の経済も潤すそれなりに高い貢献度があつたと思います。

しかし、昨年度、新型コロナウイルス感染防止のため、残念なことに全て中止となりました。

村青年エイサーまつりは、若者たちの活力ある力の結集と地域伝統芸能を守りつつ、魅力ある祭りで、効果抜群だと認識するところでありました。村まつり、前回までは、「しおさいまつり」ともサブタイトルがありました。一昨年の第34回までは開催されました。ひまわりIN北中城も第10回の開催をしているところがございましたが、昨年度は中止となっております。

今後どのような展開で開催するか、次のことについて伺います。

まず、青年エイサーまつり、北中城まつり、ひまわりまつり、開催の有無と時期、場所、費用の配分について伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉次雄議員の御質問にお答えいたします。

荻道地内の焼却炉から発生する被害についてですけれども、これについては、5月17日に村長のほうに要請がありました。私も初めて、その状況については知った状況でございまして、要請後すぐに関係課を集めて、もちろん生活環境課、あるいは企画、建設課、都市計画を含めた話合いをしております、どう対応するかを議論いたしました。

じゃ、これに沿っていきます。

当該地区は、騒音、悪臭等の公害規制区域には該当していないため、業者側へは焼却炉の撤去等の指導までは行えず、これまで周辺住民への住環境の配慮をお願いしてきました。

県環境部、中部保健所、中北消防本部と情報を共有しながら、村としても最良の対処方法を検討し、県公害審査会の指導も受け、その後、県、中部保健所、消防と連携を図りながら、業者側への行政指導、警告等の効果もあり、焼却炉は撤去に至っています。

2番目の3大まつりについてですけれども、私のほうからは、今年度の祭りとしては、9月5日に村青年エイサーまつり、10月9日から10日に北中城まつりを若松公園を会場に行う予定であります。

ひまわりIN北中城については、土地の土壌の問題や限られた職員でヒマワリ畑を管理することが厳しいものがあり、今年度中止が決まっております。また、今年度で、今後のひまわりまつりの開催についても検討することになっております。

以上でございます。

詳細については、企画振興課長のほうにさせます。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

比嘉次雄議員の御質問にお答えします。

費用の話がありましたので、私は費用の話を

したいと思います。

昨日、補正予算でも可決しましたけれども、その分も含めてちょっと今計算しましたので、金額を報告したいと思います。

まず、村青年エイサーまつりは245万2,000円を予定しております。北中城まつりについては1,490万4,000円。これは警備の増に伴いまして、おのこの青年エイサーまつり、村の祭りも増をしております。それに伴って、ひまわりまつり、これは一括交付金事業でありますので、事業の変更をいたしまして、ゼロでひまわりまつりの変更を出したところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

それでは、一つずつ再質問をしていきたいと思えます。

村長も、改善策は答弁書に載っているように、そういう対策をしたということがありますけれども、まず、当該地は騒音、悪臭等の公害規制区域ではない、該当しないということなんですけれども、この当該区域というのは、北中城村では、どういうところがその該当地域なのか。なぜ、荻道地域は該当外なのか、説明を求めます。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えします。

今の騒音、悪臭等の公害規制区域というのがあるんですけれども、ちょうど私、その答弁書を書くときに休んでいて、係長のほうで対応し

ていたんですけれども、今ちょっと電話対応中ということで、後でお答えいたしますので、申し訳ないんですけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

分かりました。後で、説明よろしく願いいたします。

こういう状況下の中で、近隣住民あるいは区民が取った行動というのがございます。それをまた皆さんお聞き願います。

焼却炉の位置に一番近い、4メートル、先ほども申し上げました。そして、次は10メートル。ああいう黒煙、悪臭、考えらなく近い状況の中、月に燃やす日数は20日前後、特にゴールデンウィーク時期は、我々がまた外に出ていると思っていたのかどうかよく分かりませんが、その業者は、朝から夜7時まで燃やし続けております。周囲にはごうごうと黒煙が舞い上がり、200メートル先まで煙が立ち込め、住民はもうそれ相当の憤慨で現場に立ち寄っております。

私たちが見ている中でもですよ、レジ袋、プラスチック類、あるいはゴム類とか、この焼却炉にぶち込んであるわけです。そういう状況の中、悪臭を吸い込むと喉の痛みが長時間あり、気分が悪くなった。また、燃やす時間も7時間、8時間と長く、夕方7時までということもありました。

昨年11月から今年の5月まで、消防に7回通報して、7回来てもらっております。警察2回、役場2回、保健所1回来てもらいました。現場を見てもらったら、違法ではない見解で、指導、喚起、解決には至らなかった。

しかし、実際地域や近隣住民は、健康被害、環境被害を被っており、もう疲弊し切った状態だったわけです。住民運動を起こし、マスコミ対応も考えていたところでございました。

村長、今後も同様のことが起きないとも限らず、拘束力のある条例が必要かと思うが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

おっしゃるとおり、私も条例で規制することができないものか、今思案中でございます、景観法の中で16条で、市町村条例で定めることによって、こちらは景観行政団体でございますので、条例で定めることによって、それを規制することができる。あるいは行政処分、許認可まではいきませんが、届出の義務、そういう設置の際に、市町村に届けなければならないという義務がございますので、これは今回の場合は届出の義務までクリアした形ですので、そういう5メートル以下の構築物、そういう構築物を何とか規制するものに、どういうふうに規制するかについては市町村の関係が、こちらはこういうことが書いてあります。景観法の中に、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として、景観計画に従い、景観行政団体の条例で定める行為、これはしっかり市町村に届け出る義務があるというふうな形に景観法でも規定されていますので、ここに定める例規等について整備していきたいと、検討していきたいと思えます。

ここだけじゃなくて、景観法だけじゃなくて、環境に関する法律等についてもまた様々あると思いますので、大所高所から研究して、条例整備に努めてまいりたいと思えます。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

そうですね、村長は対応をしていないではない、非常にやっている。そういうことで、今回の撤去にも至ったかと思うんですけれども、答弁書にもございましたけれども、あるいは村長

もそれを考えていたということもありました。公害審査会の中で、何をどうしたら解決できるかという思いというんですか、この辺の村長の考えがありますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

業者が、非常に巧みな行動でこういう構造物を設置したわけですけども、彼らも非常に研究しておりまして、何とかして景観を、あるいは環境に関する法律をクリアして、ここまで来た。それをまた我々もいちごっこかもしれないが、さらにそれを抑制する。あるいは、行政処分ができるような例規の整備等、そういうことを研究しなくちゃいけないと考えておりますので、せっかく荻道大城は景観形成地区、そして本村が景観行政団体ですから、そういったものを保持するためにも、こういったものについて規制を加えるようなことの研究をしっかりとこれからやっていきたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

村長、公害審査会という審査会の中で、ということがここで解決できるのか、まず、私を含めて皆さんにも御説明願います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

公害審査会のほうでは、我々は皆さんのものを写真入りで、それを訴えてまいりました。

ただ、公害審査会のほうでも、具体的に、どうこうしなさいということではございませんでした。ただ、規制するのは自分たちの条例で可能だということもありましたので、こういうのは可能というのを研究したほうがいいよというような、指導的な助言でございました。

ですから、私たちも、様々な景観法を含めて

環境に関する法律等、廃棄物に関する法律等を研究して、そこを止めることができるのでないかということで、今やっている最中でございます。住民生活課でもその研究はしておりますので、近々、また例規審議に諮ることになると思います。

補足については、住民生活課長からお願いいたします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

補足いたします。

県の公害審査会なんですけれども、行政等できない、民間と民間関係の公害に関する裁判に至る前の機関なんですけれども、向こうの抱えている弁護士さん等を通して話し合いをすることになるんですけれども、その当該者と相手方、両方出てきて話し合う場ということになっております。

今まで県のほうで二十数件、そういった審査会に届出があったそうなんですけれども、実際に解決に至ったのは二、三件ということで、残りについてはもうどっちつかずということで、その審査も終わったというお話を聞いております。

村としても、できるのかなということがあったんですけれども、基本的には民民のことに關しての調整の場ということでお伺いをしてきました。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

公害審査会、中立的な立場だということですよ。言わば、当事者を呼んで調停を行い、いい悪いを判断できないはずなんですけれども、そこで問題の解決に努めるということが、その公害審査会の意義ですよ。そういうことであ

るんだけれども、先ほどおっしゃられた、二十数件のうち、二、三件しか解決には至っていない。曖昧、うやむやというんですかね。なかなかそれは難しい条件の中でそれをされるというのは、なかなかできないということなんですけれども、でも、そのためにも、やはり拘束力のある村内の条例が必要かというふうに思っております。村長は、そういうことを考えておられるということでもありますので、前向きに、したたかに頑張ってくださいをお願いしております。

次に、条例の参考といたしまして、中城村も去年の3月に条例を制定しております。

条例の内容は、とよむ中城住みよい環境づくり条例というのがございます。この条例は、迷惑行為を防止及び環境の美化に関し必要な事項を定めることにより、村民等及び事業者の意識の向上を図り、迷惑行為のない住みよい生活環境を実現することを目的とするという、中城住みよい環境づくり条例が去年の3月に制定されております。

発端は飼料会社がございます。どこどこというのは言えませんが、飼料を作る段階で、畜産の飼料です、それ相当の臭い、悪臭がして、住民の環境が脅かされる、いわゆる頭が痛くなる、吐き気がする。ここになかなか住めないよというところまで行っていたそうなんです。

そういうことがあって、その環境条例ができたんですけれども、もう一つは、今、中城も先ほど申し上げた焼却炉、煙突が中城モールに1基ございます。しかし、それはモールの話したような話によると、私たちは家具販売業である。取引の中では、買った人たちの廃品も受入れをしなくちゃいけない。それを丸々この焼却炉にぶち込んで燃やしていくということで話を聞いている。じゃ、煙は出るのか、悪臭はしないのかということも伺いました。あんまりないそうです。

先ほどのリフレの焼却炉とは違いますよとい

う回答だったんです。なぜかと申しますと、これはリフレの、あの同じ会社が造ったものなんです。ただし、開発初期のものと、現段階のものとは全然違いますよということが、回答が得られました。

じゃ、もちろんモールの人たちは、自分の営業上、そう申し上げているかもしれませんが、隣、ローソンがございます。店長、従業員のちょっとした聞き取りをしたら、そういうのは全く見たことがない、聞いたことがないという返答だったんです。それなりの改善はされているのかなと。

沖縄県にこれが70基、そういう焼却炉が設置されているそうです。現在は、この70基のチリメーサーという焼却炉なんですけれども、東南アジアで非常に活躍していると。インドネシアとかベトナムとかで、ちりの山がございますよね。そういうのを1日1トン焼却する。1万トンのちりがあつたらば、1万日かかる。しかし、焼却しても、東南アジア、ベトナム、インドネシアあたりはまたちりが増えてくる。活躍はしているんだけれども、改善には至っていない。

沖縄県でも、離島の海への漂着物、プラスチック類、いろんなものを、漂着物を燃やしているのに相当役立っているという、この製造会社から聞き取りは得られました。

このリフレの焼却炉がいかにもずかつかということなんですけれども、でも、二度とああいうのは味わいたくない。やはりこの焼却炉は要らないなという私たちの結論でございます。

もう一度、村長、こういう解決策でなかなか糸口が見つけられない状況の中では、やはり拘束力のある条例が必要だと思うんですけれども、ぜひともこれを制定するということが伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

御質問にお答えします。

当然、住民の安心安全を守ることについては行政の責務だと考えておりますので、快適な生活環境を整備することについては、またしっかり尽力してまいります。

これについては、確かに例規等で規制する必要があると痛感しておりますので、何とか私たちの条例にそれを組み込むような形で、規制を加える条文をしっかりと見つけてつくり上げていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

期待しておりますので、よろしく願いしたいと思います。

次、北中城村の3大まつりについて、企画振興課長のほうから、場所、時期、予算の配分の説明がございましたけれども、納得するところであります。

それでは、一つずつ、村青年エイサーまつりについては、私、前は100万だったのかなと思っておりますけれども、今回280万という配分ですよね、40万でした、240万。そのアップ理由、求めます。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

実際の運営については100万です。

増えた要因は、やっぱり昨日もお話ししました警備委託料です。向こうで140万ほど出ています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

じゃ、分かりました。

次に、北中城まつり、以前はしおさいまつり、サブがついていましたけれども、若松公園になった経緯、伺います。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

まずはコロナ対策、しおさい公苑では入り口が幾つかありますので、入り口を2か所ぐらいに絞ってコロナ対策、消毒したり、体温を測ったりということができるということで、若松公園。また、今回、執心鐘入をやるということなんで、会場としては最適だなということで、若松公園に決まったということを聞いております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

そうなんですか。コロナ対策の中で狭いところと広いところという、私の考えではそういうふうに考えざるを得ないんですけれども、密と面積の広さというのは、やはりしおさい公苑なのかなとも思っていたんですけども、組踊、執心鐘入の件が出てきたら、もう納得します。

今回、北中城広報の中で執心鐘入のメンバー、表立ってきておりますね。最初のところに出ております。1ページにです。村長も出ております。執心鐘入に参加するんですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えします。

私じゃ役不足なんで、選定に漏れました。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

となりのおばあちゃんが、「村長が、イジー ルムンワンネー、インジーガイキワルヤル」と、

そういうことを言われました。そうですね、私たちもできたら村長が、脇役でもいい、子役でもいいから、ぜひ出てほしいなというふうな思いがありますけれども、これからでも間に合うんじゃないですか。村長、どうぞ。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私は小学校の学芸会のほうでトラウマがございまして、主役を降ろされた経験が今もトラウマとして残っておりますので、私はこれには向かないかと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

非常に残念です。今回はこれをひっくり返すいい機会だったかとも思うんですけども、また、奥さんも心配したら大変ですからね。じゃ、分かりました。

北中城まつり、もう一つ、今まで34回を数えている北中城まつり、しおさい公苑になったり、あるいは若松公園になったりしておりました。ずっと以前は中央公民館でございました。そのときには、他市町村からの客が多かったのかなと、言わば、特色ある、魅力ある北中城まつりという感じがしました。あのとき、中央公民館内外では菊の人形とか、あるいはラン人形とか、ラン展とか、盆栽展とか、いろんな工夫を凝らされた、村民こぞっての祭りだと思っていたと、私は感じております。

やはり村内外からの参加者、来場者が多かったということが今でも頭に残っておりますけれども、今後、もしかしたらそういうこともあるのかどうか、村長、期待しておりますけれども、どうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

祭りの趣旨には地域の活性化、昔でいう収穫祭で、一年の収穫を祝うとか、そういったこともあったと思います。そして、また地域の振興にもつながるような祭りということであると思いますので、そういった趣旨からしますと、北中城の特産品や村が内外に誇る産物、あるいは芸能文化、そういったあたりを披露できるのであれば、非常に喜ばしいことかなと思います。観光振興にも非常につながるかと思っておりますので、おっしゃられたことについては、今後の祭りの在り方等についても真剣に考えていきたいと考えます。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

そうですね、昔の特色ある祭り、私もそういうことが再度できればなというふうに考えておりますので、ぜひともこの目標に向けて、力を私たちも尽くしたいと思っております。

最後に、ひまわり I N 北中城について。

答弁でございましたけれども、再度、この中止の理由は何でしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

まず、土壌が悪いということと、あと、職員では、やっぱり知識がないものですから、生育に対してなかなか厳しいというものがございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

まつり活性化委員会の中でも中止というふうな決定がなされております。コロナ対策を優先する、ワクチン接種を優先する、それを全庁体制で行うために人手が足りないとか、申し上げ

た、今畑の状態が悪いということもあるんですけども、担当職員が不足とかです。

ひまわり I N 北中城、ヒマワリ畑を語れば本当に長くなるんですけども、私はあそこに行った、本当に理由がよく分からない。

当初、北中城村の遊休地解消のために、北中城中学校の前の遊休地対策、畑を耕うんしてヒマワリを植え、緑肥にしながら、還元して優良な畑に戻していくということが目的であって、それをマスコミが取り上げ、冬の観光地としてもヒマワリ畑が有名になりましたけれども、そして観光バスも来るようになった。しかし、やはりあの手狭な面積の中では、子どもたちに、何というんですか、危険が及ぶ状況もございました。

そういうことで、じゃ、そこを中止にして、向こうに行ったという経緯がございますけれども、私は向こうに行くのもともと反対でございましたけれども、この土づくりとか職員の技術というのは、全くなっていないというところでありまして、あそこの土地は、農振農用の中で多分4,000坪くらいありますね。アワセ土地区画整理から残土が出た。これを客土しました。普通の畑に戻すために10年かかりますよ。堆肥を入れながら、耕うんしながら、石を取りながら、作物を植えながら、肥料を入れながら、それ相当の時間や技術、労力が必要となっておる、言ったはずなんです。もちろん、それを向こうでは4回行っております、7、8、9、10。4回行った経緯の中で一度もいいためしなかったという、私の実感であります。

この理由になっているかどうかです。畑がよくないとか、職員が足りないとか、そういうことでしたら、ほかの組織、ほかの自治会に任せていたらどうだったんだろうとか、あるいは場所も替えながら、そういう対策。今後もそれはあり得ると思うんですけども、村長、こういう考えはないですか。予算、今回はついていな

いですけども、ある程度の、200万とは言いません。100万とか、そういう配分の中でひまわりまつりを復活させながら、極端な話、荻道自治会に任せてもらえませんかという話、そういう考えがありますかどうかです。伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これは、もし祭りが客観性に、全村民を対象とした祭り、そして請負等についての客観性、随契、そういった見地から妥当ということであれば、十分可能だと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

我々もそういうつもりで、今計画も立てながら行うんですけども、今、農を活かした健康・福祉の里づくりという事業の計画がなされて、進捗している状況なんですけれども、そこにもお花畑とか、あるいは植物工場とか、いろんな計画がなされております。その辺を中心としたヒマワリ畑の計画、十分可能だと思っております。

今、1,000坪確保している。あと2,000坪確保できる状況でもあるんですけども、やはりそういう中で、そういう企画、計画性を持って今進めようと思っているんですけども、村長のお答え、こういうことが十分可能であればということが、村民を巻き込んだ計画ができればということがありましたけれども、私たちもそういうつもりでやろうとしておりますので、いま一度、村長、これも再度求めます。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ひまわりまつりの弱点というんでしょうか、土地をまず確保しなければいけない。当初の底田原でのひまわりまつりについては、なかなか

用地交渉等でうまくいかなかったというような話も聞いております。

ですから、ある一定の固定した場所で毎回できるというのが、本当の理想の祭りかなと思っているんですけども、それを毎年毎年、地権者の意向によっては替わらざるを得なくなるというのは、非常に残念なことでありますけれども、基本的には祭りは、今おっしゃったように土づくりに非常に時間がかかる、年月がかかっているということです。1か所で収めたいというところがございます。そういうことができる箇所であれば、ひまわりまつりは継続していくと考えております。

また、これからそういうひまわりまつりがずっと継続するような環境づくり、おっしゃったようなことの土地の問題、そして場所、そういったあたりで、もちろん予算もございますけれども、そのようなのがしっかり確保できれば十分継続できると思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

住民生活課長、先ほどの答えはまだですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時43分 休憩

午前11時43分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

それでは、お答えします。

これは県のホームページのほうに載っているということなんですけれども、特定悪臭物質指定区域なんですけれども、今指定されているところが本村、北中城村と本部町、西原町の住宅密集地ということで、森林、畑、軍用地等を除

くということになっているそうです。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

住宅密集地だと思うんですけども、じゃ、それは該当しないんですかという話です。今の答えの中で、本村は該当区域ではあるけれども、あその場所は住宅密集地ではないという捉え方ですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時50分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えします。

区域指定されたとき、当時そこは畑という形になっていたということで、その後、今住宅が数軒建っていますけれども、そういうことで指定区域を外れていたということでもあります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

以前はその該当ではなかったということなんで、本当に住宅が密集する地域、今後もそれがあり得ます。ですから、どうしてもこの区域内に入れることを望みます。

最後に、ちょっと戻るんですけども、現在のヒマワリ畑、広大なヒマワリ畑、3,000坪、4,000坪くらいあると思うんですけども、あれ、無償賃貸、有償賃貸、どちらですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

無償賃貸でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

となると、ヒマワリ畑として4か年活躍して
いないですね。それは場所としてやったんです
けれども、跡地はどうするのか。農家に対して
どう返していくのか、求めます。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

無償賃貸で、今、契約期間が1月1日から12
月いっぱいの1年更新で、その都度契約をして
いる状態であります。

当然、迷惑をかけることなく、更地、元に戻
すということなんです。もともと多分、そっ
ちはなかなか荒地だったということもあります
んで、迷惑のかからないような状態で、もしや
めるのであれば、お返ししたいなと思ってお
ります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

原状回復ということなんです。言わば、
返すときにはしっかりした畑にして返す。いわ
ゆる耕うんをして、ちゃんとした形の中で返し
ていくということの解釈をしていますけれども、
多分にまたこの返された農家、あの広大な面積
は完全には使えないと思うんです。ですから、
その辺もう北中城村の農業も今衰退ぎみ、右肩
下がりというんです。そういう状況下の中、
対策をしなくちゃいけないというところまで来
ています。ですから、あの畑を継続なり、なん
なりなんですけれども、例えば、北中城村の農

業者、言わばキビ振興事業計画とか、あるいは、
若者が大規模農業ができる、そういうところに
してはどうかというふうな考えですね。各組
織、いろんな組織、農業団体等集まってもらっ
て、どこでどういうふうにすべきかということ
の考えも、ないかどうかです。この辺も含めて、
村長、いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これは農業政策とも絡むと思いますので、私
がこれを今、はい、じゃ、村民農園とか、そう
いったのにしましょうとか、そういったのをす
ると、また農業政策と違ったような政策になる
かもしれませんので、ただ、地権者等の了解を
得られれば、そういったことも十分可能だと思
いますので、今後、跡地の利用については検討
させてください。即、今、じゃ、村営のそれに、
1坪農園とかそういったのに使うとか、農業公
園に使うとか、そういったあたりは今難しいか
なと思いますので、農業政策もありますので、
そういったところとの整合性も図りながら決め
ていきたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

そうですね、簡単には決められない状況の中
で、昨年の3月にも前村長に申し上げた経緯が
ございますけれども、総合グラウンド、言わば
陸上競技場、中頭郡で唯一ない北中城村、沖縄
県で何件しかない、それを持っていないところ
の場所ということで北中城村。那覇土地広域区
域とか、中部広域区域とか、そういう転用の、
それ相当にあると思うんですけれども、できれ
ば農業もできる、そういうことも考えながら、
私の提案といたしますけれども、村長、いかが
ですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前 11 時 50 分 休憩

午前 11 時 50 分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

私も今、体協の事情というのは承知しているつもりでございます。中頭郡区のほうで唯一陸上競技場がないと、そういった面では、相対的な公の施設の貧困というのを感じますけれども、あそこに陸上競技場が可能だとは思いますが、農振地域ということで、また、いろんなクリアすべきことがございます。

ただ、これから私としても陸上競技場は造りたいと考えておりますので、これから場所をどこにするかというの、また、いろいろ検討事項に入っておりますので、一つの候補地として考えていきたいと思っております。

○13番（比嘉次雄議員）

終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前 11 時 51 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

順次発言を許します。

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

コロナ禍の中で、できるだけ短くしたいんですけども、要領が悪いので、その節はまた御容赦ください。

重複している部分についてはできるだけ省くような形ですようその辺も考慮します。

私のほうからは、3点の質問を上げています。

ライカム地区の連絡歩道橋の設置実現に向けて。

去年の3月定例議会にも、同じような質問をしました。これは賛成とか反対の争点で議論されておりますが、私の場合は、アワセゴルフ場地区総合整備計画に基づいて事業執行を求めるものであり、新しい比嘉村長の所見を伺いたいと思っております。

さて、平成22年に返還されたアワセゴルフ場跡地は7年間の短期間で完成させ、今や中部圏域の活性化に大きく貢献しており、本村の顔となっておりますが、まだ事業着手に至っていない課題が2つあります。1つ目は、大規模避難所の問題、2つ目は、連絡歩道橋の設置です。

軍用地返還跡地利用モデル地区とも称され、環境を創造する交流拠点、健康を増進する交流拠点、観光を振興する交流拠点、安全安心を確保する地域防災拠点を理念に、災害に強いまちづくりとして8つの防災対策で構成されております。

昨年、北中城村アワセ土地区画整理組合も無事任務を終え、解散しましたが、引き続き2024年度以降に返還されるロウワープラザ地区の再開発が進められますが、ライカム地区と一体となった街が形成されると思っております。

災害時に備えて、避難、物資、医療の各拠点を一体的に結ぶ連絡歩道橋の設置が急務ですが、設置に向けての進捗状況をお尋ねします。

1番目に、中部徳洲会病院との連絡歩道橋の設置状況は。

2点目に、詳細設計はできているか。

3番目に、設計料も含めた事業総額です。

あと4点目に、補助金のメニューと申請状況、再確認という意味です。

次に、公営墓地整備事業の進捗状況について。

次年度に運用が待たれている公営墓地整備計画について、墓地が散在化し、生活環境及び土地利用も含めた景観の悪化が懸念され、平成22年度に墓地実態調査を実施、基本計画が策定されております。住民アンケート調査でも5割の

世帯が公営墓地の必要性を考慮しており、公営墓地整備計画に基づき工事が進められて、今日に至っておりますが、進捗状況を質問いたします。

以前にも質問しましたが、令和4年度の運用開始はできるということの答弁がありました。運用開始はできるのか、その時期です。

2番目に、公営墓地の規模について。区画数とか駐車場の台数、利用施設の内容です。

3番目に、墓地の管理・運営方法。

そして4番目に、公営墓地に関する条例、例規の制定です。

5番目に、墓地経営許可申請件数は年間何件ですか。

6点目に、公営墓地整備に伴う墓地の散在化は解消されているかどうかです。

次、大きな3番です。

先ほども質問がありましたけれども、北中城村住みよい環境づくり条例の制定について。

昨年、荻道地区の民間地に大量のごみ置場化となって、焼却炉が設置され、発生する黒煙や騒音による健康被害が起きた環境問題について、役場、消防、警察等々に通報し、対応に当たったが、規制する条例がなく、対応の弱さが指摘され、区民の苦情が受け入れられない現実があった。

生活環境悪化により精神的苦痛とストレスもたまり、苦境に立たされた区民は粘り強い抗議で焼却炉は撤去されました。

今後も、同様な環境問題が村内に起こり得ることは十分予想されます。また、日常的に起こっているポイ捨て、ヤードの設置、不法投棄、資源ごみの持ち去り行為、犬猫によるトラブルによる迷惑行為が見受けられますが、実効性のある、住みよい環境づくりに関する条例を制定したらどうかということでお尋ねします。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

稲福恭秀議員の質問にお答えいたします。

まず、第1番目のライカム地区の連絡歩道橋の設置の実現についてでございますけれども、これにつきましては、アリーナの問題と関連いたしますので、アリーナの今検討委員会を設置している状況でございますので、その検討委員会との調整を図りながら進めるということになります。

詳細については、建設課長のほうで説明をいたします。

それから、2番目の公営墓地整備事業についてですけれども、今職員一丸となって令和4年度供用開始に向けて進めているところでございます。さらにまた、供用開始、使用料等、また募集要項とか、募集等についてもこれから整備しなくちゃいけないと考えておりますので、今はその整備について事業共々所管課のほうで進めているところです。

詳細については、生活環境課長と建設課長に説明をさせます。

3番目の北中城村住みよい環境づくり条例の制定ですけれども、先ほども比嘉次雄議員から質問がございました。稲福議員と同じように私も実効性のある例規の整備というのは痛感するものでございます。

これについても、また、経過等について所管課の住民生活課長のほうで詳細を説明させます。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

それでは、私のほうから、御質問1番目のライカム地区の連絡歩道橋の設置実現に向けてお答えいたします。

まず、質問の1点目から3点目についてまとめてお答えしますが、令和2年の3月定例議会以降、特段の進捗はしてございません。そのため、詳細設計について未実施の状況でござ

ざいまして、総事業費についても昨年の議会答弁でお答えしております。およそ2億7,500万円から変動はしてございません。

続いて、御質問の4点目についてですが、道路事業に関する補助メニューとして、これは一般的な補助対象になりますけれども、社会資本整備総合交付金、国土交通省所管事業となりますが、これを予定しており、国及び県とこれまで相談をしてきたところでございます。しかし、予算要望には今の段階で至っておりません。

そもそもこの歩道橋は、多目的アリーナによる避難施設と一体とした防災拠点づくり、医療、物資、避難所の動線確保の整備を目的に含んでおりまして、これは議員からの御質問でも書かれておりますので、よく御存じのことと思っておりますけれども、そのため、多目的アリーナの検討結果を踏まえて事業の実施を考えたいと存じます。

私からは以上です。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

私からは、2番目の公営墓地と北中城村住みよい環境づくり条例の制定について、補足で説明していきたいと思っております。

先ほども村長からありましたとおり、今年度いっぱい工事、全部終わらせて、令和4年度の供用開始に向けて、今工事のほうを進めているところでございます。

2番目の公営墓地の規模についてです。区画としては、墓地のほうで364区画、駐車場38台分、それから納骨堂、収納数が400体を予定しております。

3番目、墓地の管理・運営方法については、今後開催予定の北中城村公営墓地運営検討委員会において順次決めていきたいと思っております。考えられるのが直営、それから指定管理、委託等

が一応考えられます。

4番目です。公営墓地に関する条例・規則の制定に関しましては、今年度、北中城村公営墓地運営検討委員会において、条例及び施行規則の概要をまとめ、12月の議会に上程をする予定で進めております。

5番目、墓地経営許可申請件数は年間何件ですかということですが、近年では平成30年度が20件、令和元年度が30件、令和2年度が21件となっております。

公営墓地整備により、墓地の散在化は解消されるのかという御質問ですが、公営墓地を整備することによって、村内の墓地の散在化を抑制する効果が得られるものと考えております。

次に、3番目の北中城村住みよい環境づくり条例の制定についてですが、これは先ほども、これも村長からありましたけれども、村としては、県の環境課等といろいろ協議しながら、つくれるものについては今後一応考えていく予定であります。

また、不法投棄防止の看板設置や昨年度、パトロールを試験的に行うなどして、不法投棄に対する取組を行っております。

また、資源ごみの持ち去りに関しましても、今年度からパトロールを実施しております。

それから、犬猫のトラブルに関しましては、これも今年度からですが、さくら猫事業、野良猫の無料不妊、去勢手術の対象になっていきますけれども、これを関係機関と調整しまして、今年度から行っているところです。

村民の快適な住環境保全に向けて、今後、取り組んでいけることは、随時取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

建設課長の答弁ですけれども、今、予算要望に至っていないという理由、具体的に、何回か折衝して通らないのか、どういう形で要望に応じていないのか、その辺お答えできますかね。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

この社会資本整備総合交付金を採択に当たって、その必要理由、目的というものをしっかりとしなければいけないということがございます。

その中には、例えば、交通の緩和がどれくらい改善できるのか。あと、防災の位置づけがどうあるのか。そういったものを総合的に評価していただいて、その上で採択していただくというところになるんですけれども、今の現状としましては、多目的アリーナをそもそもどうするのかというところが課題としてあります。そういった状況の中で今申請、要望すること自体が不適切ではないかというふうに考えておまして、今の段階では、正式な要望ということにはなっていないというところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

これは初めてそういう答弁をもらったんですけれども、前は、社会資本整備事業ですか、国交省の、これは採択待ちという報告を受けたんですよね。採択したら、次年度実施設計、そして次の年度が工事発注して、そういうふうに前回担当課長からは聞いていますけれども、このアリーナとリンクするという意味なのか、アリーナが駄目になるとこれも取りやめになるのか、今初めてそういう答弁をもらったので、その辺をもうちょっと確認したいんですが。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 1時46分 休憩

午後 1時46分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

前回答弁させていただいているときには、採択待ちというよりは、採択に向けて調整をさせていただいて、今も現状として、その目的、理由がしっかり採択に当たるのかどうかというところで、少し難色を示されていたというところがございました。

ということで、採択を待つというような意味合いではなかったということを御理解いただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

私の勘違いか分かりませんが、順調に行けば、申請を出してあるわけですよね。出して、僕は採択というふうに勘違いしたんですよ。次年度実施設計、そして工事の発注という感じで捉えたんですけれども、本当はもう一つありますよね、アリーナ側の連絡歩道橋。あれについては、今まで触れられていないんですよ。あくまでも、医療用施設とこの大型商業施設を結ぶ連絡歩道というんですかね、あと、アリーナが開設したら、また別メニューというふうな捉え方をしていたんですけれども、じゃ、確認しますけれども、アリーナとリンクするという考えでは採択されないのか、村長にお尋ねします。

これ、今アリーナの検討結果を踏まえて、事業実施をしたいという答弁ですけれども、どういうふうに検討するんですか。今、防災計画でも、災害に強いまちづくりで人の動きとか物資の移動というふうに村長も答えているので、それを踏まえてどういう検討をされるか。今後こ

の事業は進めていくのか、お考えをお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

稲福議員の御質問にお答えいたします。

基本的に補助事業の採択というのは、まず、計画をつくって、国にヒアリングを受けますね。そこで国からかなり規模決定についてのヒアリングがありますよね。なぜこれが必要なのか、どういう規模か、この規模がまたどういう根拠なのか、そういったことを細かく聞かれますので、そういったことに答えることが大変現状では難しいというふうな捉え方は、私今の答弁で感じました。ですから、しっかりした根拠、必要性、緊急性等、そういったのを含めた規模決定の根拠をしっかりと提示すれば、私は採択は可能かと思います。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

これは25年から進められているわけだから、緊急性はないのか、これはもう七、八年かかっていますよね。これは緊急性ということに、ちゃんとした規模決定もされて、アワセゴルフ場整備計画でもって8つの、さっき紹介した対策工事をやられていますよね。今さらこんな理由ではねつけられたのか。計画だけの行政運営で進められていると思っているんですけども、それでも足りないのか。いや、村長はこれ、困るので、このアリーナが頓挫した場合に、この場所を移すというのが一番問題、指摘されていると思うんですけども、このアリーナに代わる代替施設というんですか、この辺、要するに地域防災計画にも、北部地域に防災拠点として位置づけされていますよね。それで、ここは決定という話はまず考えられない話なんですよ。そうしないと、連絡歩道橋の話ができないとい

う話ですので、今、どういうふうに検討が進められているのか、お伺いします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

これ、以前から設置に向けてずっと議論されてきたというところで、もちろん現状からして、歩道橋があると、横断する歩行者に対してはかなり有利なものであると思います。通常、横断歩道がございますけれども、結構交通が混雑する場所になっておりますので、交通の安全というところでは、歩行者を守るという観点から歩道橋があったほうが良いということはございます。

しかしながら、歩道橋の設置といったときに、どれぐらいのニーズがあるのか。投資効果、費用対効果というところを考えたときに、日常的な利用だけで十分足りるのかどうか。

それともう一つ、そもそもが、避難所も含めた防災拠点という一体とした整備が当初からありましたので、それも含めた計画であると。そういたしますと、そのアリーナの位置づけが今明確でない状態で、これを要望するということ自体がナンセンスではないかと考えているところでございます。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

一度、何遍人が渡るかということの調査をされていると思うんですよ。これ、平成28年6月ですかね、比嘉盛一議員も質問されていますけれども、この連絡歩道橋の設置の目的、必要性についてお尋ねしています。

答弁では、アワセゴルフ場整備計画の中で、安全安心を確保する防災拠点として位置づけられていて、災害のときに、避難とか物資の運搬、医療の確保など、車両運搬によらなくてもできるような移動手段のための確保ですよと。これ

は担当課長が答弁していますけれども、人が渡ってこっちに行くというのは、いないと思うんです。みんな車で来るわけですから、横断歩道というか、今道を渡りますよね。それよりは車でほとんどこっちに来るわけだから、人が渡るというのはあまりないと思うんですよ。駐車場も全部オープンしていますので、じゃ、イオン側が混んでいるときは、徳洲会病院で駐車場を利用してもいいという人の課題もあって、一つの地域一体型となっているわけですから、これは車で行くと、車両運搬に寄らなくても、移動手段の確保で必要ですよと答えているんですよ。だから、何も人が渡る話だけではないと思うんですよ。僕はそう感じていますけれども、それはその辺についてどうですか、じゃ。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

ちょっと御質問の意図がよく分からないところがあるんですけれども、そもそもこれが歩道橋でございますので、歩道橋として人が渡る道になります。そのための橋になります。ということでは、車の往来等は別に、要は車を使わずに人が移動できると。車を気にしないで人が移動できるというところの利便性を有しているという、そういうお話であつただろうというふうに理解しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

確かにそうなんですけれども、前回そういうふうに答えているものですから、物資運搬のためというふうに、歩道橋の設置目的、必要性、そういうふうに答えているんで、だったら、議事録を見たら出てくると思います。

あと、村長にもう一回聞きますけれども、このアリーナ計画が、今度検討委員会では村長の

選挙公約もありますので、規模を縮小するのか、移転という話も何か明言していますよね。これ、何らかの形でこの場所を実現しないと、このアリーナ計画はいろいろ崩れてしまう、都市計画においてもね。その辺やっぱり検討して、持ち帰らせてくださいということですけども、今のこの計画の実現について、この辺はこういう事業を展開する方向に向かっているのか、今は分かりませんが、今は採択受けていないんで、再度粘り強く、国あるいは国交省に対してこれを粘り強く要求するのか、これをお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今は検討委員会をつくって、役場でこのアリーナについて真剣にまた議論しているところでございまして、即、例えば、当初計画どおりにアリーナを進めるのかと、アリーナの変更が当然できるわけです。今、用地買収も我々は地権者とお会いしました。これは新たにまた時点修正等をかけて、再度また交渉に入るんですけれども、非常に厳しい状況なんですよ。ですから、この用地の取得もままならない。そして、規模縮小、さらに村民体育館が建っている。ここでアリーナの建設が非常に難しいところがあると。ですから、これは役場の検討委員会をつくります。そこでみんなで議論して、どうするかを決めてから、この連絡歩道橋等についても結論を出したいと考えます。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

検討されて、すぐには出てこないと思うんですけども、これ、移転となると、この計画が頓挫するリスクが高くなるんじゃないかなといった心配と、私は今連絡歩道橋について質問しているので、国交省に出している申請は場合によっては取り下げる話になるのかと考えてしま

うんですけれども、これは、村長、できるだけ進めていくという考えで、今答弁できますかね。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えします。

今、国交省のほうに申請等については出していないということでございます。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

出していなければ、前回どこまで進めたのか、再度お聞きしたいんですけれども、私には、こういうふうに一応うまくいけば実施設計に入って、そして次年度は工事に着手したら、もう運用開始できるよと聞いているんですけれども。これも含めて、まだ出していないということでもいいですか。何も出していない、もう口約束みたいな感じで捉えていいんですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

昨年3月の議会で答弁させていただいている答え方、記録からしますと、補助メニュー、現在国土交通省、これは社会資本整備総合交付金なんですけれども、これで採択をしてほしいということで、今、沖縄総合事務局を通して、国土交通省側のほうへ要請を進めているところということで、正式な予算要望をしているわけではなくて、採択に向けて相談をさせていただいていたというところございまして、正式に何らかの予算要求をしているということではございません。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

分かりました。

私の勘違いもあったかと思いますが、これも28年からこの議論をしていますよね。なかなかゆっくりした構えのように見えて、県あたりがどう動くのか、やっぱりもうちょっと真剣に、立派な総合整備計画だし、その辺ももう一回これに基づいて立派なまちづくりをしてほしいなと、ロウワープラザ地区も一体となってもうすぐ造るわけですから、村長、これ、一応御覧になりましたか。これ中身にそういうふうに書かれていますので、再考してまた計画に当たってくれるよう私から要望いたします。

じゃ、次の質問に移ります。

もう1点同じように、これは村長に所見をお伺いしたいんですが、都市マスタープランにおいて、北部地域の防災拠点の構築として位置づけられていますということです。あと、地域防災計画にもあるように、やはり防災シミュレーションとか、災害に備えた訓練等のことについて、将来またあるのか、地域防災計画に基づいて持っていらっしゃいますか、シミュレーション。持っていない。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時01分 休憩

午後 2時04分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。地域防災計画、整備した時期が、イオンと、この広大な駐車場を利用して避難できるということで提携を結んでいるかと思っています。

稲福議員がおっしゃった連絡橋との絡みは、この時点では想定はしてございません。

また、アリーナなど、連絡歩道橋がもし仮に必要な場合は、その時点で盛り込めればと思っています。現時点では特にございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

続いて、2点目の公営墓地整備事業についてお尋ねします。

これも、先ほど盛一議員からも聞いているんで、ちょっと省く部分もありますけれども、今、供用開始ができるかというお尋ねについては、まだできていないという、明確な答えできないんですけれども、これ、今、何というんですか、用地確保、基本設計、詳細設計、今、建築工事まで入っているのか、そうしたら運用開始が見えてきますよね。今、建築工事まで入っているのか、その辺をお願いします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

私のほうからは、工事の状況についてお答えいたします。

現在、敷地の造成工事を行っているところでございまして、これが工期が今月いっぱい、今月末の工期となっております。

それに引き続いて、今度は納骨堂の建築工事を今発注準備をしております、これの完了が今年度末という状況になっておりまして、今年度中には関連する工事は完了するという見込みとなっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

今年度において建築工事はもう全部終わる予定ですか。墓地形態は今から聞くんですけれども、それを含めて、今年度中には完成するという見込みで捉えていいですね。

それで、先ほど来、質問が比嘉議員からもあったんですけれども、そろそろもう運用開始は

見えているわけですから、具体的にいつと、記しておかんと、進まんと思うんですよ、いろいろ条例関係とか。運営については直営なのか、民間なのか、指定管理なのか。これは今やらんと、12月の予算、積算があるのは11月、今やらんと、検討委員会というか、やってからと言うんです。これは同じ答弁を繰り返していますよね。今まで、検討委員会というのは、何回やりましたか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えします。

令和2年度に1回だけ開催しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

検討委員会でどういった趣旨の内容でしたか。令和2年ですか。それを伺います。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

基本計画に基づいて、墓地の区画とか駐車場の台数とか、そういったものを大体皆さんのほうに教えていただいて、今後、那覇とか、それから嘉手納の条例等も勘案して、こちらでは村の実情に合わせた条例をつくっていききたいということで、その案ができれば、次回の委員会の中でそれも諮りながら検討していきたいということで、終わっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

検討委員会が1回と、今年度も1回なんですけれども、墓地基本整備計画はできていて、確かに北谷とか近隣のものを参考に見て、

それで実施設計入って、今区画も整っていると思うんで、なかなか大体できていると思うんですよ。はっきり言えば、直営なのか、民間委託なのか。これも指定管理にやるのか。比嘉盛一議員のお尋ねに出ていました。

これ、多分公営墓地は、区画整理じゃないですよ。これは貸すという話なんで、それも住民は知りたがっているんですよ。今、個人墓を申請するのが毎年20件か30件、これは散在化ずっとやっていますよね。この散在化を防止するために公営墓地をやるわけですから、住民にあまりにも伝わっていないような気がするんですよ。

だから、この区画をすれば、12平米とかあるんですから、見れば。そろそろ決まらんと、12月では僕は遅いと思いますよ。そういう裏づけの条例があって、予算があって、予算と積算が入ってということで、また我々議員もやっぱり議員の基本条例というのがあるんで、基本条例というの、住民として開かれた議会というのを示さんといけないんで、その辺も、こういうふうに12月の定例に諮りますじゃ、もう既に分からんといけない事態なんです、今は。そうしないと、予算化して、来年の運用開始は厳しいと思うんで、その辺、12月から9月に訂正してもらえませんか。素案でもいいしね。そういうのを出していただきたいんです。これは可能ですかね。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えします。

今年度のこの検討委員会、予算、費用弁償がありますけれども、1回分しか取っていません。今言った8月ぐらいに条例関係などを諮りながら、持ち帰ってもらって御意見を聞いて、またもう1回、12月、条例を諮る前までに2回を予定しています。ただ、それに関しましては、ま

た費用弁償の補正を組まないといけないんで、9月補正になるかと思います。

今そういう状況で進めておりますので、素案というか、ある程度のひな形は担当のほうで持っているんですけども、それを案という形で皆さんに提示するのか、それとも、今言ったように例規審に諮って議案として上程するという形になりますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

予算がなければ、補正して予算をつければいいだけの話です。

もう、これずっと前から整備計画事業の中に入っていますよね。もう考え方もできていると思うんですよ。検討委員会でもつくったものを出すわけだから、これ、内容が変わる話じゃないから、それは持っていると思いますよ。これはお互い議会も、基本条例もあって、行政とのそういう情報のすり合わせというのは大事なんで、その辺は補正して予算をつけて、終わると9月、どうしてもやってほしいなということなんです。そうしないと、我々も住民に問われているものですから、今、毎年20件から30件は墓地申請していますよね。散在化もやっぱり収束しないし、300万とかかなり高額の土地を自分で買って、またよそからも申請が来る可能性もあるんで、早めにこういうふうな計画書を明らかにしてほしい。9月までに準備をお願いします。よろしくお願いします。

あと、村長にお尋ねしますけれども、これは総合計画とかにあって、候補地、第2、第3あるんですけども、候補地ね、この墓地を造る場所。これについては、今364区画あるんですけども、今かなり管理されていない墓とか、どんどん修繕している墓も見受けられるんで、

都市マスタープランの都市計画上も問題だし、集約するために364区画で間に合うのか。あと、第2候補地、あるいは第3まで将来計画、これは総合計画にあるんで、その辺も視野に入れて検討に入っていただきたいんですが、墓地の散在化と新しいまちづくり、土地利用も含めて、そういうのはあるかどうかです。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

墓地計画については、基本的に墓地計画に沿ってそれを進めるということになると思いますけれども、非常にただここまで来るというのは、私はこれまでの携わった方々は大変な御苦労があったと思います。いわゆる墓地というのは、ニンビー事業とも言われるような感じで、なかなか地域住民が自分たちのところへ誘致するというのは戸惑うところがあるもので、よくここまで来られたなと思っております。

ただ、今後また新たにそれを増やすのかどうかということについては、今後また村内の墓の需要とかを見て、決めていきたいと思います。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

3番目の質問に入ります。

先ほど、次雄議員からも話があったんですが、私の場合は北中城村住みよい環境づくり条例、制定してほしいという提案ですけれども、これは重々次雄議員からも、この区内での事情をきちっと説明されているんで、内容は、今やはり住民が申し出てなかなか規制できないと。行政も相当頑張って、撤去までこぎ着けていますけれども、やはり心配しているのは、どこに移るかも分からんし、規制ができないから、何とかこっちの条例化で、実情は厳しいということですが、これは県の見解ですか、厳しいというのは。さっき、県の見解というふうに答

えられていますよね。村の、県に言って、このいろんな条例と何らかの関連性で厳しいからということの答弁があるんですよね、1番目の回答に。その辺です。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えいたします。

焼却炉の件で、県の方に村長と係長含めて、3名でいろいろ話を伺ってきたんですけれども、一般廃棄物法から申しますと、上位法があるということで、この上位法よりも厳しい罰則とか規定とか、そういったものはつくれませんよというのが県の見解でした。それも含めていろいろ検討して、条例をつくるためにはいろんな調整も必要だよということで、県のほうから言われて、すぐには厳しいということで回答しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

本村においても、北中城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例ですか、これについては、我々村民とか事業所がごみを出す場合に、いろいろな注意がありますよね。有害性のあるものを出してはいけません。危険性があるもの、引火性があるもの、著しく悪臭を発するもの、特別管理一般廃棄物などを出してはいけませんというのを、お互いの青葉苑に出すのは駄目ですよと、これは有害とか、そういうのを出すから。

しかし、今は民間が設置したものにどんどん産業廃棄物を燃やして、悪臭とか騒音、環境被害、なんの取締りもできないというのはちょっと不条理というんですかね、そういうふうに見えて、一方は本村の事務組合に出すものについては制限かけ、ちゃんと村民守るのに、こういう事業者が焼却炉を設置して、先ほど4メータ

一と言うんですが、そこは物すごいストレスとか持っていっちゃって、これはやはり取り締まる条例をつくらんと、こんなゆっくりした話じゃないんですよ。

先ほども紹介があったんですけども、とよむ中城住みよい環境づくり条例なんですけど、向こうは今度の3月定例議会に諮ってやっています。

この条例の内容は、やはり指導または勧告、周辺の生活環境を損なう騒音、または悪臭への配慮、そして罰則綱領が盛り込まれています。

この条例、21条までありますが、関連するのは指導または勧告です。15条、何人も屋外に廃棄物の焼却行為による周辺の生活環境を損なうことのないよう努めなければなりませんということです。あとは、村長は屋外における焼却行為が周辺の環境を損なうと認める場合は、当然、行為をした者については、もちろん必要に応じて指導、勧告を求める。16条なんですけれども、周辺の生活環境を損なう騒音または悪臭への配慮、これは16条なんですけど、こういうふうな条例です。村民はその日常生活に伴って発生する騒音または悪臭により、周辺の生活環境を損なうことのないように努めなければならない。村民とはですから、15条も入っています。第2項には、村長は周辺の生活環境を損なう騒音または悪臭が発生したと認められる場合は、当該騒音または悪臭を管理または制御できる者に対して、必要な指導または勧告ができると。20条に罰則規定、21条に公表というのものもあるんで、そういう条例もやっぱり参考にさせていただきたいと思います。

先ほども、景観条例というのがありましたけれども、ちなみに僕、村長、内部委員会というのを立ち上げてもらって、生活環境に全部押しつけるのではなくて、この辺はいろいろ第4次総合計画とか、景観法に基づく景観区の指定、これ、第3区景観区域指定に荻道、大城、そし

て美崎地区、ライカム地区がありますよね。そういうのも、やっぱりさっき言った悪臭防止法とか、網かけることもできると思うんですよね。

あとは、悪臭防止法による規制というのが、ちゃんと上位法にあるんですけども、やはり悪臭が生じた場合の焼却炉禁止、野外での大量廃棄物の禁止とか、これは明確にあるんで、そういう法律を使っても何かできそうにあるんだけども、やはりまた、さっき言った景観法は都市マスタープランにありますよね。あるんですよ。美崎地区とか、あれ、2020年目標値というのがありますけれども、この目標が達成されるかどうかは分かりませんが、この辺もちゃんと場所をよくするための法律、この辺があるんで、やはりこういうのを入れた計画があるんで、それを見て、中城の条例も見ながら、いろいろこれを盾に、規制も許認可とかいうんじゃないくて、こういう線引きがあるんで駄目ですよというのは、この計画書でもって、いろいろ都市マスター、ワンプランとか、総合計画が一番上だと思うんですけども、あとは本村の環境、何条例でしたかね、あるんで、悪臭防止をしてください。

あと、環境基本法というのがあるわけですから、そういうのもあって、これも加味しながら、内部委員会をぜひ立ち上げて、生活環境だけの問題じゃないですので、都市計画、土地利用、安心して住めるまちづくりというのがちゃんとあるんじゃないですか、この我々の計画書に。それを全部引っ張って、こっちふうの計画書をつくってほしいです。これは特別委員会でも諮るんですけども、ぜひ村長、最強メンバーでこの条例をつくってほしいんですが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

稲福議員の思いをしっかりと受け止めました。

大変いい提言だったと思います。

うちの北中城村全村植物公苑づくり条例というのがありますね。そして景観法があって、景観法の中に規制する条文があります。

ただ、これがまた施行規則のほうで基準をつくりました。この基準が今回は合致しなかったと。だから、その基準を合致させるための市町村独自の基準をつくるか、独自で条例で定めるか、そういったことが可能だと思っておりますので、別に今おっしゃった、これを実効性のあるものにするために不可能だとは思いませんので、十分可能だと思っておりますので、現行の例規を変えるか、あるいは上位法に基づいた新たな条例をつくるか、そういった選択があると思いますので、しっかり実効性のある例規に向けて頑張りたいと思います。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

今終わろうとしたんですけれども、上位法ができないから、我々はローカルの条例をつくりましょうですから、今そういった悪臭防止法とかの線引きがされていないという話ですよ。じゃ、この線引きをどうするかというのを我々はまちづくり条例とかそういうのも含めて、これを否定するような、古城周辺歴史的景観整備事業と我々も萩道・大城ですか、ちゃんと景観をよくしようとしているのに、ああいうのを持ち込まれたら大変だし、それに向けて我々もぜひこういう条例を、最強メンバーで内部委員会を立ち上げて、ぜひ解決してください。提案します。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 ２時 ２５分 休憩

午後 ２時 ３５分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は、４点について質問していきます。

１番目が、登下校時における児童・生徒の通学路の安全確保について。

２番目が、新型コロナワクチン接種について。

３番目、新型コロナウイルス緊急支援対策について。

４番目、スクールバスの新型コロナウイルス感染症防止対策について質問をしております。

それでは、１番目に入ります。

子どもの安全確保は、安全安心な社会の要である。登下校時における子どもの安全を確保するための対策については、地域において多岐にわたる努力がなされています。地域の安全に大きく貢献してきた防犯ボランティアの減少、共働き家庭の増加で、保護者による見守りが困難になっている。放課後児童クラブ、放課後子ども教室から下校、帰宅の在り方が多様化している。学校から距離のある子どもが１人で歩く１人区間等において、見守りの空白地帯が生じている。見守りの空白地帯における子どもの危険を取り除くため、登下校時における総合的な防犯対策を強化することが急務と考えております。

１、登下校時における児童・生徒の通学路の安全確保について質問をしております。

①全国各地において、登下校中の児童等に車が突っ込み、死傷者が出るという痛ましい事故が相次いで発生している。

本村では、近年の交通需要の増大に対応するため、中心街を迂回する県道81号線バイパスが整備をされた。その結果、旧街道筋の一部区間

が裏道化している。

このような状況を踏まえ、教育委員会をはじめ、小学校、中学校、PTA、行政、沖縄警察署、中部土木事務所の関係機関の協力を得て、通学路の交通安全の一層の確保を目的に合同現地点検を検討する必要があります。見解を伺います。

②小学校、中学校の児童生徒における登下校時の安全確保を最優先とした通学路の設定に関する必要な基準について伺います。

(1) 通学路の決定方法について。

(2) 指定通学路の決定について。

(3) 指定通学路の範囲について。

(4) 指定通学路の変更について。

③通学路の交通安全の確保に向けた取組について伺います。

(1) 推進体制の構築について。

(2) 合同点検の実施方針について、公表がされているか伺います。

(3) 対策箇所、対象一覧表の作成、公表について伺います。

④犯罪被害防止のための安全確保について伺います。

(1) 登下校時の誘拐や傷害などによる犯罪被害防止については、家庭、学校、地域、行政、それぞれが適切な役割分担で協力して、児童生徒の安全を確保することが求められている。学校、保護者が実際に通学路を歩き、犯罪被害防止の観点や交通事情等を考慮して通学路を点検して、要注意箇所があれば、学校、保護者や行政、警察、自治会などの関係者の間で共通認識を持って対応することが必要である。見解を伺います。

(2) 通学路の安全点検と要注意箇所の周知、環境改善等の働きかけが重要である。地域全体で児童生徒を見守る体制を整備する必要があります。通学路安全マップ、地域安全マップの作成などを通して、児童生徒に対しても危険箇所

を周知する、危険予測、回避能力を身につけさせることも必要である。見解を伺います。

⑤地域ぐるみで見守る体制整備について伺います。

(1) 交通事故や不審者から児童生徒の安全を確保するため、家庭、学校、地域、行政が連携することは当然である。組織的な活動が必要と考えます。見解を伺います。

(2) 学校は、警察、PTA、自治会、地区防犯協会等の協力を得て、学校周辺や地域の巡回、声かけ運動等を一体となって展開する必要がある。見解を伺います。

(3) 部活動等で夕方に帰宅する児童生徒もいる。通学路の夕方における危険箇所の把握にも努める必要があります。

また、子ども110番の家の運営主体である警察、教育委員会、学校、自治体等が、その実態を確認する必要があります。一時的な保護を行う場所については、児童生徒の安全確保に生かされていないかもしれない。状況を伺います。

2、新型コロナワクチン接種について。

①新型コロナウイルス対策の切り札とも言われるワクチン接種が、高齢者を対象に始まっています。ワクチンは1人でも多く接種することが望ましいが、今回の接種は努力義務とされ、個人の判断に委ねられています。ワクチンに対する重度の副反応への不安解消です。副反応としては、頭痛や筋肉痛、倦怠感も報告されています。

緊急事態宣言で自粛要請が繰り返され、経済ダメージにより生活を奮われ、人生を悲観する人が続出する事態まで憂慮するならば、ワクチン接種をためらう理由はどこにもないと考えます。見解を伺います。

②ワクチンに不信感を抱いて、接種を受けないという人々が高い割合で存在するという調査結果があります。ワクチン政策を固め、ワクチンを確保し、配置し、接種管理体制を整えるこ

とができたとしても、最後は接種を受ける人にかかっている。受けない、受けなければと思い、足を向けるかどうかである。その問題点、意識を共有しなければならない。

村のワクチン接種実施計画の高齢者の接種率、接種回数は想定どおりか伺います。また、予約件数についても伺います。

③医療従事者向けの先行接種に続き、65歳以上を対象とするワクチン接種が順次始まっている。

交通弱者や障害者ら、接種を受けるのが難しい少数者は置き去りにされていないか。接種希望者が受けられない事態が生じないよう、入念な配慮が必要である。障害に応じた合理的配慮を強く要望したい。見解を伺います。

④ワクチン接種における優先順が示されていますが、最優先事項は破棄数の最小化だと考えます。予約取消などで発生した余剰ワクチンを可能な限り破棄せず、活用できるような方針を示すことが必要である。

高齢者以外への接種に向けた検討を行う必要があります。例えば、接種対象とならない15歳以下と接することが多い職種への接種を早めるなど、村独自方針を検討する必要があります。見解を伺います。

3、新型コロナウイルス緊急支援対策について伺います。

①抗体検査、PCR検査費用の助成について。

村民または村内在勤の保育、教育従事者、介護、障害福祉サービス従事者などに対して、新型コロナウイルス感染症の抗体検査、PCR検査費用を補助する支援策を検討する必要があります。見解を伺います。

②会計年度任用職員、任期付職員の緊急雇用について。

新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の急激な悪化を受け、アルバイト先の退職を余儀なくされた学生、採用内定を取り消され

た方、退職を余儀なくされた方を対象として、職員募集を検討する必要があります。見解を伺います。

③妊婦向けタクシー料金の助成について。

新型コロナウイルス感染症予防対策として、安心して妊婦健診の受診ができるよう、タクシー料金を助成する支援策を検討する必要があります。見解を伺います。

4、スクールバスの新型コロナウイルス感染症防止対策について伺います。

①スクールバスの利用に当たり、お互いが安心して乗車できる環境づくりの取組について伺います。

②スクールバス運行前後の感染症防止対策の取組について伺います。

③スクールバスの乗車過密化を防ぐための取組について伺います。

以上、私の所見を申し述べました。

担当者の答弁をお願いをいたします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

大城律也議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の登下校時の児童生徒の通学路の安全確保について、それから、スクールバス運行の新型コロナウイルス感染症防止対策について、これについては教育委員会のほうで答弁させます。

そして、新型コロナワクチン接種に関するものですけれども、2番目の新型コロナウイルスワクチン接種について、これも具体的な数値等出てまいりますので、所管課の健康保険課長に説明させます。

それから、3番目の新型コロナウイルス緊急支援対策について、これについても健康保険課長に説明をさせます。

よろしく申し上げます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

大城律也議員の御質問にお答えいたします。

まず、登下校時における児童・生徒の通学路の安全確保についてお答えいたします。

まず、1点目の通学路の合同現地点検を検討する必要の見解についてでございますが、本村では、北中城村通学路安全対策協議会設置要綱に基づき、平成30年度より通学路の合同点検を行っております。

昨年度は、コロナの影響により実施しておりませんが、必要性があると考えており、今年度は、実施に向けて現在調整しているところでございます。

次に、②点目の通学路の基準等についてでございますが、（１）の通学路の決定方法、（２）指定通学路の決定、（３）指定通学路の範囲、（４）指定通学路の変更について、教育委員会においては設定をしておりますが、各学校から報告のあった危険箇所を基に、先ほどお答えしました通学路の合同点検を行う流れとなっております。

続きまして、③通学路の交通安全の確保に向けた取組についてお答えいたします。

（１）の推進体制の構築につきましては、先ほどの答弁のとおり、協議会を設けてあります。

（２）の合同点検の実施方針の公表につきましては、公表を現在行っておりません。

（３）の対策箇所、対象一覧表の作成・公表につきましては、対策箇所及びその一覧表は作成しております。

続きまして、④の犯罪被害防止のための安全確保についてお答えいたします。

（１）点目の関係者の間で共通認識を持って対応することが必要であるについてでございますが、合同点検を実施することにより、関係機関との情報共有が行われていると認識しております。

（２）点目の児童生徒に対しても危険箇所を周知することについてでございますが、北中城小学校区、島袋小学校区の両地域において、地域安全マップを作成し、児童に配布しております。また、校内にも掲示するなど周知を図っております。

安全教室を開催するなど、危険予測能力等の育成に向けても取り組んでおります。

続きまして、⑤の地域ぐるみで見守る体制整備についてでございますが、１の関係団体等の情報の共有や組織的な活動が必要についてでございますが、村内の小中学校と教育委員会は、不審者の情報が入りますと、互いに情報共有をいたし、必要に応じて保護者へのメール等での情報提供をしております。

また、学校による巡回や警察等への巡回依頼、中頭教育事務所への報告など、常時連携を図っております。

次に、学校は関係団体等の協力を得て、巡回等を一体となって展開する必要があるについてでございますが、中学校が事務局となり、小中高、それから警察少年課、民生委員等と連携し、生徒指導連絡協議会を毎年開催して、情報交換や対策等について協議しております。

次に3点目、夕方の安全や子ども100当番の家の実態を確認する必要等についてでございますが、村内において、子ども110番の家として、自治公民館、大城、安谷屋、島袋の3か所、住民宅13か所、事業所50か所が登録されております。各小学校作成の安全マップにも場所を記載しております。

部活動においては、終了時間を厳守し、下校が遅くならないように学校のほうで指導をしております。

続きまして、大きな4番目のスクールバスの新型コロナウイルス感染症防止対策についてお答えいたします。①から③まででございますが、関連しますので、一括して現在の取組について

お答えいたします。

共通しているものといたしまして、乗車前の手洗い、手指の消毒、マスクの着用、乗車前後の車内の消毒、車内の換気、幼稚園では、1席空けて座席に座るなどして運行しております。

また、過密化を防ぐ取組としましては、保護者への極力送迎での登園等をお願いをしているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

私のほうからは、大きな2番、新型コロナウイルスワクチン接種についてのまず①でございますが、健康保険課のほうでは、広報誌やホームページ等でワクチン接種の御案内をしています。ワクチン接種に関する問合せ等も、予約コールセンターの保健師がおりますので、その相談に乗っております。また、重篤な副反応については、県が設置しておりますコールセンターを御案内しています。

また、接種会場の当日ですが、保健師による予診の際にも副反応の説明や対処方法を説明しており、チラシもお配りしております。

接種をするかどうかについてですが、それは本人の希望によるものとなっておりますので、こちらといたしましては、感染リスク等のデメリット、また、接種をするメリットを考えていただき、御本人で判断していただきたいと思っております。

②番ですが、村のワクチン接種の実施計画では、高齢者の予定接種率は65%を想定しております。

最新の数字を申し上げますが、6月14日現在の集団予防接種の予約数は60%となっております。今後、病院での個別接種の報告が上がってくると思われますので、その接種の数を合わせるとほぼ想定どおりになると思っております。

③番の交通弱者に対してございますが、現在、集団予防接種におきましては、地区公民館や地域のバス停をルートとする無料送迎バスを運行しております。

また、村内の障害者施設において、施設接種を予定しております。また、その他の方々に対しましては、福祉課のほうと連携して支援していくつもりでございます。

次、④番ですが、集団接種でのキャンセルワークチンにつきましては、中北消防職員及び接種業務従事者に接種しております。

また、厚生労働省に示された優先接種の順位により、まず基礎疾患のある者、高齢者施設等の職員を優先予約しようと考えております。また、その他の職業による優先接種については、今後検討していく次第でございます。

あと、大きな3番、新型コロナウイルス緊急支援対策の③番のほうをお答えいたしております。

妊婦向けタクシー料金の助成についてですが、複数の方にヒアリングをいたしましたが、不特定多数の方が利用するタクシーは、感染症予防対策として安全かどうか懸念があるということで、また、村民からの要望もこれまではないこととなりますので、今後のまた検討事項と考えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

引き続きまして、私のほうから、3番の新型コロナウイルス緊急支援対策についての①番についてお答えいたします。

御質問の抗体検査、PCR検査費用の助成についてでございますけれども、沖縄県の事業といたしまして、一般住民向け検査希望者へのPCR検査費用の助成や保育・介護・障害福祉サービス事業従事者へのPCR検査事業がござい

ます。

村では、独自事業といたしまして、医療・福祉施設等への実習生向けPCR検査助成事業を予定しております。今後も、感染状況等を踏まえつつ検査の実施を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

同じく、新型コロナウイルス緊急支援対策事業についての②の御質問についてお答えします。

コロナ交付金の緊急雇用対策事業として、本年度は5人分の予算を確保して、作業をする予定でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

ありがとうございます。

それでは、1番のほうから、登下校時のほうから再質問をさせていただきます。

1番の③について再質問をしながらいきいたいと思います。

子どもたちの通学路についてなんですけれども、仲順の北中城交番前から和仁屋入口間の歩道整備についてお聞きしたい。

道路沿いの低木や雑草が伸び放題で児童の背丈以上になり、車から児童が確認できないんです。人通りが少なく、人が身を隠しやすい場所となっている。また、歩道に防犯灯がなく、暗い。防犯対策で見通しをよくするために、道路管理者に歩道内の植栽、低木の撤去とガードレール設置を要請すべきであるというふうに思っております。

それから、仲順交差点の信号機が点滅になっている。バイパスができた後、車両が減っています。そういう状況で仲順交差点の信号機が点

滅作動となっていて、児童が登下校時に横断するとき、非常に危険な状態になっているという相談がありました。現地を確認をして、早急に元に戻す、県警とか、沖縄警察署に要請するべきだというふうに思っております。

それから、学校周辺の横断歩道の表示がほとんど消えかかっている。これも北小、島小。北中は、あまりありませんでした。その辺もチェックをして、早急の塗り直しを要望したい。

それから、あと、島袋小学校内、校門前の通学路における交差点を確保するために、関係機関と連携して信号機の設置、横断歩道の設置、標識の設置、街灯の設置等々の整備をやるべきだと。

今、島袋小学校の向かいの道路は柵があって、約3メートル前後くらいですかね、道路に緑色のペイントが塗られております。そして、その前に行くとき急な坂道がありますね。そこはきれいに整備をされて、島袋出身の4村議員もいます。そして、いろんな関係機関、学校等に要請して、向こうまでは整備ができたと思っております。この道路にペンキを塗るわけですから、県警の、村道であっても警察の承諾とか必要かなというふうに思っておるんですけれども、向こうまで頑張ってもらっておりますので、引き続きこの島袋の校長先生、島小のPTA会長とか、あるいは自治会長とか、教育長とか、その他今4名一緒の議員も含めて、連名で早急に横断歩道の設置の要請、それから信号機関係、道路標識等々、早急にこれも要請すべきであるというふうに思っております。

そういうことで、その辺で何か当局から御意見がありましたらお聞きしたい。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 3時04分 休憩

午後 3時05分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

大城議員の質問にお答えします。

最初の仲順から和仁屋に抜ける道の雑草等のガードレール等の件と、あとは学校周辺の歩道の表示が消えている件、そして島小の信号の件等、その辺は関係機関へこちらから伝えて、改善できるかどうかはこれからやっていきたいと思っています。

あと、仲順の信号の件ですが、こちらについては、ほかにも住民の方、あと自治会の方からも苦情がありました。それで、僕は警察のほうに電話したんですけども、今は交通量が減ったということで、調査中だという回答を得ていて、今これ以上の進展がない状態ということになっています。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

これは私の要望という形で受け止めていただければというふうに思いますので、ぜひ参考にして、早急な取組をお願いしたいと思っています。

通学路の決定方法、これは１番目のほうに入りますけれども、それから指定通学路の決定、指定通学路の範囲、これは先ほど、教育委員会はそういうのについては直接担当していませんというお話でありましたけれども、これはどちらが通学道路指定するか、僕は熱田ですから、熱田から、こう歩いて、北中城小学校まで行くときに、ある程度は、ここは通学路ですよという認定道路みたいなものがあるのだろうと。どこから来てもいいですよというわけにはいかないと思います。そのために通学道路がある程度整備をしながら、必要なところは防護柵をつけたというわけですね。

そういう状況で、その辺の通学路の決定、誰がされるのか。教育委員会は、それはやっていませんということでしたので、それから、指定通学路、指定通学路というかスクールゾーンという意味、この指定通学路、どちらがどういうふうに認定しているのかです。

それから、その範囲、区域とかあるんでしたらお聞きしたい。

それから、指定通学路変更、今バイパスが出来た。そうしたら、中学生とかは、あの新しいバイパスを通学に利用する可能性がある。それの変更とかです。これは誰がされるのか。学校長なのか、教育長なのか、教育委員会といいますか。その辺は、このことについてお聞きしたいというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

一般的に通学路とは、多少遠回りになっても、安全第一に考えて決められているのが通学路と言われております。

その決め方については、教育委員会というよりは、学校によって異なっておりますが、学校長集合の下、先生方、それから保護者の方が実証を通して、その周辺環境や交通量、危険箇所などを確認して、地域で協議して決めるケースが多いと言われております。

そのため、今後も私ども教育委員会と小中学校長及び教職員、父母教師会、いわゆるPTA、本村の関係各課、そして警察署と他関係機関等の協力を得て、年に一度の合同点検を継続実施して、通学路に関する情報を共有する形で、通学路を設定したというふうに捉えております。

指定通学路、スクールゾーンということでございましたが、スクールゾーンは、主導は警察署が設定をしていくということになっておりますが、先ほどの合同点検も踏まえて、スクール

ゾーンを設置するという形を取っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

変更のあったときには、どうなさるんですか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

変更についても、年に一度行うこの共同現地
点検等を踏まえて、新しく出てきた危険箇所等
を踏まえながら、それで協議をして、決定をし
ていくということになります。それで、変更し
ていくという形になります。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

1番について、本村では、北中城村通学路安
全対策協議会設置要綱というのが出てきており
ます。この設置要綱というのは、いつ頃できた
のかお聞きます。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

設置されたのが、平成28年4月1日というふ
うに理解しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

この設置要綱、平成28年ということですから、
かなりの長い間、どういう管理をしていたのか
ということになるわけです。小学校だって100
年超しているわけです。中学校も80年でしたか
ら、もう歴史を重ねてきている。じゃ、今まで
自由自在にやっていたのかということ指摘を

しておきたい。これ、やっぱり教育委員会はし
っかり取り組む必要があると思いますよ。もち
ろん、人事とかいろいろありまして、交代とか
あるわけですから、しかし、これは引き続き、
この村ももう分村して80年になるんです。その
間、それだけのほうが長いわけですから、今ま
でこういう大事なものがなかなか出来上がって
いなかったというのは、非常に残念、指摘をし
ておきたい。

それから、これ、平成30年度より通学路の合
同点検を行っております。28年にできて、平成
30年ですから、まだ5年ぐらい後ですよ。かな
り取り組んだのが弱いという気がいたしますよ。

この合同点検、これは去年はコロナでできま
せんでした。しかし、コロナが解除になったり
しているわけです。学校も授業が始まったりし
ているわけです。緊急事態宣言の中では無理で
しょうけれども、解除になったら、率先してや
らんといかんですよ。子どもたちは毎日この通
学道路を利用しているわけですから、解除にな
れば、PTAとも相談しながら、学校当局とも、
チェックを急ぐべきと思っておりますので、こ
れも年に1回とかじゃなくて、必要に応じてや
るというようなことをお願いしたいと思ってお
ります。

次いきます。

③通学路の交通安全の確保に向けた取組、合
同点検実施方針を公表、それから、対策箇所を
パトロールして、ここは危険とか、ここはこう
したほうがいいな、ここは柵がないといかんじ
ゃないかとか、ハブが出そうだねとか、夜暗い、
白線が消えかかっているとか、僕が指摘したの
も含めて、こういう指摘があるはずなんです。

これ、公表、公開していただきたい。村民に
周知をして、それで俺ができる、協力する者は
協力もしていきたいと。どこに何があるのかと
いうのは、公表をお願いしたいと思います。い
かがですか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

ただいまの質問にお答えします。

おととしまで合同点検を行っておりまして、これまで公表はしておりませんが、今後、今年も合同点検をやる予定となっております、本年度は安全マップ等、また、行った内容についてホームページ等で上げていこうと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

ぜひ、公表はお願いしたいと思っております。

それから、村内の子ども100当番なんです、これは、肝心なのは子どもたちなんです。子どもたちがこの100当番の家どこかな、例えば、先ほども言ったように僕は熱田出身ですから、学校から、中学校から小学校から帰るときに、大城の子どもたちも一緒ですよ。安谷屋の子どもたちとか。自分らの通学路に、この子ども100当番がどこにあるのか、大人だけで詳細につくって、これは我々にはあまり必要がない。子どもがいざというときに、いつでも遠慮なく助けてというような感じで、駆け込めるような100当番の家、これをどう子どもたちに周知させるかなんです。

これは先ほど、教育総務課長からもありました。それから教育長からも。自治体の公民館、これは大城、安谷屋、島袋、3か所なんです。どうしてよそはないのか。子どもたちはよそもいますよ。14自治会、ライカム除いてありますから、全ての公民館、100当番の家にしたらどうですか。

それから、住宅13か所、これ非常に少ないですよ。熱田、和仁屋、渡口までいっても、何か所かお願いしないといかんですよ。これはやっ

ぱり、いざというときに子どもたちをどう守るかということになりますからね。今日は大丈夫ですよというわけにはいきませんよね。これ13か所、これはぜひ見直して、もっと協力していただく。

それから、事業所50か所とあるんですが、この事業所50か所、どこにあるか分かりません。2階にあるんだったら、どうしますか。事業所、これもやっぱり、これだけありますと言って報告していますけれども、問題は子どもたちがどう使うかなんですから、これをしっかり。

それで、そのためには、子どもの100当番の家のアンケート、僕は取るべきだと思いますよ。子どもたち、ホームルームか何かでです。それで、子どもたちに直接、100当番の家はどこにある、分かりますかというのを問いかけをして、確認をさせる。そして、子どもたちに聞くんですよ。怖いと感じたことはありますかというのを。そうしたら、この地域を重点的に子どもたちの通学路を守っていく。こういうアンケートも必要だろうというふうに、大人だけの考えじゃなくて、子どもたちの現実に起きていることを情報収集することも大事だろうと思っておりますので、この辺の取組をお願いしたいというふうに思っております。

それから、集団接種、④になりますけれども、大きな2番の④、集団接種でその他の職業による優先接種は今後検討していきますということですが、その他の職業、これはどのような職種を想定されているかお聞きをしたい。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 3時17分 休憩

午後 3時18分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

大城議員の御質問にお答えいたします。

集団接種のその他の職業による優先接種ということでございますが、今現在、私たちは高齢者を主にいたしていますが、一般接種になった場合、現在、職域接種とか、あと学校接種とかというのが検討されています。これは今まだちゃんと決まっていないのであれですが、学校接種にいたしましては、教育委員会と連携して、また、県が連携をするということで通知が来ておりますので、今後、学校の職員に対して考えていきたいと思っております。

また、そのほかの職業としましては、保育所等、小さい子どもたちと接する職業の人たちの優先接種を検討していくと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

私はこの役目だと思いますよ。ぜひですね、今の日本の決まりですかね、15歳以下は接種ができないようになってるんですよ。15歳以下は、現在ですよ、今13歳までとかいうお話も出てきておりますけれども、15歳以下は接種ができない、その子どもたちと関わっている方々、これは優先的にやるべきだろうと思っております。

市中感染、本人は発症しないんだけど、持っている。そうすると、学校でクラスターが発生する可能性がある。子どもたちは免疫がありませんから、これは今後の話ですよ、予防接種始まればいいんですけども、そういう状況で学校の先生方もしっかりと守っていく。そして、子どもたちをさらに守っていくというのも大事だろうと思っております。

それで、PCR検査についてお聞きします。このPCR検査は、介護とか障害福祉サービスとか、それから保育関係、教育関係も含めて、PCR検査、抗体検査を実施したほうがいいん

じゃないのと思っていますけれども、答弁求めます。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 ３時１７分 休憩

午後 ３時１８分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

現在、学校関係者に対するPCR検査というのは、具体的にはございません。

ただ、昨日の議会でもございました、教育委員会から説明ありましたとおり、濃厚接触者等の疑いがある場合には、学校単位での迅速な検査体制をとるというふうな見解がございましたので、そういう対応になっているかと思います。

議員おっしゃるように、子どもたちへの接するリスクというものを考えた際に、まずは、保育所等のマスクができない状況の子どもたちに接する職員に対するPCR検査等を優先していくものだと考えておりますので、御指摘のような学校関係につきましては、また今後の状況を踏まえた検討になるかと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

もうそろそろ時間になりますけれども、このコールセンターに触れておきたいと。ワクチン接種予約コールセンターに僕も何回か電話して、ほとんどつながらず、時間がかかりました。殺到する電話対応に苦しい毎日だと思います。コールセンターの担当も。この理不尽な相談をする、予約するんですから、いろんなことを言われていると思いますね。ぜひ、終わりの見えない日が続きます。それでも、「やっと予約でき

たよ」という声も届いています。「ありがとう」という言葉もありますので、コールセンターの皆さん、頑張ってくださいたい。人は助けられる、支えられる、守られるありがたさを知っている。コールセンターにつながって、「予約取れたよ」と言う。ご一ぐちしながら、予約が取れたらすぐ変わっちゃう。そういう関係ですからね。精神的なプレッシャーは大きいが責任感を持って従事するコールセンターの皆さんに、それから集団接種に関わる医療従事者、事務職員、この未曾有の感染症に対する活動に改めて感謝を申し上げます。

最後に、スクールバスは幼い子どもたちとか、島袋からは中学生のスクールバスがあります。マスクの着用、それから低学年、保育園とかはマスク厳しいというお話でしたけれども、これはもうやむを得ないと思いますので、中学生はマスク着用、これを徹底して、それから家で、通学、学校に向かうとき、熱があればもう今日は休む、検温をして、無理してバスに乗らない。バスの中はまた換気も大事です。ぜひこの辺もまとめて、徹底をしていただきたい。バスにアルコールを設置してください。よろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 3時25分 散会

令和３年第３回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令 和 ３ 年 ６ 月 １ １ 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和３年６月16日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和３年６月16日 午後３時53分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	１ 番	安 里 道 也	出	８ 番	喜屋武 すま子	出
	２ 番	稲 福 恭 秀	出	９ 番		
	３ 番	伊 集 守 吉	出	１ ０ 番	比 嘉 義 弘	出
	４ 番	大 城 律 也	出	１ １ 番	山 田 晴 憲	出
	５ 番	上 間 堅 治	出	１ ２ 番	比 嘉 義 彦	出
	６ 番	金 城 高 治	出	１ ３ 番	比 嘉 次 雄	出
	７ 番	比 嘉 盛 一	出	１ ４ 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	５ 番 議 員		上 間 堅 治			
	６ 番 議 員		金 城 高 治			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長		徳 村 永 盛	
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長		玉 栄 治	
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長		與 儀 光 敏	
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長		安次嶺 正 春	
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長		瀬 上 恒 星	
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長		奥 間 かほる	
	税 務 課 長	喜屋武 のり子	学 校 教 育 指 導 主 事		島 袋 淳	
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第4号

令和3年6月16日（水曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
5	上 間 堅 治	1. 新型コロナウイルス感染症対策について 2. スクールバス運行、島袋地区外の現在の進捗状況 3. 財政改革について
6	比 嘉 義 弘	1. コロナワクチンの状況 2. しおさい市場の動き 3. 地域懇談会 4. 村民体育館 5. 村内建設業 6. 松くい虫 7. 財政について
7	金 城 高 治	1. 新型コロナウイルスワクチンについて 2. いじめについて
8	安 里 道 也	1. 多目的アリーナ建設事業の見直しについて 2. コロナ感染防止対策について

9	山 田 晴 憲	1. 新型コロナウイルス感染拡大について 2. 平和継承について
---	---------	-------------------------------------

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．15日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

おはようございます。

それでは、通告に従い、一般質問を始めていきたいと思います。

まず第1に、新型コロナウイルス感染症対策について。

5月より待望のワクチン接種が65歳以上の高齢者を対象に、全国で開始されました。本村でももう既に始まっているということですが、本村のワクチン接種状況を伺いたいと思います。

また、県内の市町村の中には、独自の事業を行うところもあるが、本村はどのような考えか。

次に、スクールバス運行です。島袋地区外の現在の進捗状況ですが、3月の議会では、中学校バス運行無償化に当たり、島袋地区先行は、村全体、または、島袋地区の保護者に対しての不公平感や問題点があることについて議論しました。その中で、島袋地区のみの無償化運行ではなく、村全体として検討しているとの答弁もあり、一定の評価はしています。

また、議会での予算特別委員会でも、中学生だけではなく、小学校も含め、全村通学困難地域を網羅するよう、付帯意見も全議員賛成の下で付託されています。

また、各方面からも、全村的なスクールバス

運行の要望も提出されていると思います。よって、このスクールバスの全村的な運行は、多くの村民の要望だと言えます。

さて、前回の一般質問から3か月たちました。どのような進展があったか伺います。

最後に、財政改革についてです。

3月の一般質問でも数名の議員から財政について質問がありましたが、村長は基金が低いことを強調されていました。財政改革と基金の積立ては別問題だと私は考えています。なぜ、今、本村において財政改革が必要なのか、説明を求めます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

上間議員の御質問にお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

5月及び6月14日までの集団及び個別、そして、施設予防接種で、村内外高齢者1,260名、高齢者施設従事者、接種事業従事者140名。合計1,400名が接種しており、うち2回目までの終了者が330人となっております。

また、村独自の支援事業として、国の地方創生臨時交付金約7,600万円の取組を6月補正で計上したところまでございまして、それについては、各課からの要望を調整しまして、約7,600万円の計上額となりました。中身については、中小企業への支援金、返額付電子商品券、医療福祉系学生へのPCR検査等15事業を予定しております。

2番目のスクールバス運行につきまして、これにつきましては、当局といたしまして、関係課、企画、そして、教育委員会、それから、あやかり等の事務局も含めて、この話合いの対応策について、話合いを持っております。

あやかりについては、何度かまた呼出しをい

たしまして、二、三回程度事業が遂行できるような要請をしております。細かいことについては、教育委員会からの御説明をお願いいたします。

3番目に財政計画についてですけれども、社会経済情勢の変化の中、限られた資源を活用して、効率的な行政運営を行っていくことが求められております。そのためにも積極的に歳入の拡大を目指しつつ、事業展開を図っていかねればなりません。そのため、まず第三者の客観的視点から現状及び課題を調査分析し、今後の取組の参考にするため、行政診断を入れるものでございます。

積立金の低いということについては、非常にこれは、今回の令和3年度の予算についても、約2億5,000万円あたりぐらいの取崩しをしておりますので、非常に財政調整基金に依拠した、依存した予算編成となっております。ですから、行革、十数年もたつてなかなか基金の残高というのが増えない。ずっと10億前後で推移しているということです。これだけ10億近い予算が、地方税が伸びて、基金の積立率は変わりない。これについてはまた、構造的な問題もあるのかなと思ひまして、これについては、行財政改革、あるいは、行財政診断を入れる必要があるかと思ったわけでございます。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

じゃ、今の質問に、私のほうでお答えします。

今、村長から説明があった補足としまして、早い段階に検討委員会立ち上げるということでもありますけれども、また、その際、検討委員会報酬等が必要になってきますので、9月の補正予算に計上いたしまして、それから、スタート、いろいろ検討していくという形を取りたいと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、順次再質問いたしたいと思います。

まず、新型コロナウイルス対策について、ワクチン接種の件なんですけれども、昨日の質問では、本村の接種率は低いということなんですけれども、接種日の追加により、今後接種率増加することを期待はしていますが、問題はどれだけの高齢者が接種を望んでいるかだと思います。

現在、この予約を行っている中で、予約率というんですか、予約状況、満杯なのか、空きとかもあるのか、その辺が重要じゃないかなというふうに思っていますけれども、その辺どういった感じになっていきますか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

上間議員の御質問にお答えいたします。

現在予約状況は59.9%、これは14日の月曜日段階ですが、これに対しまして、今、毎日20人ずつぐらいの予約があります。まだ空きはありますので、希望する方たちはまだ大丈夫です。集団予防接種に関しましては。マックス80%までの余裕ありますので、今からまた予約していただいても十分対応できることとなっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

まだ空きがある。こんなに接種率が低いのに、まだ空きがあるということは一体なぜなのか。受けたがらない高齢者もいるのか、多いのか、本村には。そういったのも考えながら、次の段階、高齢者が65歳以上を8月1日終わらした

いということですが、今、国の政策も、
どんどん打ってください、どんどんやってくだ
さい、ワクチンも十分いっぱいありますという
ことでやっていると思うんで、次の段階、8月
1日と言わず、もう7月中頃からでも、次の段
階考えてもいいんじゃないかなというふうに思
っていますけれども、この辺はどういうふう
に考えか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

これも、今、個別予防接種がうちは低いのが
課題がありまして、伸びるのが悪かったん
ですが、今後は中部徳洲会病院などが80人
の枠を毎日ということで増やしている状況
です。問合せの中では、個別接種を望んで
る方たちも案外いらっしゃいまして、それ
を待っているという方もいらっしゃいます
ので、その方たちが接種を希望していただ
ければ、増えるかと思っています。

また、福祉課と連携いたしまして、高齢者
の中で、分からないとか、ちょっと情報が
不足している方たちとかに関しまして、今
後広報活動していこうかと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

もちろん、高齢者の方にも早く打ってもら
いたい。周知徹底もしっかりしていただきたい。
そういったワクチンが打てる、どこでも打
てる体制を調べていただきたいというのはも
ちろんそうですけれども、また、全体的に
も、しっかり早めに打たないといけないとい
う考えの元で、そういう話をしています。

次、65歳以下の年齢は、じゃ、どうする
かということなんですけれども、そこのほう
から、ちょっとまた質問させてもらいます。
今度、高

齢者以降の優先順位ですね。昨日の話だと、
基礎疾患のある方、また、高齢施設等の職
員等を上げていましたが、学校の職員も昨
日少し質問出ていましたけれども、学校の
職員も、この集団接種、もしワクチンが余
っているという場合に、学校の職員とか、
先生なんかできるのか。その辺をお聞かせ
ください。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

その点に関しましては、今、まだ確実に決
まっているわけではございませんが、8月1
日の最終の集団予防接種のほうから、やっ
ぱり個別接種に移行したいという方が、キ
ャンセルが出ている状況です。そうした場
合に、やはり枠が開きますので、6月の最
終に一般接種の方たちの発送をしますが、
その人たちが希望すれば、8月1日とか、
あと7月の後半にもし空きが出れば、どん
どん随時入れていこうかと考えております。

また、個別接種に関しましては、本人たち
が予約していただければ、病院対応によっ
ては、早く始められるところもあると思い
ますので、それは、病院に対して要望して
いきたいと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

私が言いたいのは、先生方、大勢の児童・
生徒と関わっている。ましてや、こうい
った若い人なんかはなかなか症状が出ない
ということで、分りにくいということで、
そういった先生方

からも広がっていくんじゃないかなと危惧しています。その中で、前回3月議会の予算委員会の中では、村が持っているだけしかないから、来るのだけしかないから、ほかのところから来てもできないよ。村民もほかの自治体の病院に行ってもできないんじゃないかという話をしていましたよね。そういう考えは今あるのか。先生方も、もちろん皆さん本村にいるわけじゃない。ほかの市町村に来てからやっているわけですから、そういったのも含めて、今、国は余っているからどんどんやってくださいという流れなんで、ぜひ先生方、職員なんかもしっかり打てるような体制を調えながら、国にも要望できないのかなというふうに思っているんですけども、その辺どうですか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

今、職域接種とかも始まりつつありますし、学校接種に関しましても、せんだって県から一応通知はきていますが、教育委員会と連携して、ファイザーワクチンに関しましては、接種年齢が引き下げられるということもありますので、学校で生徒も含めて行うのか。それとも先生たちを先にやるかどうかというのは、これから検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

ありがとうございます。

できれば、各機関とも、課とも協力しながら、できるだけ早い接種を望んでいますので、よろしくお願いします。

それとまた、この高齢者以降、優先順位というふうにありましたけれども、54歳以下からずっとやって、下の10代まで相当幅広い年齢だと思えるんですけども、今、また少し議論に

なっているというのか、若い年齢は移動範囲が広いから、結構ばらまくんじゃないか。菌を持っていたても、先ほど言ったように、若いからなかなか症状が出なくて、それを持っていて分からずにどんどん動いて感染者を広げていくんじゃないかということもありますけれども、例えば次の段階として、20代、30代、そういった若い世代を優先的に、今は高齢者、重篤になると危ないんで、高齢者、次は広げないために若い世代という、そういった考えというのは持ち合わせているのか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

現在の段階で、いろいろな考え方がありまして、市町村によってちょっとばらばらではあるんですが、私たちのところで、今、高齢者が終わったら、高齢者の次の、厚労省が言っている基礎疾患の方たちを考えております。なぜかというと、やっぱり基礎疾患を待っている方たちが重症化するというのも高いですし、その方たちは、若い世代よりは、やっぱり40代、50代かなと思っております。

上間議員がおっしゃっているように、若い人の方が活動範囲が広くてというのはございますので、これはどういったほうがいいのかというのは、今後、国や県や広域接種とか職場接種とかも含めて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

考え方として、それをやれというわけじゃなくて、そういった考え方も持ちながら、しっかり検討していただきたいという意味合いで質問させていただいたのを了承してください。

また、今、基礎疾患というふうに話ありましたけれども、基礎疾患、どういうふうに確認し

て、またどういうふう把握するのか。多分、健康保険持っている方だったら分かると思うんですけども、社会保険の場合は、全然情報が来ないと思うんですよ。私も社会保険持っています。その社会保険持っている人が基礎疾患持っていても、多分情報を持っていないと思うし、じゃ、誰が、どこにどういうふうやるのか。また、接種を受けるときに、基礎疾患あるからどうなのかということも多分相当あると思うんですけども、そういった確認と、あと把握。村の受けるとき確認、また把握というのは、お知らせしないといけないんです、先ですよという形で。把握しないとお知らせできないと思うんですよ。その辺はどういうふう考えているのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

基礎疾患の把握であるというのは、非常に難しい問題でして、私たちどもでは、そこまで把握してやる余裕はないですし、全国的にもそこまで把握しなさいということは言われてはいません。何をするかということ、先行予約という形で、皆さんに一斉に接種券を配るんですが、一定期間が、基礎疾患ある方たち優先しますということでお知らせをします。これに関しましては、もう自己申告です。自己申告しかできませんので、皆さんの自己申告に頼ってしかできないですが、もうそこら辺が限度かとは考えています。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、この自己申告ということなんですけれども、やはり自分でかかりつけ医なり向こうにも行って、先生と相談して、何らかの証明書がないと、私は基礎疾患というふうな証明で

きないと思うんですけども、そういったのはどういうふうやるのか。どういうふう国から指導来ているのか。そういったものはあるか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

当初、高齢者が始まった時期は、すごいっぱいいろんな指導がありました。基礎疾患とかもですし、かかりつけ医の承諾を得なさいとかというのが、今は副反応があまり出ないということもありまして、だんだん緩和されてきております。

次からの予診票につきましても、主治医からの承諾を得なさいという欄が消えました、なので、一応受付の段階とかじゃなくて、予診の段階、保健師のところとかで、やっぱりおくすり手帳とか持っていれば、これは基礎疾患があるとかは分かりますので、そこで確認をしようと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

その辺もやはりしっかり本人が分からないと、どういうふうに対処していいか分からないと思います。しっかりこういったのも情報開示、インターネットはもちろん、村の広報あたりでしっかりお知らせできるようにしてください。よろしくお願いします。

今、集団接種やっていますけれども、次行く段階として、64歳以下というところは、働き盛りというんですか、仕事やっている方が多いんですよ。今、再雇用とかそういったのもあって。この時間を見ると、日曜日、土曜日は結構やっていて頑張っていると思うんですけども、そのときに集中しないかというのが、日曜日、土曜日、特に日曜日あたりですね。この

集団接種で。夜間のこの接種とかもお考えあるのか。平日の夜間ですね。土日含めた。今はもう、昼間4時、5時くらいまでに終わっていますけれども、仕事終わって来たいよという人もいると思うんですよ。その辺の対応はどういうふうに考えているのか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

夜間の接種に関しても検討はしておりますが、やっぱり打ち手といいますか、医師会とか、医療従事者の方たちの対応ができないと、私たちだけでは判断できませんので、これも含めて検討していきたいと思います。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

中部医師会の協力を元にやっているということなんで、ぜひ打ちやすいように、我々この年代も行きやすいような形で、ぜひ協力をお願いして、やっていただきたいなというふうに思っています。

次は、各支援事業についてお聞かせください。

今回、新しい事業として、医療福祉関係の学生や保育士へのPCR検査ということなんですけれども、どのように行うのか。またこの検査に係る時間というのはどういうふうに考えているのか。多分タイムラグがあると思うんですよ、PCRだと。今、早くても半日とかその辺だと思ってしまうんですけど、どのくらい時間がかかって、どういうふうに検査をやるのか考えているのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

医療福祉系学生へのPCR検査助成についてでございますが、補助対象といたしましては、

学校単位での補助単位を想定しております。ですので、その学校において、適宜学生さんたちの実習というのは、一斉にやるわけではなくて、小間切れに実習というのが続いていきますので、その学校の判断によって、そのPCR検査の実施時期をやっていただいて、実施した検査にかかる費用であるとか、あと、あるいは学生が自主的にPCRセンター等で受けた領収書等をもって、村がその学校へ補助するというような対応を考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

この事業者とか保育園、そういった方の対応、その団体の対応ということだと思ってしまうんですけど、先ほど言ったように、PCR検査だとタイムラグがあって、この検査、結果が出るまで、仕事やらないといけないとか、または、前日やるのかという話も出てくると思うんですけども、やはり、今、抗原検査というのも、厚生労働省のインターネットとか、ホームページ見ても結構簡易的なので、キットで承認されて、15分程度で反応が出るというのもありまして、そういったのも研究しながら、学校とまた医療関係の学生、また保育士なんかでもやると、毎日できるような形、簡易的なキットなんで、多分金額的にも安いと思うんですよ。それが15分程度でできるというふうになると、結構この受ける人の負担も小さいのではないのかなというふうに思っていますので、その辺の調査とか研究。ただもう今はPCR、PCRと行って、これが相当精度がいいという話はしていると思うんですけども、けっこう同じようなレベルで上がってきているという話も聞いているので、その辺の検討もぜひしていただきたいなと思います。

そうすれば、学校単位でも結構しっかりでき

と思うんですよ。15分程度でできるんだっ
たら。その辺もよろしくお願ひしたいという要
望なんですけれども、考えてもらえるかどうか
ですけれども、どうですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

今、実習生の受入れに関しては、実習受入先
の考え方というのが非常に大切になってきてい
ます。中には、PCR検査での陰性証明を必須
とするところもあったりするものですから、派
遣する学校側だけの判断ではなくて、受け入れ
る実習先が、抗原検査に対する理解が得られる
ようであれば、そういった検査も検討していく
必要があると考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

ぜひ簡易的に広範囲に検査もできるような体
制、構築できればなと思っていますので、ぜひ
よろしくお願いします。

続いて、緊急雇用対策、今回も出ていますけ
れども、私のイメージとしては、コロナの影響
があった方を一時的に雇用するというふうな地
方創生助成金ですか、コロナ対策費というイメ
ージなんですけれども、この補助金を使って、
会計任用職員採用しますけれども、この採用に
当たって、特別な、今言ったような、コロナで
解雇に遭いましたとか、雇い止めに遭いました
とかということで採用しているのか、ただもう
普通の会計任用職員、毎年度やっている会計任
用職員の採用の在り方でやっているのか。この
辺はどういうふうにやっているのか、お聞かせ
ください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

ただいまの御質問にお答えします。

申込時に提出しているのではなく、履歴書な
どにもそういった理由で解雇なり職を失ったと
いうことを記載していただく欄がございまして、
それを見て採用してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

分かりました。

それでは、別の観点からということで、生活
困窮者、コロナ関係で失業した方、世帯も結構
多くいられると思いますけれども、こういった
方々に対しての支援はやっているのか、お聞か
せください。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

生活困窮者に対しましては、現在村のほうで
は社協のほうにおける困窮者の貸付制度という
ものがございしますけれども、それを越えた制度
といたしましては、例えば生活困窮者向けの生
活サポート支援センター等、あるいは場合によ
っては生活保護というような案内になろうかと
思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

国とか県とかも、結構そういった生活に困っ
ている方々の世帯に対しての制度もあると思う
んですけれども、急にやっぱり自分が失業して、
仕事がなくなって、さっき言った、生活保護と
か、そういったのはやりにくいと思うんですよ。
まず、その前段階で、村でもどうにかできない
のかなという思いがあって質問しているんです

けれども、それで、また北中城村の特色のある支援、コロナ対策に対する支援じゃないかなというふうに思っていますので、ぜひ今回限りじゃなくて、まだまだこの経済というのは、これから、もうどんどんしぼんでいくと思うんですよ。コロナが終わってから8月頃から10月、コロナも大分減ったよと言われても、すぐ経済は上がってこないと思うんですよ。それまでに1年、2年時間を要すると思うので、その間の支援をしっかりとやらないといけないという意味合いで、今考えていかないといけないのかなというふうな思いで質問しました。ぜひこれからまた第4次、第5次というふうに、この支援の助成が国からあると思うんですけれども、次回また期待したいと思います。よろしくお願いします。

それと、その絡みで、小学校、中学校、授業が休校になりまして、その中でも、やっぱり給食がなくなって困っている子どもたちがいないのかなと思っているんですけれども、今回2回目、学校臨時休校、前回の休校で生かした部分、今回どのようにそういった子どもたちを支援しているのか。例えばもう給食はないんで、だったんで、やっぱり給食センターは事前に注文して発注していると思うんですよ。そういった食材とかも結構余っていると思うんで、ましてやそういった卸し入れる企業のほうにも、業者さんにもしっかりと対応しないといけないというふうに思っているんですけれども、その辺村として何かやったのか。給食がなくなった。もしかしたら、自分の勝手な想像で話はしているんですけれども、そういう食事、昼食に困っている子どもがいるかもしれないという前提で話していますけれども、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

コロナに関する休校によって、福祉課のほうで把握しております学校と連携いたしまして、昼食が確保できないお子さんに対して、児童館等を利用した形であるとか、場合によっては弁当を御自宅へ配達するというような形で、今日現在約41名のお子さんに対する支援を行っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

そういったのをできたら答弁書の中に書いてもらいたいと思います。しっかり村民全体見てやっているというイメージをもっと村民のほうが持っていただけるかなと思いますので、ぜひまたこれからもあることだと思うんで、ぜひしっかり村民を支えるという立場から、しっかり検討して、いろんな施策を打ち出していきたいなと思っています。よろしくお願いします。

続いて、スクールバスの件ですけれども、ちょっとどうなのかな、自分の考えとしては、3か月もたって、まだ一步も前進していないのかなと思っています。

スクールバス検討委員会立ち上げますということですが、地域の意見とか、そういった話を聞いたのか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

今時点では、地域の意見等は聞いておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

前回もそうだったんですけれども、地域の意見を聞かずに走り出したというのが、一番問題

になったネックじゃないかなと思っています。
今現在、私のところにも、島袋の運行状況について、1件ではあるんですけども、相談がありました。自分も聞くんですけども、直接担当課のほうに電話して言ってください。内容もモニターペアレントじゃなくて、しっかりした内容だったんで、それはそれで、後から私も援護射撃しますよという話はして、話は終わっているんですけども、やっぱり地域の意見を聞かないと、不満は膨らんでいくと思うんですよ、やるにしても。やっぱりこれから先じゃないかなと思っています、そういったこともまだやっていない。また立ち上げてもない、9月からやると言っているから、もう来年できるのかな、できないのかなというふうな考え方でしかなくて、また、そういうことです。

この辺はどういうふうにやるか考えているのか。まず立ち上げの前にやるのか。それとも、いや、立ち上げてからしっかり聞きたいというふうに考えているのか。その辺を聞かせてください。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

ただいまの質問にお答えします。

今現在、自治会のほうにはそういった問合せ等で、今後の事業について、御意見は聞いていないんですけども、村長からもありましたとおり、あやかりの杜の館長らを招聘して実情を聞いたり、あと、学校からの距離を測ってみたりとか、基礎的な今数値を固めて、今後どう展開していくかというのを、今、考えております。そういったものを、いろんな問題点がありますので、それを固めていって、検討委員会を立ち上げて、その中で解決して進んでいけたらと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

問題点固めるというのは、やはり地域の意見を聞かないと、問題点固められないと思うんですよ。何が先かなのか、とても私的には早く進まないのはそこが問題じゃないかなと思っています。

今、答弁の中で出ていましたけれども、あやかりの杜のスクールバスを活用するというのも、前々から話しています。今どういった状況なのか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

今現在、バスは2台あるんですが、今後こちらがあやかりの杜にお願いした場合、どうかということを今聞いています。ただ、向こうからの答えは、運転手がなかなか見つからないということで、運転手不足の懸念をしているという状況があるということを報告受けています。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

前回もそうだったんですけども、考え方として、今、あやかりのバスしか、今対応ができないというふうに自分は見受けられるんですけども、それしかやろうとしないから見受けられるんですけども、ほかに何か手だて、別のことを考えながらやろうかというのはないのか、今もうあやかりのバスを使う。これしか考えられていない。ほかにあると思うんですけども、そのほかに何か考えているのか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

御質問にお答えします。

今、コミュニティバスの実証実験を検討しております。実際やろうとしておりますので、そこに、スクールバスとしての機能を持たせられないか、そういう話合いもしています。ですから、今、あやかりの杜のバスを使うか、あるいはコミュニティバスで通学バスに使える。もちろん登下校だけでなく、普通一般の方々も使えるというコミュニティバスの実証実験をやるしますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

コミュニティバスなんですけれども、10名ぐらいなんですよ、乗れるのが、今。それもうちょっと大きくしてからやろうとしているのか、また、これ1台では足りないですよ、絶対。マイクロバス準備するにしても。こういうところがどういうふうに考えているのか。ただ、これもやるから使おうとか、ちょっと安易な考えでやっているんじゃないかなというふうに私は思います。

やる気があるのかなのか、どうなのかというのは、私は分からないんですけれども、あえてちょっと提案したいことがあります。北中城中学校バス理事会、前回の特別委員会でお話してありますけれども、バス代替のための基金があるという話でしたけれども、その基金、バス代替するための基金なんで、今、島袋バス、あと四、五年ぐらい乗れそうなんです、多分。どれくらい乗れるか分からないですけれども、2年、3年ぐらいは乗れるんじゃないかなという見立てしているんですけれども、そういった資金を今このバス購入に使う。村長がおっしゃっているように、基金積立どんどんできるじゃないですか。2年後、3年後。そのときにまたここに買うためにやれば、これが一番賢いお金の使い方じゃないかなと思っていますけれども、

その辺はどういうふうに考えていますか。担当課として、村長として、どちらでもいいです。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私たちも、これに特定財源というのを組み込みたいという考えはございますので、今、やろうとしていることについては、特定財源が入ります。そういった面では財政的な有利な面がありますので、一般財源だけじゃなくてむしろ我々は特定財源を選択しますので、当然上間さんもそのような選択をすると思うんですけれども、考え方としては、私たちは一般財源ではなくて、特定財源を組み込んでコミュニティバスを整備したいということが、それも手法の一つとして考えています。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

なんですけれども、今、総会等結構あつて、終わっているところもあると思うんですけれども、各自治会、前年度結構予算使っていないところもあると思うんですよ。今年度もどうかなということで、結構余剰金とか、繰越金とかあると思うんですけれども、そういったお金を、この必要な自治体は、バス購入に充ててもらう。そういった考えもできると思うんですよ。その辺は、どういう考え、今初めて聞いたと思うんですが、できるのかできないのか、そういった考えをお聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

今、自治会交付金について、その剰余金をバス購入に充てたらいいじゃないかということで、これは非常に自由度の高い、自治会に任せられた交付金でございますので、自治会の判断に

任せたいと思います。ただ、行政がそれをお願いするときは、負担付とか、負担付寄附とかそういうあたりがございしますので、自治法に抵触するところではございしますので、そこについては、自治会任せの、自治会の主体的な考えで、お任せしたいと考えます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

自治会のお金なんで、自治会が主体的に考えるのは、もちろんそうです。ましてや自治会からもそういった要請が出ている。困っているというのもいっぱいあると思うんですよ。スクールバスを早くやってくださいという要請は議会にも来ています。そういう流れでやっていますので、村としても、公式ではなくても、ちょっと立ち話で、非公式でもちょっと話できるんじゃないかな、そういう思いで私は言っているだけであって、その思いで早めに地域とも相談しなさいよという話を言っているだけであって。いろいろ考えてもらいたいということはいっぱいある。そういう意味合いで言っています。ぜひ考えてください。

最後にもう一点提案します。

村内事業者、結構マイクロバス持っている事業所いっぱいあるんですよ。自分が調べたところなんですけれども、これが、最新かどうかというのは分からないんですけども、平成20年3月に文部科学省からこういった報告書が出ているんですよ。その中で、相模原市の事例で、地域の事業者、空いているバスを活用できないかということでお願いしたところ、活用やっている。今どうか分からないんですけども、この従業員を駅から会社まで送り迎えするバスを使わせてくれないかということでやっているという話もこういった報告があるんですよ。しっかりできている。

ましてやうちの村内には、自分が見たところ、

4か所、5か所マイクロバス持っていて、朝の早い時間帯は動いていないんですよ、絶対。そういうのを活用できないかなと思っていますけれども、どうですか、皆さん。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、上間議員から提案がありました。もしそれは可能であるならば、その選択肢も検討に値すると思いますので、十分これについては、関係課と教育委員会と協議いたしまして、できるものなら登用していきたいと考えます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

私1人で考えても、調べても、3つも出てくる。こんなにいっぱい優秀な人材をそろえていて、あやかりのバス使うか、コミュニティバス使うか、一番難しい問題しか考えていない。非常に腹立たしいというか、本当に真剣にかんがえているか、真剣度が見えてきます。ぜひ、村民に対して、私一人で言っているわけじゃないんです、これは。村民からの要望なんです。自治会長会からの要望なんです。しっかり考えていただきたい。

続いて、財政改革について質問します。

まず、村長、率直にお聞きます。北中城村の財政は逼迫しているのかしていないのか。お聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えします。

前回の行革の答申の中で、名幸会長がこのようなことをおっしゃっていました。行政は日々行革だと。常に緊張感をもって、行政執務に当たっていただきたいということで、我々もそのように常に考えて、行政執行をしていると考え

ています。最少の経費で最大の効果、それが我々の行財政運営の原則だと思っておりますので、非常に、今の状況で必ずしも我々安定的なそれとは考えておりません。もしこれだけの10億の収入が上がっているんだったら、当然にそれも、基金のそれについても伸びると考えておりますので、ある意味では、私たちは厳しい状況にあると考えています。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

その言い方で、ちょっと答えになっているのかなというふうに思っています。逼迫しているか、していないかです。

私質問で申しましたが、基金積立と財政とは別な話だと思うんです。逼迫している家庭が、どんなして貯金できますかということなんです。それを言っているけれども、一般的な話しかしない。私はちょっとこの質問に対しても、ちょっと疑問が残る、もう一度質問します。逼迫しているのか、していないのか。お答えください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

現況は逼迫していると考えております。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

先ほどお話ししました、逼迫しているのになぜ、家では何使うかどうか分からないという考え方なのに、貯金の話できますかということなんですけれども、できるんですか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

当然に貯金というのは、我々毎年毎年、繰越

金というのが出ます。決算剰余金が出ますので、これについては、自治法でもちゃんと一部は積み立てなさいということでもありますので、当然そこは積み立てることは可能です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

逼迫していないから、剰余金があるということなんです。最終的に。いつも、予算つくるときに厳しい状況というのは分かりますよ。厳しいというのは。さっき言ったように、収入と支出をしっかりと考えながらやらんといけない。厳しいのは分かりますよ。逼迫しているかどうか、私が言いたいのは。もう何も使えない。本当に改革やらないといけない。そうじゃないと、村としてもたないのかという話をしているんですけれども、その辺はどういうお考えをお持ちですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

村の財政状況で、経常収支比率が87%、これはこの参考図書にもあるように危険ゾーンなんです。その危険ゾーンの中にある村の財政状況が果たして余裕のある財政なのか、本当に厳しい環境だと私は思っています。ですから、行財政診断を入れて、そこに機構改革も含めたそれが出てくると思いますので、ぜひこれは御理解いただきたいと思っています。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

話がちょっとかみ合わないようなんです、別の話をしていきたいと思っています。

今、話して行財政診断、これ、参考にするためというふうに言っているんですけれども、この診断を入れて意見を参考にするために予算を使うのか。それこそ無駄金じゃないの

かなというふうに思っていますけれども、この辺はどういうふうにお考えか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

外部に委託するということについては、外部の専門家の意見ということになりますので、私たちができないこと、それは附属機関にすれば任せるということ、あるいはまた業者に委託して、それをしっかり精査した調査をしていただくということです。その調査ものを我々参考として、次の段階である、行革審にそれを諮問を諮ると。そういう諮問案の原案をつくるためのそれでもあると考えてください。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

やりたいことは分かるんですけども、順番じゃないかなと思っています。まず、庁舎内で、職員皆さん村長も行政経験が豊富でありますし、また職員の中にも優秀な職員います。いっぱい。そういった職員の中で何か話されましたか。何か検討されましたか。それを実行しましたか。その中で、どうしても駄目だから、じゃ、行革、こういった第三者の意見を聞こうという話だと思うんですけども、そういったこの職員内、皆さん職員内で、しっかりしたそういった意見とか、そういったことをやってのこの行政診断ですか、そういう話になっているんですか。その辺はどういうふうに考えているのか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

現行の行革大綱がもう期限は切れているわけです。そして、その素案づくりというのは、ものすごいエネルギーを要するものでございますので、これを職員に任せるとかそういうのでは

なくて、まずは素案づくりについては、業者に委託をして任せると、その中身について、またそれぞれ当然これは村の職員等からのヒアリング等も含めた素案づくりになりますので、決して職員の意見が通らんとかそういうのはございません。当然、その中には、ヒアリングの中で職員のヒアリングもあります。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

考えちょっと違ったなと思ってあるんだけど、改革するためにやるのかなと思ったんですけども、この素案づくり、行革大綱、それが大分古いからやらないといけないという話なのか。いや、違うよ、村の行政は逼迫しているからやらんといけないよという話、どこに目標を持っているのか、ちょっと見えない部分があるんですけど、それはどうお考えなのか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

行革の必要性というのは、必ずしもそういうものではないと思いますので、我々は社会経済情勢、その変化に対応した自治行政もあります。それに則したまた行政も、執行していかなければならないと。ただ、我々がその時代の流れに後れを取るとか、即していない事業を展開しているとか、事務を執行しているとか、そういうことになることも考えられますので、これは客観的な視点で判断してもらって、いろんな改革案等のまた第三者の目から、それはよく分かると思いますので、そういう第三者の目からの調査で、素案を我々が、基本的には職員がつくりますけれども、その職員が作るための、資料づくりとして委託がございますので、委託がそのまま諮問するわけではございません。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

計画をつくるためのということですね。ただ、村が財政逼迫しているからということだけじゃなくて。

自分は、ただやったとして、近隣市町村と比べられて、これがちょっと高いよ、これ削りなさいとか言われたらやらんといけないのかなと心配しています。

時間なので、これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（名幸利積）

休憩します。

11時10分再開します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

順次発言を許します。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

通告に従い、一般質問を行います。

今回は、大別して7項目の質問を取り上げました。

まずは、1、最初にコロナワクチンの接種状況について伺います。

2点目が、全会一致で議決されなかった、しおさい市場のことが気になります。

3点、地域懇談会が最近開催されなくなっているが、この件についても伺いたと思います。

4点、また村民体育館の施設の件で村民からの苦情がありました。そのあたりも質問していきたいと思います。

そして、5点目、村内建設業界は、相変わらず苦戦をしている。毎年議会では、村内優先と議決しておりますが、今のところ全く変化がない。

6点、松くい虫の件は以前にも取り上げたが、

改めてまた質問を考えてみたいと思います。

7、議員報酬袋は毎月渡されていたが、今回から年に1回と、その一つの袋を1年を通して利用するとのことだが、結局財政が厳しいのか、それを考えたいと思います。

先のとおり、具体的に順次質問をしていきたいと思います。

1、コロナワクチンの接種状況。

沖縄県のコロナ感染は依然として拡大状況にあり、終息の兆しを見せておりません。その中で、コロナワクチンの接種が動き出しました。

1、コロナワクチンの接種の現在の予約状況はどうなっているか伺う。

2、全国的にも予約が集中し、いろいろと問題が発生しているようだが、我が村はどうか。

3、1回目の接種はそろそろ終わると思うが、大丈夫でしょうか。

4、同時に2回目にも進むと思いますけれども、ワクチン接種が終わるのはいつ頃になりますか。

5、ワクチン接種を進める上で、苦勞した点があると思うが、どのような点が苦勞だったのか、お聞きしたいと思います。

2点目、しおさい市場の動きについて、聞きたいと思います。

しおさい市場は指定管理に移ったが、議会でも全会一致ではなかったこともあり、若干危惧される面もあるので問うてみたいと思います。

1、万全の体制で経営のスタートが望めたか。

2、販売の目標は予定どおりか。

3、しおさい市場の趣旨の中に耕作放棄地の解消が含まれているが、その点は大丈夫でしょうか。

3、地域懇談会について、以前にも地域懇談会については取り上げました。前村長のときは、ある時点から、地域懇談会の動きが全くなくなっていましたけれども、その点で伺います。

1、地域懇談会が最近は全く開催されていな

いように見えるが、その点は承知か。

2、地域懇談会が開催されなくなってから、何年経ているか。

3、地域懇談会は必要と考えるがどうでしょうか。

大きな4点、村民体育館について、正直、村民体育館については、村民からよかったという言葉はまだ聞いたことがありません。

1、最近また村民体育館の件で苦情がありました。それは承知か。

2、現時点で体育館の施設が損壊した場合、村の負担か、あるいは、業者の負担か。それを伺いたい。

大きな5、村内の建設業者に関して。

村内の建設業界は、相変わらず苦戦を強いられている。そのままの流れで進むと、衰退は必至である。

1、議会では、判で押したように、毎年村内企業最優先に利用すると議決しているが、結果全く変化がなく、村外におおむね発注する傾向にあります。村内の業者の厳しさを承知か。

2、商工会の建設業界の緻密な情報交換は考えているか。

3、いろいろ工夫して、何とか村内企業に発注したいという考えがあると思うが、結果的には村外企業に決まってしまう。それはどうしてかという疑問を持ったことがあるか。

4、最近庁舎の解体事業が、既に随意契約で本土大手に決まったと考えられていたが、しかし、その後村内企業に決定したということで、商工会の建設業者は大変喜んでおりました。今後もその調子で考えていただけないでしょうか。

6、松くい虫について。

松くい虫の件は以前も取り上げたことがある。最近また住民から、松くい虫の件の訴えがありました。

1、安谷屋の住民から、屋敷内のある松の大木が松くい虫の被害に遭っていると訴えがあり

ました。村内の屋敷の対策は万全か。

2、屋敷内の松くい虫の被害は村内の補助はないのか。

7、財政について、村の財政については、以前にも取り上げたが、今回も気になったので1点だけ質問をします。

①先日議会事務局から、議員の報酬袋は1年として利用する旨の話があったが、村の財政が厳しいからでしょうか。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目のコロナワクチンの状況ですけれども、これについては、所管課長から説明をさせます。

2番目のしおさい市場についても、これは四半期の報告がまだ出ておりませんということで、承知をしておりますけれども、これについても所管課長のほうから説明をさせます。

それから、3番目の地域懇談会ですけれども、基本的に私は住民共同参画型のまちづくりということで進めていきたいと考えておりますので、地域懇談会の必要性を十分承知しているつもりでございます。

平成27年度を最後に開催されていないということは承知しています。それから、地域懇談会の内容等については、企画課長のほうから説明をさせます。

それから、村民体育館については、教育委員会に説明をしていただきます。

それから、5番目の村内建設業ですけれども、現況が商工会のほうからそのような憂いの状況があるというのであれば、これまでのやり方等について、再度検討する必要があるのか、これもまた検討事項にさせていただきたいと思います。

詳細については、所管課のほうから説明をさせます。

6番目の松くい虫についてですけれども、これも、農林水産課のほうから説明をさせます。

それから、7番目の財政についてですけれども、給与袋が返還して再利用をするということですが、これはもう職員についても従来からやっておりますので、財政の面からというよりも、むしろSDGsの面が強いかもしれません。そのように御理解いただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

比嘉義弘議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番コロナワクチンの状況で、予約状況になっておりますが、こちら、数字のほうを新しい数字に置き換えたいと思います。6月14日付で集団予防接種の予約数は60%となっております。

2番、全国的にも予約が集中し、いろいろ問題等があるようだったがということですが、予約開始の初日は電話がつながりにくくなったこともありました、今は解消されております。

3番の1回目の接種はそろそろ終わると思うのですが大丈夫かということですが、こちらは順調に行っております。

4番、同時に2回目を追ってあると思うが、ワクチン接種が完璧に終わるのはいつ頃か。完璧というのがどういう定義かというのは分かりませんが、高齢者の集団予防接種は8月1日で終わります。

5番、ワクチン接種で苦労した点があると思うが、どのような御苦労があったかですが、今回担当する正職員の数が少なく、政府の方針も日々変更が多く、また医療従事者の確保を中部地区医師会と調整しておりますが、それもなかなかうまくいかないことなどが苦労でございます。

した。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

私のほうからは、大きな御質問の2と6についてお答えいたします。

まず、しおさい市場の動きということで、まずその1、万全の体制で開業のスタートを望めたかということでございますけれども、特に私どもの立場上は問題はないと認識しているところでございます。

次に、2、販売の目標は予定どおりか。これは村長からも回答があったんですが、指定管理する事業者については、村へ、各四半期前の収支報告が義務づけられております。そのため4月からスタートしておりますので、7月に入りましてから第1四半期の報告がある予定でございます。

続きまして、3番のしおさい市場の趣旨の中に、耕作放棄地の解消が含まれているが、その点は大丈夫かという御質問なんですけれども、まず、しおさい市場の趣旨につきましては、営農者の生産品の受入れ、販路先の拡充、消費者への新鮮で安全な供給をとoshi、農水産業の振興や関係者の営農活動を支援することです。そのため、議員がおっしゃっている耕作放棄地の解消ということは全く別問題でございますので、混同されないようにしていただけたらと思います。しおさい市場の実際指定管理をする際に上げた趣旨におきましても、この耕作放棄地の解消というものは含まれていないということを御説明しておきます。

続きまして、6番、松くい虫の件で住民から相談があったということで御質問が上げられております。安谷屋の住民から、屋敷内にある松の大木が松くい虫の被害に遭っているとの訴えがあったが、村内の屋敷内の対策は万全ではな

いかという御質問なんですけれども、まず、これは個人所有の木、所有物でもございますし、また、これ個人の所有の財産ということでもございますので、こういったものにつきましては、まず各所有者でしっかり管理されるべきものだと考えております。村がこういった個人の財産に関わる問題に安易に介入すべきではないということは御理解いただきたいと思います。

また、既に村のホームページにおきましても、この松くい虫に対する注意事項とか、注意喚起についても取り上げておりますので、やはりこういったものにつきましては、議員の皆様方からもこういった住民の方にも、いろいろとそういったお話をしていただけたらと思います。

また、村内の屋敷内の対策は万全ではないかということではございますけれども、こういった個人の対応されている対応方法とかについては、村ではちょっと把握できないものでございますので、この辺も御理解いただきたいと思います。

続きまして、屋敷内の松くい虫の被害については、村の補助はないかということではございますけれども、こういった補助の制度はございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

比嘉義弘議員の4点目の村民体育館についてお答えいたします。

まず、1つ目、最近また村民体育館の件で、苦情があったが、承知しているかについてでございますが、教育委員会のほうでは、村民体育館の利用等で苦情は届いておりません。

2点目の現時点で体育館の施設が損壊した場合、村の負担か、あるいは業者かについてでございますが、村民体育館が台風等で大きく損壊した場合は、定期建物賃貸借契約書第13条、

本件建物の維持管理及び修繕により、賃貸側、株式会社ルネサンスの責任及び費用負担となります。

以上で答弁を終わります。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

それでは、私のほうから御質問5番目の村内建設業について、その1点目から3点目までお答えいたします。

まず、御質問1点目と3点目については、関連するものとしたしまして、まとめて答弁させていただきますけれども、指名業者の選定に当たっては、地元企業の優先活用を図っているところでございますけれども、工事の内容や、工事規模に対する資格要件を満足する必要がございます。また、地元企業だけでは、十分な指名業者数が確保できず、村外企業も含めることがございます。

その競争入札の結果といたしまして、村外企業が受注することがございますけれども、村外企業に優先的発注を意図しているものではございません。なお、技術者不足などを理由に入札参加を辞退される場合も多くございまして、結果、入札が不調に終わることも少なくありません。

続いて、御質問の2点目について、例年、年度の初め頃に商工会、建設部会との情報交換、この中で当該年度の発注計画、あとは建設業に関わる国の制度改革の情報などの説明、情報提供をさせていただいております。

最近では、新型コロナ禍のため、昨年度から実施できていない状況にございまして、村としても早い時期に開催できればと思っているところでございます。

また、商工会から要望がございましたら、定期的、例えば今、年1回なんですけれども、これを上半期と下半期の2回に増やすとか、そう

いう情報交換の場を設けることも有意義であると考えております。

私から以上です。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

私のほうでは、4点目の質問にお答えします。

既に本土大手に決まっていたんではないかという話ですが、これは決まっていたことではございません。今回発注してございます解体工事も含めて外構工事も行いますが、商工会などの要請もございまして、できるだけ村内企業への発注機会の拡大に努めるため、そういった形態で発注してございます。今後もできる限りそういった発注形態を確保したいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

じゃ、1点目からいきたいと思います。

コロナワクチンの状況ですが、今の担当課長からの答えですと、59%のいわゆる接種率があると。徐々に接種率が増えているんでよくなっているということですがけれども、相対的に59%というのは、他市町村と比べてのことだと思ふんですけれども、それは、よしと見ていいのか、それとも、昨日比嘉盛一議員の質問によると、何となく我が村が他市町村よりも遅れているような感じがすると言っておられましたけれども、今、どういう状況ですか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

昨日比嘉盛一議員にもお答えしましたが、現在、北中城村が他市町村よりも遅れているのは事実でございます。でも、今後個別接種等も基幹病院にもお願いしておりますので、それを増やすことも踏まえて、今度取り返していきたい

と考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

ちょっと聞こえませんでしたけれども、遅れているということはこのいわゆる呼びかけが弱いからでしょうか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

呼びかけが弱いとかではなくて、先ほどからずっとお話しておりますが、やっぱり中部地区医師会と連携して、集団予防接種、個別予防接種を進めているところでございますが、村内の個別予防接種をしていただける病院等が、まずは自分たちの患者さんのほうからやりたいということで、重症化する集団にはいけない方たちを優先したいということで、5月はちょっとやっています、6月ぐらいから始めております。

それで、他市町村が個別接種をする病院が多かった具合もありまして、本村はちょっと遅れていることになってはいますが、今後この基幹病院のほうも、個別接種の数を増やすということになっておりますので、増えていくことと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

全国的にも予約が集中している問題があったようだが、我が村はどうですかということに対して、予約開始の初日は電話がつながりにくくなったこともあって、今は解消されているということですが、初日だけが問題だったのか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

電話回線の問題もありまして、増やしていたんですが、全部開いていなかったとか、ちょっと技術的なものもあって、初日はかかりにくかったですが、2日目、3日目からはそれも解消されていることでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

確かに初日目だと思います。私の友人から何でかかりにくいのかというちょっと耳の痛い話がありましたので、ちょっと質問させてもらいました。

今のお話だと、初日だけが厳しくて、そのほか順調に進んでいるということですか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

初日だけじゃなくて、初日の二、三日は厳しかったんですが、現在は本当に1日に20件ぐらいの予約しかないですので、大丈夫となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

1回目の接種はそろそろ終わると思うが順調ですかということで、お答えは順調だということで理解しています。その順調の中身は、予約の電話も接種も手際よくうまく行っていることなのか、伺います。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

予約も含めて、集団接種の現場のほうもスムーズに接種をされているということで、順調だとお答えしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

今、病院4か所にもお願いしていますよね。その4か所の病院の状況というか、その病院にも電話をしたら、お断りされたと。それどういう意味かを分かれば説明してください。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

お電話されたのがいつかにもよるんですが、最初のほうは、やっぱり個別接種の人数を絞っていたこともありまして、お断りしている病院もあったかと思いますが、現在は予約のお断りはしていない状況です。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

実は、私もその4か所の中の1か所で、先生から接種しませんかというお話があった。そのときに今の話をしたんです。何で、一見さんのお客さんは受け付けないんですかと聞いたら、やっぱり常時使っている薬、そういった等も懸念する部分があるので、簡単には受けられないと、そういう事情が話をしていました。それでよろしいですか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それは、そのそれぞれの病院の先生、ドクターとかのお考えがありますので、その病院はそういうお考えで、かかりつけの患者さんを接種することにしていると思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

高齢者の集団予防接種は8月1日に終わるような感じでありますけれども、次の対象者はどういった、若い人なのか、あるいはまた、その64以下になるのか、教えてください。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

お答えいたします。

次の一般接種に関しましては、64歳以下の方たち全員が対象ではございますが、先ほどもお答えいたしました、まず優先予約といたしまして、基礎疾患のある方、あと60歳から64歳の方、あと高齢者施設等で勤務をなされている方等を予約で受け付けようと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

これもまだ途中かもしれませんけれども、ワクチン接種の場合には、もう初めてのできごと、100年に1回あるかどうかということなんです、その点は御苦労されているというのは、どういう面がありますか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

議員もおっしゃるとおり、これまでの歴史上ないぐらい、全国民といえますか、住民に、希望する方たち全員に接種を世界中でやっていることではあります、どちらのほうもまず初めてのことでありますし、国の方針も日々変更変更が多くて、接種に関する手順であるとか、手引きであるとか、またQA等に関しましても、随時更新があります。

あと、私たち事務方だけではできないです。医療従事者の方たちの協力も得ないといけませんので、そちらに関しましても、やっぱり調整であるとか要望を聞いていただくとか、いろん

な調整必要でもありますので、そこら辺も大変苦労しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

もう最近、ここ一、二年毎日このワクチンの問題で、いろいろとメディアでも見ておりますけれども、菅首相は今年の11月までには全部終わると言っています。しかし、専門家から言わせると、まだ厳しいよとか意見があるようですけれども、我が村も11月には終わりそうですか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

首相の発言はございましたが、まだ正式な通知はきてはございません。ですが、職域接種であるとか、いろいろな広域接種であるとかも踏まえまして、私たちも11月までには終わりたいという考えではありますが、まだそこら辺に関しましては検討中でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

この2回目の接種をして、我々ちょっと気が短いというか、年を取っておるせいか、2回終わったら、もうマスクも取っていいんじゃないか、あるいは、例えばアメリカニューヨークあたりも、マスクを取って食事を楽しんだり、イギリスでもイタリアでもなっていますけれども、我々も取っていいんでしょうか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

これは、一市町村の立場ではちょっと答えることは厳しいではございますが、一般的に言わ

れていることは、ワクチンを打ったからといって、100%感染しないとは限らないと言われていいます。なので、これまで同様の生活を当分の間続けていく必要があるかと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

ぜひ、大変なお仕事だと思いますけれども、これからも頑張っていただきたい。また、体にも注意していただきたいなと思います。

では次にいききたいと思います。

しおさい市場の動きということで、1点目に万全の体制で開業のスタートを望めたかということで、特に問題ないと認識しています。私は指定管理の件では反対したこともあって、あえて質問したが、職員の皆さんは問題なく職場についたかどうか、これはどうですか。分かりますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時39分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

今現在の業者は、委託を受けていただいている法人で、以前まで勤められていた方がそのまま引き継いで当時働いていた方々を継続して雇用されているということもございまして、業務の遂行に関しては、特段問題がなかったというふうに確認もしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

大変失礼いたしました。従業員ですね。

それから、販売目標もいきなりちょっと質問しましたけれども、四半期によって報告があるということですが、この報告は代表者が報告するんですか、数字等については。その詳細を教えてください。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時41分 休憩

午前11時41分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

指定管理者は、必ず先ほども申し上げたとおり各四半期毎に、この事業の収支に関して報告がございます。これに対して私どもも指定管理料を部分的に払っていくという手続がございますので、これは代表者名で報告が上がってきます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

老婆心ながら、この代表者もたくさんの会社というか企業というか、経営されているようなんで、忙しいということもあるし、また、しおさい市場の数字もちゃんと見れるのかなという懸念があって、念のため質問をしました。

じゃ、次にいきます。

しおさい市場の趣旨の中に、私の勘違いなのか分かりませんが、勘違いのようですけども、私は耕作放棄地の解消にもそれが含まれているんじゃないかと思っていましたけれども、そうでもないようですが。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

先ほども答弁したとおり、趣旨にはこの耕作

放棄地の解消という文言もございませんので、これは議員の勘違いかと私どもは把握しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

勘違いの一つに、あの場所ではないかなと思ってます。その隣近所のコンテナの水耕栽培とか、そういったもろもろもそこに入っていたんで、もしかすると、その水耕栽培等のコンテナも関わってくるのかなと。関わってくるのであれば、いわゆる放棄地、野菜の件でどんどん生産していくのであれば、当然この農業が盛んになり、あるいはまた、この畑が必要になってくるということで、畑が増えてくるということは、耕作放棄地の解消につながっていくのではないかなと思っておりました。しかし、これ聞いていますと、農林水産の振興や関係者の生きがい活動を支援する。あるいはまた新鮮な野菜を提供すると。そういったもろもろを考えると、趣旨には入っていないかもしれないけれども、結果的には放棄地の解消にもつながるのではないかなとは思いますが、どうですか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

まず、耕作放棄地というものは、土地をお持ちの方が結局、農業をもうやらない、やりたくないという方がお持ちの農地のことです。この方のやる気を起こさせるために、しおさい市場というのは存在しているわけではなくて、実際今、農業にいそしまれている方でも、ちゃんとした大きな市場とかに出荷できない。ただしちゃんと育てている物を、逆に受入れが可能な売場、こういったものを確保するというのが、目的の一つになっておりますので、ちょっと混同して考えると、やはり混乱されるかと思えます

ので、一旦は分けて考えていただけたらと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

野菜商品は地産地消協議会も関わっているんで、村内の野菜が主だと思いますけれども、例えば、水耕栽培の野菜だとか、あるいは村外の野菜を販売するとか、そういったことはありますか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

しおさい市場もやはり指定管理をやっておりますので、基本的には地産地消がまず先であり、地元産の商品を置くことが優先されるかと思われます。ただし、お客さんによって、いろんな野菜も種類がありますし、村内で取れない野菜とかもございます。そういったときの要望とかがございました場合には、やはりやむを得ず村外からの品ぞろえを求めるということもあるかもしれませんので、この点については、またこの指定管理者のほうに確認していきたいと思えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

なぜ、その点を質問したかと言いますと、僕はほとんど毎日イオンに行っているんですよ。野菜コーナーがありまして、そこをちゃんと見るようにしているんですよ。だから、今のしおさい市場からも地産地消協議会という形で出荷しているようですが、これは北中城でつくっている野菜なのかなと、ときどき疑問を感じたりするんで、あえてそれは今質問をさせてもらいました。

じゃ、次にいきたいと思います。

地域懇談会について、地域懇談会が最近全く開催されていないように見えるが、その点は承知か。

平成27年度を最後に開催されていないということは承知しています。その理由はお分かりですか。空白は何年か教えてください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

比嘉議員からも、前にも一般質問で、前村長が任期終わる時点でもそういう話があって、その理由として、前村長はあのとき、県のいろんな町村会の会長をしたり、いろんな公務があってできないということでおわびをした経緯を覚えております。

27年からですので、5か年ぐらいやっていない状態であります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

確かに今課長のおっしゃるとおり、前村長が退職前に僕が質問したことがあります。なぜ質問したかと言いますと、やっぱりこの地域懇談会というのはいかに大事かと。前村長に僕は暴言を吐いたことがあります。村長悪いけれども、村民と村長の間の距離が、乖離がありますよと、その理由は、いろいろ問題の訴えがあるけれども、本人は全く知らない。裸の王様じゃありませんかと言ったことがあるんですよ。だから、その意味で、地域懇談会というのは、やっぱり生の情報が飛んでくる。ここまで役場に来て訴えるということはなかなか村民からすると精神的な距離があるということで、それで僕は質問したことがあります。

それで、今回もまた改めていわゆる村の体育

館の問題があつて訴えがあつたんです。それで、あえて地域懇談会というのは大事だけれども、その生の声を村民から聞くチャンスだけれども、ぜひ今度は復活してもらえませんか。あのときの前村長の答弁には僕は納得はしていません。ほかの団体が忙しくてできなかったということであるけれども、やっぱりまずは村民ファーストじゃないかなと思っていましたので、そのときは納得していませんでした。

そういうことで、今日はまた質問したけれども、じゃ、地域懇談会については、今村長からもありましたけれども、やっぱり必要だと思うと、大事だと思うと。生の声を取るには、やっぱり地域懇談会というものは、唯一の機会じゃないかなということもありまして、正直言ってほっとしておりますが、ぜひ地域懇談会は持ていただきたいと思いますが、もう一度村長にお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私も、村民との懇談会、特に地域懇談会については従前からやりたいと考えておりますので、コロナの収束のタイミングを見計らってできればと考えております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

もう一回、念のために言いますけれども、体育館について、問題がありますよという村民から村長に訴えたら、私はそんなこと聞いていないんで、その人を呼んで教えてもらいたいと言ったけれども、そういう謙虚でない姿勢からすると、何かやる気ないんじゃないかと、むしろ出かけていって、そうであれば教えてもらいたいということであればよかったかなと思っています。ぜひ前村長も衆議院に立たれるようですから頑張ってくださいと思います。

じゃ、関連して、村民体育館について質問をしたいと思います。

最近また体育館の施設の件で苦情がありました。その点は教育委員会の所属課には、村民体育館の利用等で苦情はありませんとありますけれども、村長部局はそれは聞いていますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

企画で要請と扱っていますけれども、その中にはそういった件はございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

じゃ、どういったことがあったかと言ってみますと、僕は前々からこの体育館については、建てること自体が、ほかの場所に建てるんだったら大賛成、この場所でだったら反対と理由がありました。それはもう場所が場所、そして、土地も高いということで反対をしていましたけれども、もちろん駐車場が狭いということも、その後すぐ分かりました。そして、音響が割れるとか、トイレが少ない、身障者が利用しにくい、今すぐ問題になってくるのは、床が板とコンクリートと、クッションがないということ。それで、私は商工会を立ち上げるしばらくしたら、文化協会も立ち上げた。その文化協会立ち上げるときに夢だったのが、文化ホールをつくりたいと。しかし、実際もうできないんで、財政的に厳しいということでできなかったんで、体育館にでも舞台ができればいいなと思っていましたけれども、その舞台も出し入れで、簡易的に写ってしまうと、なかなか使えないなということで、体育館については非常に僕自身も神経を使っていたけれども、つい最近、村民から床が凸凹になっていると、板と板の両方から圧力があって、盛り上がってしまったと、この方

たちはバトミントンをやっていて、やっぱりそういうところをよく利用しているようです。じゃ、ということですからすぐ行ったんです。ところが体育館広いから、なかなかどこか分からんわけです。念のためにこの管理している職員の方には聞きましたら、来てくださいと、はい、こっちですと。確かに盛り上がっていて、これ簡単に使えないなというのを感じました。それで、僕はあえて今度体育館についても、少しお話したいなと思ったんですけれども、その点は担当課はどうですか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

ただいまの質問にお答えします。

その床が若干盛り上がっていることについては、住民からの苦情の前に私たちも把握しております。それについては、ルネサンスも同じ状況が数か所あるということで、今施行した会社のほうに問合せを入れております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

若干ほっとしました。僕はさっきのいろんな問題があるのこの体育館はつくり直さなくちゃいけないのかなという大げさの思いもしました。ぜひ、担当課長も分かっているようですから、把握されているようですから、きちっと早めに直していただきたいなと思います。

そこで、問題はこの修理代はどこが持つかと。なぜそれを聞くかということ、我々議員は、僕だけなんかも分からんけれども、最終の業者との契約書を見ていないんです。それで、心配で、あえて僕はここで質問しましたけれども、どこが持つのかということを知ったら、今のお答えですと、貸側のルネサンスが持つということであるが、そのあたりも話したことありますか。

今の相手の業者も少し盛り上がったというのを知っているんで、問題等については。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

ただいまの質問にお答えします。

この件につきましては、施工の責任になりますので、今調査を依頼、建設された佐藤工業さんをお願いしていて、継ぎ目部分というよりも、床との間のクッション部分なのか、ちょっとまだ原因が分かっていないものですから、これについては、ルネサンスのスポーツジムのほうも、ちょっと若干同じ現象が出ているということで、調査の結果が出てくると思いますが、これに対しては、施工の段階ですので、工事修繕については、ルネサンス側の責任で修繕することによって捉えて結構です。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

今のいわゆる、僕から言わせれば、専門家から言えば、欠陥体育館、つまり床が板とセメントくっついて、全くクッションがない。ある程度、いわゆる膝を使う、そういったスポーツからすると、なかなか利用しにくい、これはバレーの方々からも言われました。そういう意味では何となくこれは長い目で見ると、検討しなくちゃいけないんじゃないかなと思ったりもしますので、ひとつこのあたりも頭に入れていただきたいと思います。

では、次、村内建設業について質問をしますが、これも私は商工会役員をやって、長年立ち上げにも関わっているんで、その中で、いつもぐずぐず文句を言っていたのが、建設業でした。

ただし、そういうわけで、水道関係は、これは前の建設課長がおりましたけれども、この方

とうまくいって、今のような形になっているようですけれども、さっき言った担当課長から言われた、やっぱり資格がないとか、いろいろと問題があるといったことも、その中で、それは建設業界、土木関係じゃなくて、土木は意外と会社もそろっているんで、問題ないけれども、建設関係は、今、よくて五、六社ぐらい。だから、10社、見積もり競争させるには、やっぱり他市町村の業者にも協力してもらうことになりますけれども。

しかし、なぜここまで減ったかという、もう長年ぐずぐずが続いて解消されない。これも業者が悪いのか。僕に言わせれば、行政は企業を育成する使命、あるいは義務があるんじゃないかと思っています。その中で、ずっと続いてきた中で、結局どんどん減っていった。議長なんかもかつてはそういう関係にいましたので、よく知っていると思いますけれども、そのときに、他市町村の業者から言われたのが、北中は草刈り場と言われたんです。要するに他市町村の業者が全部かつさらっていくと、そういう問題があったんで、でも、これも政権が変わってくると、やっぱり何とか改善してもらいたいと思っていますけれども、ちょっとアバウトな質問だけでも、時間がないんで、一つだけお答えください。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 0時02分 休憩

午後 0時03分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

入札の状況、商工会側がそういった目で考えられているでしたら、私たちとしても、また商工会の皆さんとの協議をいたしまして、どうしたらいい方向に向かえるのか、その相談には乗

れると思います。

ただ、私たちも一般競争入札の競争入札の理念がございますので、基本的にはそれに沿った契約ということになると思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

次にいきます。

松くい虫の件ですが、実は安谷屋に方から、松くい虫にやられているんで、何とかできませんかと訴えがあって見に行きました。大人の2人か3名ぐらいじゃないとつかめないというか、そういう大木で、非常に見事な松ですけれども、もう真っ赤になっていました。そこで僕言いたかったのは、たしかに課長がおっしゃるように、やっぱり個人の所有です。余計なことを言うと越権行為だと。

ところが、これがかつて喜舎場で立派な大木があって、これを処理したときに金額が大きかったんですよ。経済的にゆとりがあるんであれば、できるけれども、そうでない方だったら、非常に厳しいなと。何と70万かかったと。これは簡単に言うと、だから松を植えられるなと。経済的にゆとりのない人には、松は植えられるなという感じもしました。そういう意味で、何とか村でも対処を考えてもらえませんかということです。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後は1時30分再開します。

午後 0時05分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

順次発言を許します。

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

通告に従い一般質問したいと思います。

新型コロナウイルスワクチンについてお伺いしたいと思います。

ワクチンについては、私を入れて7名の方が質問していますので、できるだけかぶらないような質問でやっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

沖縄県はコロナ禍の中で、緊急事態宣言の中、10万人1人当たりの新規感染者数で最多を更新するなど危機的状況ですが、我が村の状況はどのようなものか。

我が村は高齢者も多く、ワクチン接種の進行も危惧しているところです。多くの方にワクチン接種を早くできるよう期待しております。いろんな点からも、問題点もあると思いますが、ぜひ効率のよいワクチン接種をしてもらいたいと願っているところです。

また、今後のワクチン接種の状況を伺いたいと思います。ワクチン接種会場での込み合うことはなかったのか伺います。高齢者の方に戸惑いや不満の声はなかったのか伺います。北中城村の高齢者の2回目のワクチンはいつまでに終わるのかを伺います。

2番目にいじめについてですが、全国的ないじめの率が年々増加傾向にあるが、今、コロナ禍の中で授業日数が授業に追いつけない生徒さん、子どもたちが出てきていないのかなと危惧しております。

また、そのことで、不登校になる生徒やそれによりいじめに発展することとも考えられます。

また、コロナ禍の影響でストレスを感じる生徒の対策はどのようになっているのか。2019年度のいじめや不登校は、過去最大と言われる中、我が北中城村も例外ではないと思います。そこで伺いたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が原因で不登校になるという影響が出ていないのか、状況を伺い

ます。

いじめの実態があると考えられるのが何件あるか伺います。

小・中の不登校は何名いるのか。またどのような対策をしているのか、伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

金城高治議員の御質問にお答えします。

まず1番目の新型コロナウイルスワクチンについてですが、これについては、中部医師会の計画と調整をいたしまして進めているところではございますけれども、また、個別の接種についても村内の病院の先生方に週2日から、毎日接種という変更もありましたので、大変村に協力的な村内の病院の先生方ですので、今、お願いしたら快く引き受けてくれました。なお、1番から3番までの質問については、所管課長のほうに答えていただきます。

2番目のいじめについては、教育委員会のほうに説明をさせます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

金城高治議員の御質問にお答えいたします。

私のほうは、1番の新型コロナウイルスワクチンについてですが、まず、1番のワクチン接種会場で混み合うことはなかったのかというお伺いですが、密にならないような人数を予約性にしています。

2番の高齢者の方に戸惑いや不安の声はなかったのかということですが、予約センターでの問合せ、また接種会場での専門職による丁寧な説明を心がけております。

3番目の北中城村の高齢者の2回目のワクチン接種はいつまでに終わるかですが、こちらは、高齢者の集団予防接種は8月1日と予定してお

ります。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

金城高治議員のいじめについてお答えいたします。

まず1点目の新型コロナウイルス感染症による不登校についてでございますが、新型コロナウイルス感染症が原因で不登校になった児童・生徒の報告はございません。

2つ目にいじめの件数についてでございますが、昨年度本村でいじめを受けた児童・生徒の総数は259人となっております。

3点目の小・中の不登校の数と対策についてでございますが、昨年度本村の不登校の人数は37名でございます。不登校を生まないために、子どもが主役の魅力ある学校づくりに取り組んでおります。

また、昨年度の不登校の児童・生徒に対しては、年度初めからアプローチを担当やSSW等を中心に行い、年間を通した校内の支援体制を確立し、対応しております。また、必要に応じて、村の教育相談員や外部機関ともつながって、不登校の減に努めているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

順次質問をしてまいりたいと思います。

コロナウイルスワクチンについては、いろいろな質問がなされて、私のほうからは、村長、やはり今、我が兄弟村と言われている中城村と、どうしても我々は比較してしまうものですから、ワクチンの全体的な集団ワクチンも含めて、なぜそういう差が出たのか、原因というんですか、村長のほうでもできるだけ把握してもらいたい

なと思うんですけれども、どのようなことが原因だと考えられますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ただいまの御質問にお答えいたします。

我が村では、まず中部の担当者会議、事務研究会がございます。事務研究会の接種計画と、そして医師会と協議をいたしまして、接種計画をつくりました。それは結構医師会の都合によって結構頻繁に変わった経緯もありますけれども、中部市町村会のほうから、これについてはしっかり守っていただけると、頻繁な変更によって市町村の職員の配置等、大変影響をしますので、できるだけ変更のないようにということで、この計画をつくりました。これは中部の10市町村の全てが含まれる計画でござい

ます。我々はそのほうの接種計画に純粋に取って、そのとおりやったという経緯でござい

ます。ただ、中城村は地元到我々以上の病院を抱えておりまして、それで個別接種が増えたと、こちらは個別接種がちょっと遅れましたけれども、中城のほうは、むしろ個別接種のほうに力を入れたような状況がございましたので、そこが先行したというところでござい

ます。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

隣の中城村はやはり村長が中心となって、いろいろなやり方を指導、やりながら、それで、村民の自治会長や、そういった方々と連携して、連絡を取り合いながら、うまくお年寄りもスムーズに進んだというふうに私は把握しているんですけれども、やはり、この差というのは、やっぱり村長のリーダーシップも問われると思う

んです。

その辺が今、担当課に確認しないとできない

というのもどうかなと思うんですけれども、やはり担当課ではどうしても無理があると思うんです。やはり受付、それだけの接種のクレーム等もかなり上がっているとも聞いております。それを担当課にほとんど早くせいと言っても、私はやっぱり限界があるのかなと、それをやっぱり補っていくのが村長がリーダーシップを持って、やっぱり村民のために早めに今、全国で今、注目されているのは、どうしてもワクチン接種だと思うんですよ。今、一番にすべきなのは、この接種じゃないのかなと思っていますので、やっぱりその辺はぜひ村長、リーダーシップを持って病院にも出向いてでも、電話でもいいですから、やっぱり受入体制をもっと強化してほしいとか、そういったものを村長が先頭になってやらないと、なかなか病院も動かないし、医師会と連絡は担当者に任せているのでは、なかなかスムーズにいかない点も多いのかなと思うんですけれども、その点も踏まえてやっぱりリーダーシップを発揮してもらいたいなと思っていますので、答弁よろしくお願

いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えします。

私としては、中部市町村会のほうで全体で決めました、構成市町村のほうで、それぞれに医師のほう

が平等に配属されるような形の計画をつくられていますので、私はただ、大変これは申し訳ないんですけれども、これに忠実に従ったというような状況がございまして、あとで気づいたら、そのような差が出てしまった。それについては反省しております。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

本当にこれからでも遅くはありませんので、高齢者の接種がまだ、8月までありますので、

それをもっと早めに終わらすためには、やっぱりそれなりのリーダーシップを発揮してもらって、早めに進めてもらいたいなと思っております。

今、この進め方に対して何ですけれども、新聞等にもいろいろ載っているんですけれども、やはり個別接種なりも、老人向けの告知ですね。今ネット等で公告をやっていると聞いているんですが、やはり今、本部町とか宜野湾市、読谷村などは、やっぱり民生員の力を借りながら、それで、高齢者生活センター支援も借りながら、それで、防災無線も使いながら告知をしているんですよ。お年寄りに文章を読みなさいとか、ネットを見なさいとか、これは無理なことだと思うんですよ。ですので、やはり我が村でも、今まで長寿日本一という名を掲げているもありますし、もう少しお年寄りに手厚いフォローをできないのかなと思うんですけれども、やはり、お隣の中城村は区長さんが90代から80代までは、部落に何名いるというところで、それを受け付けしながらこなしていったということも聞いております。我が仲順のお年寄りもまだ打っていない方もあるという情報もあります。この差は何なのかなと。やはりお年寄りは、あの人が打たないから私も打たないという人確かにいます。ですが、受付もままならない状態なんで、その辺を民生委員の力なり、区長さんに手当を上げてなり、そういった体制づくりをもう一度真剣に考えてもらって、本当にお年寄りが今、何名打っていないのか、その辺行政ちょっと把握していますか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

打っている方を引いたら、約3,400人がまだ打っていないことになっております。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

もっと細かく言うと、80代過ぎたお年寄りが何名打っていないのかというの、聞いたら、私多分不可能だと思うんですよ。ですので、やっぱり年齢序列ではないんですけれども、やっぱり自治会の区長さんに任せれば、うちの村では今80代は1人しか打っていませんよとか、すぐ言えると思うんですよ。やっぱりそういった体制づくりが必要じゃないのかなと、せめて75歳以上は、自治会の力を借りるとか、民生委員さんの力を借りるとか、そういった体制づくりをしないと、いや、受付していないから、打てとも言えないしねと言われると、何かそうではないのかなと、私は思います。

長寿日本一の村がそういう体制では恥ずかしいのではないのかなと。やはりその辺は行政の北中城村役場の人に任せれば、全く大丈夫だと言われるぐらいな体制づくりをぜひしてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ただいまの御質問については、しっかり反省して、これから、新たな体制の整備の構築について、関係課と協議して、できるだけ対応できるように体制の整備の構築を考えたいと思います。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

そういうこともよろしく願いいたします。

もうお隣でやっていることですから、聞けばすぐどういったやり方でやっているというのは、隠すわけでもありませんので、すぐ教えてもらうというのは思いますんで、ぜひ取り入れながら、いいところは取り入れながら、防災無線も活用しながら、私はやってほしいなと。どうしても村民がワクチンを打とうとあまり聞こえな

いし、村全体で、活気をつけて、皆さん打たせましようというものもあり肌に感じないものですから、やはりお隣の中城村がその辺目立ってしまって、比較するのはどうかと思いながらも、やっぱりいいところは真似すべきじゃないのかなと私は思っていますんで、ぜひその辺よりしくお願いいたします。

今、村内では4か所の医療機関がやっていると聞いているんですが、この各病院で人数制限と、今決まっているんですか。それに対して、人数に対して、何名ぐらい来ているのか、行政の中で把握しているのか、よろしく願いします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

各病院ごとに受付人数を決めておりまして、少ないところは1日6名とかです。多いところは80名とかで、病院によって差があります。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

これは予約しながらやっている思うんですけれども、ほとんど埋まっている状態なんですか。その辺まで把握できていますか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

大きい基幹病院のほうは、やっぱり患者さんをこれまで絞っているということでしたので、全部の席が埋まっているとは私たちは捉えておりません。そのほかの病院に関しては、全部埋まっている状態です。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

やはり小さい病院も大きい病院も私、頑張ればもう少しできるんじゃないかなと思っております。それもやっぱり村長中心で、リーダーシップを取りながら、病院にやって、やっぱり打てる人数というのをもっともっと増やすことは可能じゃないのかなと思っております。

前に私の知り合いの病院に電話したところ、ワクチンの予約をしたいんですけども、いや、うちは把握していませんという回答が来たというのも事実です。やはりそういった指導というんですか、そういった受付の体制もどういうふうにやっているのかというのも、村政のほうで把握すべきではないのかなと思っております。ですので、大きい病院は大きい病院なりに体制づくりをきちっとできているかもしれないですけども、小さい病院ほど横の連帯ができていないときもありますので、ぜひ再確認しながら、もう少し増やすことができないのかというのを行政としてもそれだけの議員が質問するというのが、やっぱり欠陥を感じていると思いますんで、その辺もう少し真剣に取り組んでもらいたいなと思っていますんで、村長その辺、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これについては、月曜日すぐに担当課長とその病院のほうにお電話をいたしまして、もっと接種を増やすようお願いして、快く引き受けてくれたところがございます。これからまた、さらにできるのかどうか、大きい病院もほかの市町村からの患者さんもいらっしゃるので、大変でしょうけれども、そういった面も考慮はしますけれども、ただ、我々のお願いも聞いてくださるよう、協力願いをしたいと思います。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

ぜひお願いします。

どうしても、この新型コロナウイルスというのは変異もしつつありますので、できるだけ早めにワクチンを打っておいて、次の段階に備えるのも、沖縄県が今、また緊急宣言が伸びるということが決定していますけれども、その中で、また北中城村がそれだけワクチンが遅いとなると、どうしても村民の皆さん不安をまた煽るんじゃないのかなと思いますので、ぜひ、真剣になって取り組んでもらって、今まで以上に村長中心に盛り上げるというか、意識を高めるといいますか、やってもらいたいなと思っていますので、ぜひよろしく願いいたします。

ワクチンについては、様々な御意見を聞いておりますので、これで終わりたいと思います。

次、いじめについて伺います。

新型コロナウイルスの感染状況が原因で不登校はいなかったということで、私もほっとしております。非常にいいことじゃないのかなと思いますけれども、今、新型コロナウイルスで学校も休校になっております。またさらに、今回は20日で学校は休業宣言から外して始まると思うんですが、やはり、これだけ休むと、子どもたちの意識は低下すると思うんですよ。やはり幸せというのは、この子どもたちにまた夏休みを返上したり、先生方の教え方が早く終わらさんといけないということで、何か子どもたちに影響がすごいあるんじゃないのかなと、私その辺が危惧しているところなんですけれども、その辺は、教育の現場としては、先生方の教育というんですが、指導というんですか、そういったお話もやっているのでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、休校があって、子どもたち不安感がと

いうことでございましたが、その間に教材研究等を含めながら、先生方がこの短くなった期間をどう乗り越えるかということは学校で取組をなさっているということでございます。

それから、夏休みを返上、そういう件に関しても、現在年間を通して、この授業時数の確保を計算しておりまして、どのくらい不足しているのかも含めて今調整しながら、どうするかということを、今週中には結論を出していきたいと検討しています。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

本当に先生方も大変だと思うんですよ。もっと大変なのは子どもたちじゃないのかなとは思いますが、今、小学校2年生でも授業の進み具合というんですが、早過ぎて、追っていけない子どもたちが出てきていると。それに対して、やっぱり先生方の指導もしないといけないんじゃないかなと思うんですが、先生方はカリキュラムをもう組んでいますんで、そこまでに終わらさなといけないというモチベーションでやると思うんですが、そこでついていけない子どもたちというのは、どうしても学校を不登校にならないのかなとか、いろいろ心配はあるんですけども、その辺の追っていけない子どもたちに、こういった手厚いフォローというんですかね、はお考えでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

授業の時間数、あるいは教える内容がどうしても学習指導要領によって決まっておりますので、子どもたちにとっては、ちょっと早いかなと思う子も出てくるかもしれませんが、そういう子を置いてけぼりということではなくて、担任の先生方一人一人が、個別に補習を組んであ

げたりというふうな取組をしているということ
で報告は受けております。それをまた、学校計
画訪問として、私たち行って助言をしたり、指
導しておりますので、今後もそのように指導
していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

ぜひ落ちこぼれとは言わないですけども、
やはりそういった子どもたちを一人でも多くコ
ロナ禍の中で事業が収縮された中で、逆に追っ
ていけない子どもたちというのはつくってはい
けないものですから、そのへんしっかりと先生
方の御指導と子どもたちは放課後残って、追加
授業できるのかどうか分からないですけども、
その辺も踏まえて検討してもらいたいと思っ
ております。

次に、いじめの問題にいきたいと思いますが、
今全国でいじめというのがこのコロナ禍の中で、
子どもたちのこのSOSが見づらいという世の
中でして、それが今、結構全国的にこれが取り
上げられて、私もこういったことは本当は望ま
しくないんですけども、やっぱり対策という
のは必要じゃないのかなと思って、今回こうい
った質問をしたんですけども、やはり情報によ
ると、本当に子どもたちのいじめというのが、
今、高学年になると、SNSとかそういった見
えないところでもいじめというのが、出てきて
いると思うんですけども、その対策というん
ですか、一方では学校ではパンフレット推奨し
てどんどんやっているんですが、1校ではこれ
もまた習ったせいで、いじめをみんなグループ
つくってということもあるものですから、その
辺の対策とかというのは教育委員会現場ではな
されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

ただいまの質問にお答えいたします。

特にこのSNS関係、これは各学校年間の行
事の中に、非行防止教室であったりとか、そう
いう計画を入れ込んで、その中身で学年に応じ
た携帯の扱い方、ルール、それからマナーとか、
そういうことは、外部講師を入れて、講演会形
式でやっています。それから、それを含んだい
じめに関するものの対策に関しては、ちゃんと
いじめのアンケートを取って、教育相談週間で
話を拾い上げて、対応していくというような対
策を各学校とも既に年間行事予定に組み込まれ
ていますので、我々も学校訪問に行った際には、
その点についても相談があったりすれば指導し
ております。

それから、文科省もそういう通知を出して、
しっかりこのコロナに関してもそういうことが
いじめに発展しないようにという通知文を何度
もお送りして、学校のほうでも保護者向けにお
手紙を出したりしているところでございますの
で、今後も継続して指導していけたらと思っ
ております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

ぜひこういった指導もなさっていただきたい
なと思っております。

今、小学校と中学校のいじめの件数というん
ですか、小学校何名、中学校何名とかお聞きし
たいんですが、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

これは昨年度でよろしいでしょうか。

いじめの件数ですが、昨年度に関しましては、
中学校が14名の報告が上がっております。残
りが小学校です。246名ということになります。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

小学校は6年間の中で、1年生はいじめに遭わないのかなと思いながら、かなり小学校が占めて、今、数字を聞いておおーっと思ったんですけども、中学校というのはやっぱりさすがに考え方としては一人前の考え持って、いじめ方も度合いが違うと思うんですけども、本当にまだまだ我が校でも、これだけの200名といういじめの報告あるというのが、やはりもっと改善するところいっぱいあるのかなと今思っているんですけども、この生徒同士のいじめというのかなりあると思うんですが、やはり今沖縄県で、高校で、名前は今言えませんが、先生の過激な指導があつて、子どもを追い詰めたという前ニュースでやっていたんですけども、やはりそれも先生方のこれはもう高学年、中学校だと思うんです。

ハラスメントとかいろんな指導を先生方もしないといけないんですけども、そういった指導も、先生方の心のケアとか、そういった指導もなさっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

ただいまの質問にお答えいたします。

本村では、幼稚園から小学校、中学校、幼少中連携という取組をしております、その中でやはり学校における学習環境の特に教師の言葉遣いに関しては、最大の学習環境であるということで指導しておりますので、今後もそれを継続して先生方の言葉遣い、それから、先生方の心のケアという、そういうところまでしっかり指導していけたらと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

ぜひその辺もしっかりと教育してもらいたいなと思っております。

今、先生方の指導として、子どもたちにさんづけで呼びなさいとか、子ども同士でさんづけで呼びなさいという指導も、北中のほうでも取り入れてやっているとは思うんですけども、子どもたち、先生方が、こういったやっぱりさんづけでこれが当たり前の今、時代になっているのか、中学校もそういった形でできているのか、その辺分かりましたら教えてください。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

今、さんづけということがありますが、それをしっかりやっていこうということで、教師は共通認識をして、小・中共に指導しているところ。特に幼稚園からそうですね、そういう呼び捨てはしないというところで先生方も指導をしっかり日々の学校生活の中で徹底しているというところで、中にもしそういう教職員等がいれば、校長を中心に指導、あるいは校内OJT、みんなでチームで声をかけ合ってしっかりやっていこうと学校の雰囲気づくりをずっと指導しているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

そういった指導が、やはりさんづけでこういった勉強の場で差別化をつけてもいいのかなと思っているところです。

次に、あとは先生方とこの子どもたちのぜひいじめがないような教育を目指して、減少なればいいなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

3番目に、不登校について聞きたいと思いますが、昨年度本校の人数は37名とありますが、小学校、中学校で37名ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

小・中合わせて37名ということで報告をいただいております。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

不登校を生まないための子どもたちが主役となる学校づくりに取り組んでいるとありますが、こういった不登校を生まない取組というのは、こういった取組をなさっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

不登校を生まない魅力ある学校づくりということでございまして、先ほどの言葉による環境づくりも一つ含まれておりまして、子どもたちから訴えのあったケースをしっかりと親身になって聞くという、この学校雰囲気づくり、それから、先生方同士がしっかりチームを組んで、担任1人で対応していくということではなくて、みんなで同じように指導していくんだよという雰囲気づくり、それから、子どもたちの意見を尊重して、自主性を育てるための全ての学校の取組を行っているというところがこの魅力ある学校づくりにつながると考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

やはり不登校というのは、今の子どもたちは、家にいてもパソコンやゲームができるというこ

とで、なかなかなじめない子ども、今出ているこの世の中じゃないのかなと思うんですけれども、やはりいかに学校が楽しくて、この団体生活になじませるには、やはりそれなりの子どもたち中心に呼び合ったり、また、担任がいろいろ工夫しながら、子どもの心のケアというんですか、そういったのもやっていると思うんですが、やはりそういった生徒が、また増えたら絶対いけないことですので、ぜひともこれも減少しているような努力、北中城村では特別そういったものもやっているよというものが本当はあってほしいんですけれども、それで、昨年度よりは今年、今年よりはまた来年度という、減少していったよというものも教育委員会中心に、何かいい策がないのかなと思っていますが、そういった不登校をなくすための我が校独自の何かありますか。お考えがあれば聞きたいと思います。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

村独自ということで、村で予算措置して配置していただいた教育相談員の方がいらっしまして、今現在公民館のほうにも教室を設けて、そこで子どもだけではなく、保護者の方の相談も受けながら、この不登校の対策を図っているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

必要に応じて、教育相談員、外部からの機関からの人材をまた呼びながら、やっぱりそういった不登校というのは子どもが心を開くというのはなかなか難しい面もあると思うんですが、ぜひその辺もいろんな材料を集めて、不登校がなくなればいいなと思っていますんで、ぜひ頑

張って減少させるようにお願いいたします。

時間残っているんですが、私の質問を終わらせてもらいます。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2 時 20 分再開します。

午後 2 時 0 8 分 休憩

午後 2 時 2 0 分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

安里道也議員。

○1 番（安里道也議員）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、多目的アリーナ建設事業について、お伺いいたします。

比嘉孝則村政が発足し、行政が刷新され、本村のこれからの課題解決に向けて、多くの村民が期待を寄せております。その大きな課題の一つでありますアリーナ建設補助事業について伺います。

この件につきましては、今まで二度ほど質問いたしました。残念ながら、前村政からは方向性、具体的解決策も示されず、長期にわたり進展がございません。村長はどのような視点と方向性を持って問題に取り組むのか、伺います。

2 番目にコロナ感染防止対策について伺います。

1、県内でも強力な感染力を持つ変異株による感染が急速に広がり、本村の学校現場においても、感染者が出ていると聞いていますが、どのような状況か伺います。

2、感染防止において、最大の武器であると言われるワクチン接種について伺います。

ワクチン接種が高齢者を対象に、今年の 4 月から始まっていますが、現在までの進捗状況を伺います。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ただいま、安里道也議員の御質問にお答えします。

まず、アリーナの建設につきましては、一つは用地の問題でございます。あとは建物の問題。用地については、今、所管課建設課のほうと一緒に地権者の方と交渉しているところです。それから、次のテーブルに着くには、どうしても村の単価、そういうことをはっきり提示してくれということがございましたので、時点修正をかけるか、それとも鑑定を入れるか。やっておりますが、まずは時点修正等で協議をしてどうなのか、ちょっとこれから地権者と協議するところです。

もう一つは、全体の事業計画についてなんです。これについては、今、私諮問機関、検討委員会をつくりまして、ここで関係課長、係長、集めて、じゃ、前に進むか、それとも後退するのか、それとも修正をかけるのか。いずれにしても、用地の取得が大変厳しいという環境がございますけれども、まず我々として、村の財政力とかそういったことも全て含めて、どういうふうに対応、向き合えるかどうか、今、検討委員会で議論をしているところでございます。

それから、2 番目のコロナ感染防止対策につきましては、所管課の課長、健康保険課長、教育総務課長のほうから御説明をさせます。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

安里議員の質問にお答えします。

コロナ感染防止対策についての 1 番目でございますけれども、インド株ウイルス感染の報告は受けておりませんが、昨年 2 月に県内初感染

者が出て以来、本村の学校現場においては、累計7名が新型コロナウイルスに感染しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

私のほうからは、2番、コロナ感染防止対策の2番についてお答えいたします。

印刷されている数字をまた新しい数字に置き換えたいと思いますので、よろしくお願いします。5月及び6月14日までの集団及び施設及び個別予防接種におきまして、村内外の高齢者が1,260人、高齢者施設従事者接種事業従事者で140人、合計1,400人が接種しております。うち2回目までの終了者が330人となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

アリーナ事業の見直しについて、お伺いいたします。

この件に関しましては、何回か質問いたしましたけれども、土地取得の問題、それから、周辺自治体の状況、沖縄市のアリーナの建設等を理由に、これまでそういった状況を鑑みて慎重に判断するという答弁を終始いただいております。前に全く前進する気配がございません。

行政が刷新して、最近見直しをするという言葉が聞こえるようになりました。今までは、見直しはほとんどごまかしごまかしというか、そういった表現は聞こえてきませんでした。ですので、検討委員会も設置されて、いよいよこの事業も前進、あるいはいろいろな方法はあると思いますが、解決に向けて期待をしているところでございます。

この事業に関しては、私はやはり見直し進め

ていただきたいと思っております。しかし、土地問題が解決しない限りは前進はあり得ません。これは大きな問題だと思っております。そして、撤退となると、これもまた難しい問題で、既に2億5,000万円が支出されています。この返還もあります。撤退となると。そして、国から補助をいただいていますので、国の信頼性を失う、そういったリスクも伴ってまいります。ですので、やはり見直して、私は進めていってほしいと思いますが、村長の見解を伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私、検討委員会のほうに、この件については投げてはおりますけれども、今、私が見直しがいいとか、また撤退をするのがいいとか、そういう申し上げたら、また検討委員会のほうで、考え方が偏ってしまいますので、今は取りあえず検討委員会にまず諮問して、その答申をまた私のアリーナに対する決意を示したいと思えます。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

3月議会において、村長のほうから発言がありました。やはりこの土地は狭いので、当初の計画は見直す必要があるというふうな発言がございました。ですので、私は見直す方向で村長考えていると思っております。私もそのようにしたほうがいいと思います。これは検討委員会での諮問を受けて判断することなので、要望というか、それぐらいにしておきたいと思えます。

土地問題、昨日の議会でありました、村長から発言ありました。ちょっと交渉行っただけでも、難しい状況だということを聞いています。これも長い間交渉はやっていない状況だったんですね。もう何年振りかに多分行かれたと思

ますが、難航している、障害となっていることはどのようなことがあるのかお伺いします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

これまでの経緯の中で、地権者の方が気にされていたのが、その土地の単価がかなり相場観からして安いということをおっしゃっております。実際に過去こちらが提示している金額が坪27万円ほどになっております。これは区画整理事業での整理した金額となっております、これをベースにこれまで交渉してきたと。

それに対して、例えば現状での取引ということで、これはちょっとうちのほうでインターネットとかで、今、実際売りに出ている価格を見ますと、これがおよそ65万円ということで、大幅な差が実勢価格とその区画整理のときの単価と差があるということで、この価格差について、かなり不満がお有りの様子。本人自体は、先日お会いしたときには、その買収ということ自体は応じる意思はあるということは示しているんですけども、この価格差というものについての問題、これをどう処理するのかというものが今の課題となっているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

かなりの差で、先方はその金額を要求しているということなのか、それとも、この価格の件で、うちのほうから妥協点というのは見いだせないのか、先方との妥協点を見いだして進めていけたらいいんですけども、そのところどうなんですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

先ほど申し上げた金額、現状の65万円というのは、あくまでもこれは村のほうで、今現状調べた価格、先方から具体的に幾らならいいというようなお話はございません。それについて、これまでの交渉の経緯としましては、坪23万円で既に用地買収させていただいている方々もいらっしゃる、その方と差をつけるということ自体問題があるんじゃないかということで、ずっとこの元の単価でお話をさせていただいたというところはございます。ただこのままではなかなかちがいが明かないということがあって、こちらからの提案として、例えば土地価格の今の鑑定というものを行った場合に、耳を傾けていただけるかと、お話を聞いていただけるかということに対しては、そのときは話を聞くということはおっしゃっていただいているということでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

この現在の価格でやると、多分村民から不満の声は厳しいものがあると思います。ですので、当初の価格23万ということありますけれども、先方から具体的な金額は示されていないということ、そうしたら、どういった方法が解決方法があるのかなというふうに考えるわけですね。現在の段階で村のほうで、解決に向けて、具体的方策というのはありますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

この用地問題も含めて、今後このアリーナ建設の事業、これをどうしようかというものが、この検討会の中でこれも含めて検討していくと。実際アリーナ原案、それと、何か他の代替案、

今回の用地の問題、これらを含めて総合的に判断しないといけないのではないかとということで、それぞれの課題について、今、関係課含めてその意見交換をしながら課題解決に向けて考えていくという状況でございます。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

この問題はどなたが村長になられても大変厳しい、微妙な案件だと思っております。この解決をいい方向に解決しなければ、また村政への影響も大きく出てくると思います。ですので、中止も含めて納得できるのであれば、皆さん納得できる理由があるのであれば撤退もあり得ると思います。できたら、やっぱり大きな補助事業ですので、将来の北中城村の事業を考えると、またその辺にも大きな影響出てきますので、なるべくでしたら、進めてほしいと思います。

そして、代替案ということで、今までの資料によりますと、文化施設とかあります。私も文化施設、防災を兼ねた、そういった村民にとって利便性がよい。そして、この施設というのは、ある程度の維持管理に関しての採算性、これも求められてくると思います。この辺も考慮しながら、やはり村民にとって利便性のよい施設にもっていけるように、検討委員会の中でも議論していただきたいと思います。私からの要望でありますけれども、よろしくお願いします。

次の質問に移ります。

コロナ対策、ワクチン接種が今年度から始まっていますけれども、高齢者から始まっていますけれども、接種状況が悪いということで昨日もございましたけれども、担当課としては、個別接種、これに力を入れて、接種率を上げていくということで、やっぱり関係医療機関とも連携を密にして、このワクチン接種は早めの対応が重要だと言われているので、なるべく早く終わるようにしていただきたいと思いますが、

担当課の所見をお伺いします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

昨日、今日と各議員の方からの御要望もございますので、接種を希望する方に対しましての接種をなるべく早く進めていけるように、村内の医療機関と協力してやっていきたいと思えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

じゃ、よろしくお願いします。

順序逆になりましたけれども、村内の教育現場においても、7名の感染者が出たということで、危惧しておりますけれども、この子どもたちの所属する学級に対して、PCR検査とか行ったかどうか。それと、どのような形で行ったかどうかを伺います。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

ただいまの質問にお答えいたします。

現在この報告があった7名に関しましては、まだ報道等であるPCR検査チーム、大きな県の、それ以前の陽性反応でございましたので、学校長と一緒に座っている子どもたち、濃厚接触者に当たらないかどうかを、この中部保健所とやり取りをしながらの判明でございました。現在は実際にこの濃厚接触を追えない状況、中部保健所が受入れしませんので、現在は先ほど申し上げた県のPCR検査チームと連携を図りながら、学校が直接検査をクラス単位で行っていくということになりますので、報告のあったこの陽性者の子どもたちに関しましては、それ以外に検査を受けたというのは、保護者が受けたから私も受けましたという報告は沢山上がっ

ておりますけれども、それ全て陰性という報告をいただいておりますので、実際陽性はこの7名ということになります。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

報道によりますと、教員が対応する。私はやっぱり保健所のこれは仕事だと思っております。これから、そういった事例が出てくると、教員はこれに対してどのような、教員がやるのか。私はやってほしくないとは思っていますけれども、現在の状況、私は保健所対応でやっていただきたいと思いますが、コロナ禍の中で教員も大変な多忙化、対応に追われていると思いますので、やっぱり負担軽減を考えると、手厚い援助というのか、そういったものも要求していただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

先ほど県のPCR検査チームということで、この検査用のキットを教育事務所単位で送付して、教育委員会がまた幾つというふうに預かりをいたします。それを学校からの要望、これは陽性者が出たときのことになりますが、検査キットを学校に持って行って、学校での対応となると、先生がやるのではなくて、保護者のほうが学校に行って、子どもと一緒に検査キットでやるということの状況があるようでございます。だから、先生だけが対応するということではございません。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

今の答弁を聞いて安心しましたけれども、教

員の皆様も、この感染防止対策、日々の業務、消毒作業からいろいろ教科書等もありますし、多岐にわたって教員は苦勞なさっていると思います。ぜひとも、教育委員会としても、そのような先生方を支えていただいて、早めに終息に向けて取り組んでいただきたいと思います、最後に答弁できますか。お願いします。教育長、先生方を支えていただきますようよろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

議員の御質問にお答えします。

本当に質問の中で、やっぱり子どもたち、先生方へのそういう配慮とかありまして、本当にありがたいなと思っております。そして今、議員のほうからありましたように、可能な限り、今回のこのコロナ感染のためのPCRの検査においても、学校任せではなくて、やはり教育委員会として学校を支えながら共に進めていきたいなというふうに思っています。

それぞれ学校の先生方、子どもたちも含めてこのコロナ禍で本当に少し気持ち的にはマイナスのところもあるので、それをやはり先生方をバックアップすることにより、本村の子どもたちの支えになるというふうに感じていますので、教育委員会としても本当に連携をしながら進めていく所存でありますので。

以上です。

○1番（安里道也議員）

ありがとうございました。

以上で、私の質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後2時55分再開します。

午後 2時45分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

それじゃ、一般質問いたします。

新型コロナウイルス感染拡大について。

①本村の直近の感染者状況詳細について伺う。

②対象となる感染者への支援体制について詳細な取組を伺う。

③関係情報をどのような方法で村民へ提供説明しているのか、詳細な取組を伺う。

④ワクチン副反応、死亡事案について、村民へ情報提供の詳細な取組を伺う。

⑤ワクチン接種について、現況詳細を伺う。

⑥河野太郎行政改革担当相は、さる29日、ワクチン接種をめぐり7月中の高齢者接種完了を条件に自治体独自の優先接種枠の導入を容認する考えを示し、自治体トップの裁量の範囲で取り組んでももらいたいと語った。村として独時の優先枠導入を検討しているか伺う。

⑦弱者の皆さん（高齢者・基礎疾患のある方・障害のある方・寝たきりの方等）支援体制の詳細な取組を伺う。

⑧小・中学校、学校、保育現場の感染者状況について詳細を伺う。

⑨本県の緊急事態宣言緊急時の児童・生徒の分散登校、臨時休校等の対策対応の取組を伺う。

⑩新型コロナと熱中症、児童・生徒・園児の安全・安心な対策、対応の詳細な取組を伺う。

⑪新型コロナウイルス下、児童・生徒の授業単位取得、定例の行事等の施行が懸念されるが、対策、対応の取組を伺う。

⑫ヤングケアラーについて、本村の現況と支援体制の詳細を伺う。

⑬本件事業の執行体制の現況、取組を伺う。
大きな2、平和継承について。

⑭昨年6月議会一般質問より、平和継承が後退しているのではとの問いに対し、新村長には

しっかり丁寧に説明し、平和継承のお願いをしていきたいとの答弁だったが、前村長からどのような引継ぎがあったか伺う。

⑮村第3次総合計画に平和の日制定、平和図書や児童・生徒の副読本の充実、案内ガイドや平和を語る後継者の育成、インターネットでのホームページ開設等々が施策内容としてあったが、今後の平和継承施政への考えを伺う。

⑯村第4次総合計画について、率直な考えと今後の村の姿勢を伺う。

⑰村第4次総合計画将来像から、当初平和が削除されるという残念なことが一時あったが、平和について、村政の思いを伺う。

⑱学校教育として、子どもたちへ平和継承についての考えと具体的な取組について伺う。

⑲戦争体験者としての生き証人の皆さん、平和の語り部ボランティアの皆さんとの連携取組についての考えを伺う。

⑳道徳教育として、本村に根づいている特徴ある平和の取組が教材として可能か伺う。

㉑過去に官房長官が教育勅語の学校現場での使用を否定しない旨の表現をしているが、村の考えを伺う。

以上であります。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

山田晴憲議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の新型コロナ感染拡大については、関係課、健康保険課、教育総務課、福祉課の担当課長に回答していただきます。

それから、大きな2番目の平和継承についてですけれども、まず、1番目の前村政との平和事業等の継承についてですけれども、これについては、事務引継のほうで文書で引継ぎを行っております。

それから、2番目の3次計画の平和の日の制定、今後も戦争体験等の調査を進め、記録を整

理し、その活用を図ります。

また、学校と連携を図り、平和学習の機会の提供を促進すると共に、平和を守る北中城村民の会の活動を支援し、平和交流、平和思想の啓発普及を図ります。

それから、3番目の第4次総合計画の考え方、姿勢を伺うということです。過去の総合計画を踏襲した計画となっていると思います。今後の施策については、質問2で答弁した内容に則しながら、新しい平和運動を模索していきます。平和の日の制定等についても、ここで議論、そして、平和を守る村民の会、あるいは、行政の機関の会議等で、これを議論するということになります。

それから、4番目の第4次総合計画将来像から、当初平和が削除されるという残念なことが一時あったが、平和について村政への思いをということです。戦後75年が経過し、歴史の風化は深刻な状況になりつつあります。我々一人一人が沖縄戦の記憶を後世へ伝えると共に戦下の教訓としての「命どう宝」という平和を希求する心を大切に、平和思想の啓発活動を推進することが求められています。しっかり第4次総合計画に則した考え方、そして行動で、平和に対する思いを進めてまいりたいと思います。

5番目の学校教育として、子どもたちの平和継承について。これは、従来行っている平和図書等の贈呈もありますけれども、平和集会の実施や、平和を考える資料展など、学習活動に位置づけ、各学校や学年で工夫した取組を行っております。

6番目については、平和思想の啓発活動を推進する上で、村内外を問わず戦争体験された方、平和の語り部の方とも連携していきたいと思えます。

7番と8番については、教育委員会のほうで回答をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

山田議員の御質問にお答えいたします。

私のほうでは、1番新型コロナウイルス感染拡大についての1番から7番までをお答えしたいと思います。

まず、1番ですが、これは数字のほうで新しい数字をお示ししたいと思いますので、御確認ください。感染者状況ですが、3月までに60人、4月に36人、5月に33人、6月13日までの状況で33人、合計で162人の感染者がおります。

2番の感染者への支援体制等ですが、感染者への支援は県が行っておりまして、市町村には個別の方の情報は来ません。

3番の関係情報をどのような方法で説明しているかですが、これは村のホームページで月ごとの感染者数を報告しております。

4番のワクチンの副反応及び死亡事案でございますが、ワクチンの副反応に関しましては、保健師などが予約時や接種時に丁寧に説明をしております。

また、死亡事案につきましては、ワクチンの因果関係が明らかではないということで、厚生労働省のほうでも提示しておりますので、こちらでは説明等はいたしておりません。

5番ですが、これは先ほど安里議員のほうでもお伝えしましたが、数字をちょっと書き換えたと思いますので、よろしくお願いします。

5月及び6月14日までの集団及び個別施設予防接種では、村内外の高齢者が1,260人。高齢者施設従事者接種事業従事者が140人、合計で1,400人が接種しており、内2回目までの終了者が330人となっております。

6番目のワクチン接種の優先接種についてでございますが、厚生労働省に示された優先接種

の順位により、まず基礎疾患のある者、高齢者施設等の職員を優先予約いたします。その他の職業による優先接種は今後検討していきます。

7番の弱者の皆さんに対する支援体制ですが、交通弱者の方に配慮して、地区公民館や地域のバス停をルートとする無料送迎バスを運行しております。また、村内障害者施設においては、施設接種を予定しております。その他の方々につきましては、福祉課と連携して支援していきます。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

山田議員の新型コロナウイルス感染拡大についての8点目、感染状況についてお答えいたします。

6月7日現在、村内の学校では7名、学童や保育所では従事者2名の感染がありました。

続きまして、9点目です。

本件の緊急事態宣言のときの分散登校、臨時休校等の対策対応の取組についてお答えいたします。

分散登校につきましては、昨年度及び今年度も分散登校は実施しておりません。

また、臨時休校につきましては、県からの通達及び中頭地区教育長会にて協議を行い、本村では、今回6月8日から6月20日までの期間、幼稚園、小学校、中学校を休校とすることを決定し、各学校宛に新型コロナウイルス感染拡散防止対策として、休校措置についての通知文を発出し、児童・保護者向けには、教育長メッセージと題した文章を発出し、今回の休校の意義を理解していただく対策を取っております。

10点目の新型コロナと熱中症への安全・安心な対策対応の詳細な取組についてお答えいたします。

文部科学省発出の学校における新型コロナウ

イルス感染症に関する衛生管理マニュアル及び沖縄県教育委員会発出の県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づいて対策を講じることを基本とし、その中でも特に熱中症対策に関しましては、校舎内のクーラー稼働とサーキュレーターの稼働によって、空気の循環効率を上げることによる換気対策、また、体育の授業や戸外での遊びや運動、部活動において、その活動内容に応じ、マスクを外して活動したり、こまめな水分補給を行う等の対策を講じております。

次に、11番目、新型コロナウイルス禍、児童・生徒の授業単位取得や行事等の執行への対応策についてお答えいたします。

授業単位取得は授業時数の確保と捉えますと、休校期間中の授業時間数を算出し、今後年間を通してどのように補填するかを検討しているところでございます。また、定例の行事等が執行されていないということについては、内容を見直しながら、できる方法を常に検討しつつ、今後の行事の在り方の見直しも含めた取組方法を検討しているところでございます。

次に、大きな2番の平和継承についてお答えいたします。

平和継承の7点目です。道徳教育として、本村の特徴ある平和の取組が教材として可能かについてでございますが、学習指導要領にも関連されつつ、道徳の授業として成立させるためには、本村のどの平和の取組が教材化することに妥当かつ適切であるのかを今後は検討してまいりたいと考えております。

8点目、最後に、過去に官房長官が教育勅語の学校現場での使用を否定しない旨の表明をしているが、村に考えを伺うことについてでございますが、教育勅語に関しましては、平成29年6月の議会でもお答えいたしました。我が国の教育基本理念として定められた教育基本法の目標に基づき、平和学習が積極的に推進され

ているものと考えております。

以上で答弁終わります。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

引き続きまして、私のほうからは、1番目の新型コロナウイルス感染拡大の12番を回答させていただきます。

ヤングケアラーについて、本村の現況と支援体制についてでございますが、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話等を日常的に行う児童、いわゆるヤングケアラーについては、個別の支援で把握している事例もございますが、実態は把握できておりません。新型コロナウイルス感染症に関する支援につきましても、個別の事案ごとの対応を行うものと考えております。

続きまして、13番の本件事業の執行体制の現況でございますが、健康保険課を中心に全庁体制で取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

今まで質問した方と大分かぶる部分がありますので、最後だからおいしいものがあるかなと思ったら、とんでもないなと思っています。

月並みですけれども、本当にこの新型コロナということで、大変な、人類には全く経験のない初めての災難というか、大難というか、そういった中で、経験ももちろんない、それから、データもない中で、よくここまでやっていただいているなど、これからまだ一の山、まだ越えていないかも分かりませんが、ぜひともこれからも、我々もどこまでできるか分かりませんが、微力ながら情報いただければ、一緒になって、村長常々おっしゃっている、村民の安全・安心を私は第一かと思っておりますので、一緒になって村民の幸せの追求のために頑張っ

て行きたいなと思いますので、その辺はこれからも一緒になって取り組んでいきましょう。頑張らしましょう。

1番目、ちょっと大分かぶる部分があるんで、ちょっと1点だけ、これも何かちょっと回答いただきましたら、この直近の感染者状況調査ということで、私②のほうで、感染者対象者といえますか、陽性になった方の、どんな感じでこの支援体制ができるのかなとやっているのかなという、そういうちょっと疑問があって、ぜひともやっぱり村は村で、いってみれば難儀するだろうなと思っていたんですけども、何かお聞きしましたら、ちょっと個別の情報が入っていないと、そういった面でちょっと限られたことになってしまうのかなと思っていますけれども、現状で例えば私がとても気になっているのは、まだ幸い大事には至っていないからいいのか分かりませんが、ちょっとこれがかぶる部分があるんですけども、もちろん大人の方もそうなんですけれども、子どもも含めてやはりいじめとか、今はやりのSNSとか、誹謗中傷というのは、とてもちょっとやっぱり気になっていまして、そういった面、やっぱり村もどういった形で関わって、ケアやサポートしていただけるのかなと。どうしてもその辺は村もこういった初めての事業の中で大変かなと思っていますけれども、ちょっとこの辺はお聞きするのも酷か分かりませんが、現状も含めてまた、これからもどんな感じでサポートできるか、ちょっと教えていただけませんか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

こちらにも答えとして書いておりますが、実際健康保険課のほうに個別のどなたがかかったかという情報は一切入ってこないです。まず、何十代の男性・女性とか、自営業であるとかという情報しか来ないものですから、現実問題ど

あなたが感染者かというのはほとんど分からない状態です。どちらかと言えば、担当している学校現場であるとか、保育所とか実際の感染者が出た担当課は把握しているかもしれないんですが、私たちのところには、本当に客観的な情報しか入ってこないの、今のところちょっと支援体制に関しましては、健康保険課のほうではちょっと対応は厳しいかなとは思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

お話を聞いて、ちょっと私的にもこういったケースが出たらどうしたらいいものかなと、日々の仕事の中で、恐らくまたこういった形で、ないからいいの分かりませんけれども。ましてやこれは感染ということで、目に見えない敵ですので、そのようなどういった形で皆さん御苦労されるのかなと、もちろん地域においてもそうかと思えますけれども。

これ実は地域の自治会長ともちょっとお話ししまして、これもちょっとお話ししたら無理があるのかなと思っておりますけれども、なかなかやっぱり自治会のほうにも情報が入って来ないと。今、ちょっと話は後でゆっくりまたしようかと思っておりますけれども、学校の休校等々で子どもたちの居場所がない。そういった面でやっぱり情報源は私、やっぱり自治会、やっぱり地域においては自治会だと思っていたものですから、やはり自治会の会長さんとか、事務の方ともお話ししたら、聞くのも変だったんですけれども、なかなかそういった情報は入ってこない。

考えてみたら、やっぱりプライバシーとかいろんなことがあるんで、そこがやっぱりどうしてもネックになっているのかなと、そういった面では、皆さんの御苦労がちょっと今さらながら感じる部分がありますんで、ぜひとも、その

辺は限られた情報で、限られたサポートケアになるか分かりませんが、そういった面では、もちろん情報発信されていると思いますけれども、逆にそういった意味で可能な限り、自治会もしくは関係機関のほうにも情報発信いただいて、共有していただく一番の目的は、村民の方の安全・安心、健康で住みよいまちづくりかなと思いますんで、それ言うまでもないんですけれども、その辺をメインに、ぜひともこれからも頑張っていただきたいなど。

次の質問に移ります。

4番目の副反応死亡事案については、もちろん事務方の皆さんも御承知おきしているかと思えますけれども、実はちょっとこれも私がたまたまちょっと研修で御一緒になった方から情報をいただきまして、事務方の皆さんも御存じになっているかなと思えますけれども、これはちょっと先の話になるんですけれども、3月19日、北海道の旭川という病院のほうで、たまたまその病院のほうで事務担当している方が、健康そのものの方でした。この方がちょっと体に異常を訴えて、救急車ですぐ運ばれて、死因は急性の大動脈解離、これが一例と、それから、昨今の情報で、5月28日、マスコミの報道でしたけれども、神戸のほうで73歳の女性が、かかりつけ医のファイザー製のワクチン接種、これもこの方も、3時間半余りの後に突然亡くなれたと、こういった例が枚挙にいとまがない。もちろん副反応も、恐らく事務局の皆さん情報いろいろお持ちかと思えますけれども、それで、ちょっと確認させてもらいたいんですが、私が知る中では、この接種に関して言いますと、その予防法というんですか、政府のお考えとしては、補償制度はありますと。安心してワクチンを接種してくださいと。それで、接種後は、今、ちょっと2例お話ししましたけれども、因果関係は不明ですと、補償ができないというそういう報道をちょっと私知りまして、いかなかも

のかなと、不信感というか、本当に違和感しかなくて、これも村のほうではまだまだちょっとあり得ないことか分かりませんが、これ、事務方の皆さんにお聞きするのは大変心苦しいんですが、この辺、今後のことも含めて、万が一こういったケースになった場合、こういった形でサポート、ケアとか支援する今後の課題も含めて、もし今、突然になっちゃった質問で大変申し訳ないんですけども、今後の課題も含めて、今分かる範囲内で、これ村長にお答えお願いしてもいいですかね。事務方の方がいいんですかね。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

山田議員の御質問にお答えいたします。

確かに、新型コロナワクチンの副反応につきましては、いろいろな症状があるということで、保健師のほうからも御説明を差し上げています。痛みとか、腫れとか、筋肉痛等がございます。また、少数でございますが、アナフィラキシーみたいな、直後に呼吸が苦しくなるとかというのも、事例としては上がってきておりますが、厚生労働省のホームページにもありますが、この接種後の死亡ということと、接種を原因とする死亡、この2つは全く意味が違うということを書かれております。先ほどの大動脈解離とかで亡くなった方とかにつきましても、厚生労働省のほうでは、それが接種による死亡なのか、それとも、たまたま接種後にこの方はこの病気になって亡くなったのかということも因果関係はまだ明らかにされていないところでございます。

健康被害につきましても、報告は随時国のほうに上がってきて、今、ずっと研究をしている段階でおりますので、明らかに接種による死亡という事例は、まだ公式的な発表はございません。

健康被害につきましても、市町村通じて国に

報告し、それからの補償とかにつきましても、国の機構、医薬品医療機器総合機構というところが情報を調査いたしまして、補償等とかも全部整っておりますので、そちらに関しても大丈夫かと存じております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

本当にそういった面では、事務方の皆さんに難題課題が次から次へと来るんで、私は大変だなと。まして人の命ということでありますんで、もちろん限られた情報で大変かと思えますけれども、そういった意味では、こういったところの情報も含めて、ちょっと情報を開示するのは酷かなと思いますけれども、今後のことも含めて、ぜひともこの辺は、言葉は悪いんですけども、死に損にならないように、ぜひとも村のほうで考えいただける支援というのをやっていただければ幸いかなと思います。ぜひとも、村長何かおっしゃることありますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、因果関係が証明されれば、確かに国賠の対象になると思います。私も保険に入ろうと申込みしましたが、村長は保険に入れないということを聞かされてましてショックを受けましたけれども、ただ、こういう事故等についての国賠は、その事例としては多くありますので、ただ、ここのあくまでも因果関係ですから、そういったことが証明できるかどうかということに尽きると思いますので、職員もそこについては大変気を遣っていることだと考えております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

何ができるかと言ったら大変失礼なことをい

うか分かりませんが、そういった面ではやはり村民のために、仕事が本務だと思いますので、お力添えをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、ワクチン接種の件で、これもちょっと回答いただいているので、こういうのもちょっとと言うのも、これもちょっとバッティングするんで、いろいろとお聞きしましたら、今後は職域接種とか学校接種とか、それから、広域接種も含めていろいろとお考えになるみたいで、ぜひともその辺は、北中城村がゼロコロナになるように、ぜひとも頑張っていたきたいなど。

そこでちょっと関連で、これも素朴な疑問で大変申し訳ありません。これもちょっと私も聞かれて答えられなかったものですから、ワクチン接種を1回接種して、2回接種して、それで抗体ができたから、これでいいのかなと。今先ほど村長もおっしゃった、そのインド型変異ウイルス、これなんかでできたら、3回目とか4回目なんかはもう必要ないのかなと、そういった面では、1回2回やればそれでもう抗体がついてよしとしていいのかどうか。これを今、ちょっとお分かりになられたらいいので、教えてくださいいただけますか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

今回のワクチン接種に関しましては、今年度初めてやる事業でございます。例年行っています高齢者のインフルエンザワクチン接種とかでも御存じかと思いますが、抗体がどの程度もつかというのはまだ分かっていない状況でございますので、将来、2回打ったから大丈夫かというのは、現在の段階ではまだ分かっていない状況です。ですので、2回打てば抗体が上がるので、当分の間は大丈夫だろうということしか、現段階では申し上げることはできません。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

もちろん、それじゃ、抗体も個人差があるわけですね。うまくつく抗体は。ありがとうございます。

それで、この関連で、この件については最後になりますけれども、ほかの議員の方とかぶる部分があるんですけれども、私もちょっといろいろと予約なんか入れたり、大変このコールセンターというんですかね、窓口とか、私が情報いただく中では、よく職員の方が接して、先ほど課長もおっしゃっていましたけれども、副反応とか、予診票の記載要領とかよくやっただけでございますので、逆にちょっと時間が長過ぎて、本当にそういった意味で、よく丁寧に親切に真摯に対応してくれているなど、そういった面では本当にありがたい。これも逆に村民の方からも、そういったお言葉をいただいておりますので、ぜひ山田さん、そんなことがあったら、ありがとうございますと言ってくれと、そういうことがありましたんで。

ぜひともそれで、実はなぜこの質問をしたかと言いますと、実はちょっとこれも気になっていて、これもマスコミ報道で申し訳ないんですけれども、こちらはそんなことはないかなと思いますけれども、こんなことがあったということで、ちょっとある方から聞きまして、このコールセンターの電話の受付の方が大変疲弊していると。要はストレスが溜まっていると。なぜかなということで、ちょっと調べたら、まず電話が繋がらない。それで、当然予約が取れない。それから、あとは毎日電話の交換の方がもう罵声から、毎日クレームとかで、心身ともに参っていると。

そういうことを、ちょっとこれ別の市町村でするので、それも含めて、窓口対応とか、電話

等々でそういったことで心労しないかどうか、もし苦情等々も含めて、もしございましたら、教えていただけませんか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

コールセンターのほうでは、もちろん苦情が全然ないわけではございません。個別接種がやりたいけれども、できないであるとか、うちは接種予約に関しましては、期限を切ってはいなく、予定している予防接種の日程を全部オープンにして受付をしていますので、今まで予約ができませんというのはございません。遅くなるけれどもという形です。ですので、そこまですごい苦情はなかったと思いますが、でも、もちろんやっぱりいろいろなことをおっしゃる方はございますので、それに関してはございました。以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

村長のほうにお願いしたほうがいいのかなと思っています。これは後でもちょっと私触れようかなと思っていますけれども、そういった面では、もちろん日々の仕事でもそうかなと思いますけれども、特にこの新型コロナということで、先ほども言いましたけれども、初めての経験、データがない。こういうことでもストレスが恐らく皆さん溜まっていると思います。その辺村長初め、副村長もいらっしゃいますので、ぜひとも職員の方のケア、担当する方のケアをやっていただければと。ちょっと後でも触れますので、ぜひともその辺は、私もいい情報しか聞いていけませんので、あとはまだまだこれからあるかと思っていますけれども、ぜひとも頑張ってくださいね。

次の質問に移ります。

6番目の河野太郎大臣関係で、これも何かち

よっとお考えになっているみたいなんですけれども、優先接種の件で、余った。これも実は私も早くから、前任村長時代から、ほかの議員の方もおっしゃっていましたが、ぜひともその要望云々ということで、これも前任の健康保険課長からいろいろと情報を教えていただきまして、やっぱり予防は大事だよねとそういうことをいただいて、例えば抗体検査とか、抗原検査とか、PCR検査とか絶対必要じゃないかと、それちょっとおっしゃっていた、ぜひとも訴えてきたつもりなんですけれども、今になってからやっぱりその話が出てきていますので、やっぱり全国的にそうですよね。これはもうそういう意味では、同時進行でやっておられますので、結構なことかなと思いますけれども、ぜひともこのワクチン接種、ほかの議員とちょっとかぶりますけれども、一番子どもたちと接点が多い、もちろん高齢者の方とも接点が多い、弱い立場の方たちをどうしてもそういった面では、いろいろとリストを、優先順位ちょっとお考えになっているかと思いますけれども、学校現場の先生とか、それから、福祉関係の学童保育所、今お聞きしましたら、保育園のほうでもクラスターが起きたと、そういった面でも本当にこれ以上子どもたちの学びの保障といいますか、これも含めて、子どもたちのいる場所がだんだん狭まっていかないかなと、とってもこんなところで危惧していますので、もちろん今、若い方のこともいろいろとお話出ていましたけれども、私的には、もちろんそちらは駄目だとは言いませんけれども、やはり弱い立場の方たちのことをやっぱり第一に我々考えるべきかなと。そういった面では、この辺も検討いただければなと思っていますけれども、村長のほうにそういったところを含めて、優先順位じゃないんですけれども、配慮をお願いできればなと思っていますけれども、もしお考えでもありますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

優先順位については、基本的に今、所管課のほうで検討していますので、それに沿って進めてまいります。基本的には、そういったいろんな多様な視点から、その優先順位を決めるということになりますので、保育所とか学校とかそういったクラスターの発生率とか、そういったあたりも鑑みて、いろんな視点から考えて、どちらを優先させるかは、それは所管課のほうで考えますので、そこは任せていただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

申すまでもないと思いますので、現場の方が一番状況をお分かりかと思いますので、これも大変ちょっと失礼なことをいっちゃうか分かりませんが、余ったワクチンがもう使い物にならなくなってしまったとか、そういうちょっとことがないように、一番現場がそういった面ではシビアに対処されているかと思うので、ぜひともその辺は前向きに検討いただいて、いい活用、北中城村からのゼロコロナという感じで頑張っていただければと思います。

次の質問に移ります。

7番目のこれもいわゆる弱者の皆さんということで御報告いただきましたけれども、ちょっとこの辺もやはり限られた情報になってしまうのかなと思っていますけれども、実はこれもちょっとすみません、マスコミ報道を引用してしまって申し訳ないんですけれども、本土のほうで、全盲、目の見えない男性の方に点字のない接種券が届いて、分からなくて2週間放置されてしまったと。そういった面で、どうなのかなと。本村において、私そういうこともないかなと思いますけれども、そういった面では、何も

全盲の方は目の見えない方だけではなくて、やはり基礎疾患のある方もそうですし、障害のある方もそうですし、御高齢の方もそうですが、そういった方にはやっぱり寄り添う形で、私は、もちろんケースバイケースになると思いますけれども、例えばケアサポートというんですか、私が知る中での御相談なんですけれども、例えばケアマネジャーさんとか、先ほど議員もちょっとおっしゃっていましたが、民生委員の方とか、やっぱりそういった方にも協力、サポートお手伝いいただきながら、いろんな方と言っては失礼なんですけれども、落ちこぼれないように、漏れないように、やっぱり協力体制組むことによって、健康保険課の御負担も軽減されるんじゃないかなと、そういった面で、これはどなたに聞いたほうがいいんですかね、福祉課長がいいんですかね。ケアマネジャーの方とか、民生委員の方等の連携と言ってしまっているんですかね。その辺は可能かどうか。障害のある方にもいろいろとおありになりますよね。その辺は福祉課長でよろしいんですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

高齢者の方々、先ほど新聞報道の例もございましたけれども、福祉サービスを使っている方々に関しましては、先ほど議員のおっしゃっていたようなケアマネジャーであるとか、障害のほうですと、また計画相談のプランナーさんとかがついていたりします。そういった支援者の方々の協力ももらいながら、またそういったサービスを受けていない方に関しましては、また民生委員の力を借りるというのも一つの手だろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○ 1 1 番（山田晴憲議員）

取り留めない話になってしまったか分かりません。ぜひともその辺も含めて、今後漏れのないように、弱者と言いますか、弱い方たちの御支援のほうをよろしくお願いしたいと思います。

この関係で予算も必要になるかなと思いますけれども、その辺は村長ぜひとも前向きに御検討いただければ、ほかの市町村の件は、一番皆さんが情報をお持ちかと思えますので、そういった面では、厳しい、先ほど財政逼迫の話も出ていましたけれども、限られた予算の中だと思いますけれども、ぜひともその辺はしっかり応援してあげていただければありがたいなと思います。

次の質問に移ります。

8 番目のこの小学校の感染状況、これもちよっと私全くかぶってしまうんですけど、先ほど議員もおっしゃっていましたんで、この辺も学校とまた教育委員会のほうでしっかりタッグを組んで、子どもたちの安全、安心がやっておられますんで、ぜひともこの辺は、限られた情報になるかと思えますけれども、ぜひともよろしくお願いしたいなと思います。

それで、ちょっとこの関係で、子どもたちの安全・安心じゃないんですけれども、ほかの施設を見てちょっと感じたことなんですけれども、現在もこの新型コロナで先生方のお仕事は大変だなと、それと今、皆さんも情報入っているかと思えますけれども、季節外れの R S ウイルス感染症と言いましたか、これの件とか、これからまたこの感染症関係で、恐らく第 2、第 3 とまた一緒になるかと思えますので、そういった面では、これを学校現場も含めて、福祉関係の施設、幼稚園とか保育所、それから、もちろん認可外も含めて、これ役場のほうにもありましたか。センサー式の検温装備というんですか、そういったところもぜひとも、もし子どもたちの安全・安心と現場の皆さんの職務遂行上、将

来的に私はあってやっぱりいいのかなと、これ村長にお聞きしたほうがいいんですかね。どうしてもその辺は、突然の話で申し訳ないんですけれども、前向きな検討をお願いできればと思いますけれども。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

各福祉関係の事業所等においても、コロナ感染対策といたしまして、国のほうからの補助がかなり下りてきております。今年度に関しても、今回の補正予算を取らせていただきました。そういったお金を使っただいて、各施設に応じた形での検温設備であるとか、そういったものは各施設のほうに判断を任せた上で、整備をお願いしているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○ 1 1 番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。

もちろん、施設によってやはりお考えがあるかと思えますので、その辺はぜひとも前向きに、よろしくお願いしたいなと思います。

次の質問に移ります。

実はちょっとこれも皆さんに既に情報入っているかと思えますけれども、先般、これも新聞報道でファイザー製のワクチンが 12 歳から 15 歳も容認ということで、厚労省の大臣のほうから、そういった認める方針が報道がございました。

ただちょっと気になっているのが、文科省の大臣が、ちょっと慎重な発言もございましたので、そういった面では、やっぱり教育長のほうにお聞きしたほうがいいですか。それとも村長のほうにお聞きしたほうがいいですか。この辺も含めて、情報、データどれだけお持ちか分か

りませんけれども、今後のことも含めて、視野に入っているかどうか、お考えなされているかどうか、突然の質問で申し訳ありません。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 3時37分 休憩

午後 3時37分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

教育長。

○教育長（徳村永盛）

山田議員のただいまの御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、5月末に厚生労働省から予防接種法上の臨時接種に12歳から15歳のワクチン接種も当たるということでした承しておられます。そして、同じように大人と同じように、費用は無料、もし健康被害が生じた場合には、それも補償の対象になるということで、厚労省はおっしゃっております。そして、運用については、市町村の判断にゆだねることになっておりますが、私たちの学校を管轄している文科省においては、やはり小学校12歳以上、小学校6年生が該当になるんですね、小学校では。中学校の場合は、全て1年から3年までが該当になるんですが、小学校においては、6年生だけワクチンを接種することに、効果性の問題、それから、ワクチンの量が大人と同じ量のワクチンを打っていいのかとか、文科省からは、もう少し研究をしないと、専門家の意見を聞きたいということの話が情報としては入っております。

それから、両省の見解が違うということですね。実際には、もう京都市で12歳から15歳までワクチンを接種している町もあるようですが、やはりそのことに関しては、非常に町に対するいろんな苦情も含めて、そういうことが入ったということもあります。やはりいろいろまだ

12歳、この年齢を下げた部分の接種については、なかなか国民の理解を十分得るには時間がかかるのかなと捉えています。

それから、私たちに文科省のほうから、そういういろんな通達とか、そういうのは届いておりません。それから、先ほどからあるように、我が村においては、この一般接種における順序性という部分についての考え方もまだ整理されておきませんので、ですから、じゃ、12歳の子どもたちから先にとということの話もまだお返事できないなと思っております。

今後、文科省からいろんな通達がまた私たちのところに参ったときには、担当課のほうとまた相談させていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

突然の質問で申し訳ありません。そういった意味で、ちょっとまた学校関係の皆さんにも御労苦を強いることになるか分かりません。そういった面で、何か情報ございましたら、ぜひとも提供していただければ幸いかなと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

次の質問に移ります。

私はこの一般質問の通告のその後に、学校の臨時休校の件がもうなっていましたんで、そういった意味で、学校からのお手紙、案内等々、私も承知おきしていますんで、この辺につきましてはもう昨年でいい意味での経験、教訓になるか分かりませんが、私のほうからはそれ申すことはないかなと思います。

あとはマスコミ報道でやはりいろいろとお父さん、お母さん方、また現場も大変混乱されているようですので、そういった面では、子どもに寄り添っていただいて、保護者のほうにも丁寧な説明等々をお願いできればありがたいなと。

何かありましたら、そういった面では、よろしくどうぞお願いいたします。

それから、次の質問で、これ10番目の新型コロナと熱中症の件で、ちょっとこれもこれかになるかと思えますけれども、先に本土のほうで、ちょっとやっぱりいろんな事案がございまして、取り分けあるのは、やっぱりお分かりかと思えますけれども、体育のときの、これで死亡事例もちょっと何件かあるものですから、ちょっとこの辺も保護者の方からちょっとやっぱり心配の問合せがありまして、ちなみにこれも対応も含めて、現状をお聞かせいただければなど。とりわけ体育の授業のときの先生方のスタッフと言いますか、このような対応と、あと登下校時の一番心配なのは、この2点かと思えますので、そういった面で、ちょっとこの辺、現状も含めてこれからの取組も含めて教えていただけないか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

ただいまの質問にお答えいたします。

体育の授業について、スタッフというのは、一応担任が基本で指導する。中学校では体育教師が指導するということになってございます。特別コロナに関してスタッフをつけるということはやっておりません。

それから、授業中の内容に関しましては、熱中症対策でございますので、屋外であれば十分な距離を取ると。その場合にはマスクをしっかりと外すようにということですね。それから、走競技、走ったりする競技、あるいは単元、この体育の種目によっては、ちゃんとマスクを外してやるということをちゃんと通知書として文科省から出ているものも通知を出してありますので、体育教師、それから、小学校の担任において、しっかりと、外したりつけたりということをやっている状況でございます。

体育の時間に移動する際も、外していく場合は腕で隠すとか、そういう徹底した指導がなされておりますので、それで、熱中症対策にもなっているというふうに報告を受けております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

今後ともよろしくどうぞお願いいたします。

それから、これは先ほどともちょっと話が重なりますけれども、児童・生徒の単位、定例の行事等々も含めて、去年もお話聞きましたら、万事抜かりなく公の行事は執行されたようですので、この辺もそういった面では、時間等々でこれから計画等々もお組みになるかと思えますけれども、そこも配慮して、ぜひとも、子どもにとっては一生に一度の行事かと思えますので、よろしくお願ひしたいなと思えます。

それから、次の質問で、これは12番目のヤングケアラーの件で、これも御答弁いただきましたら、やっぱり情報ちょっとなかなか限られるのかなと。というのは、新型コロナ禍で、最近ちょっとこういった面では、ヤングケアラーの件についても、やはりマスコミ報道をにぎわしているものですから、これは現状も聞きましたら、個別に対応していると、そういう話でなかなか皆さんのほうにも、やっぱりプライバシーのこともありますんで、限られた情報になってしまうのかなと思えますけれども、この辺どうなんですかね。自分的には申すものもないんですけれども、知事のほうから、誰一人取り残さない優しい社会の実現ということで、やっぱり知事もお考えになっていきますので、事務方の皆さんには限られた情報で限られた取組、支援というのは、私限界もあるのかなと思ってますけれども、今後のことも含めて、これ村長に聞いたほうがよろしいんですか。もう難題課題は沢山あるかと思えますけれども、私もこのヤ

ングケアラーの件につきましても、これからどういう形で、ただ私が申したのは、最悪の事件・事故だけはやっぱり起こしちゃいけないなと。今やっぱりあまり縁起でもないんですけれども、子どもが自殺されるとか、悪い世界に入っていくとか、考え過ぎであればいいんですけれども、そういったところも含めて、職員の方には大変ちょっと酷なまた仕事になるか分かりませんが、その辺も含めて村長にお聞きしたほうがいいんですかね。限られた情報で限られた答弁になるか分かりませんが、意気込みといいますか、ぜひともお聞かせいただければ。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

御質問にお答えします。

誰一人取り残さないSDGsの基本的な精神かなと思っておりますので、私たちはその線については進めてまいります。ただ、これについては、1つの課、健康保険課というだけではなくて、福祉課、それから、社会福祉協議会、それぞれがそれぞれの役目を持って連携をして、そういったケアに当たるということになると思いますので、まずはワクチン接種については、所管課がやりますけれども、ただ、そこから派生するような、あるいは感染者等へのケア等についても、しっかり関係課が集まって協議して、それにどう対応するか、そのような対応ができると思います。

ただ、個人情報で先ほどのこちらからの説明もありますように、なかなか個人情報で情報が取得できないところもありますので、できるところにつきましてはそういう対応が十分可能だと思いますので、御理解ください。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

よろしくお願ひしたいなと。

ちょっと時間の関係で、すみません、先急いで、最後に2番の大きな平和継承のほうに、これも皆さんのほうから答弁いただきましたけれども、私的には、質問の中に入れていきますけれども、村長もいろいろとお考えになっているようですので、ちょっとアバウトで結構なんですけれども、第3次総合計画の中で、こういった平和の日の制定とか、こういった取組、もちろん、語り部の方の育成とか、もろもろのこともあります。

それと、第4次総合計画においても、この辺は触れられていますけれども、この第3次、第4次も含めて、この一番はやはりせっかくこの平和を守る村民の会というのがございますので、こういったものを活用してといっちは、ちょっと語弊があるか分かりませんが、あとは生き証人の方、語り部の方、そういう方たちもいらっしゃいますので、そういった方とか、あと残念ながら、ちょっと私も前任の村長にも訴えたんですけれども、自費出版で、金城明美先生とか、それから、不幸にしてちょっと亡くなって、大変私は残念だと思っていますけれども、安里要江先生とか、そういった本当に偉大な方、そういった方が本当にいらっしゃったものですから、返す返すとても残念だなと。

あとは、今、立ち上げて、比嘉太郎会という組織も、これから根づこうとしていますけれども、今新型コロナで、ちょっと今滞っていますよね。そういったところを含めて、平和継承について、村長の思いというか、これからの取組、もしございましたら、お聞かせいただけませんか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

御質問にお答えします。

平和の日制定等については、各市町村とも独

自の慰霊の日とか、あるいは平和の日を制定して、その事業等を展開しているところです。ただ、私たちも平和の日については、村民の会と共に、4月がいいのか、6月がいいのか、8月がいいのか、どういうふうな日の設定をするか、いろんな議論が必要だと思いますので、議論を重ねて、もしこれが可能であれば、私たちも平和の日を制定、あるいは慰霊の日という形になるかもどうか分かりませんが、そのような記念の日を設けることも必要かなと考えます。

それから、平和交流、葛巻町についても、上原清善さんが仲介しているということであれば、彼はフィリピンでの生き残り等で、非常に東北の方にお世話になった、助けられたということがございますので、上原清善さんを仲介した葛巻町との交流ですので、平和交流の一環としても使えるのではないかと、思います。

それから、比嘉太郎会については、来年世界のウチナーンチュ大会等ございますので、その際に果たしてハワイのほうから縁故者がいらっしゃるのかどうか分かりませんが、そういった機会を利用して、比嘉太郎さんの顕彰碑等についても、しっかり話し合いたいと考えております。これについてはまた、平和を守る村民の会のほうでも、話し合う機会が多分にあると思いますので、その場でいろんな新しい平和事業というのを展開してまいりたいと考えております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

課題は沢山あるかと思いますが、ぜひともよろしく願いしたい。

それから、次の質問です。これはちょっと2つお聞きしたいなと思っていますけれども、道德教育の件、この辺、それとあとは6番目と7番目です。今、村長にもお話ししましたけれど

も、村内には語り部の皆さんとか、そういった平和ガイドの方たちもいらっしゃいますので、この方たちとの連携、取組なんか可能なのかな、そこは、道德教育の中で、平和の取組なんかも可能なのかなと、ちょっとその辺はいかがなかなと思いますけれども、お聞かせいただけましたら。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

ただいまの質問にお答えいたします。

道德教育の中で、この教材化と語り部を活用ということがございましたが、道德も教科化されまして、学習指導要領で、それが決められた教科書の中で評価を意識しながら道德の授業を進めてまいります。授業だけにこだわらず、集会、あるいは学年の取組等と、地域人材活用として、そういう平和の語り部の皆さんに学校にお越しただいてお話をいただくという特設授業等も可能でございますので、その点は各学校に指導しながら検討して行って、ぜひ語り部の皆さんに力を貸していただければと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。御苦労さまでした。

午後 3時53分 散会

令和3年第3回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令 和 3 年 6 月 1 1 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和3年6月22日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	閉 会	令和3年6月22日 午前10時30分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番		
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	5 番 議 員		上 間 堅 治			
	6 番 議 員		金 城 高 治			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長		徳 村 永 盛	
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長		玉 栄 治	
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長			
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長		安次嶺 正 春	
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農林水産課長兼農委事務局長		瀬 上 恒 星	
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長		奥 間 かほる	
	税 務 課 長	喜屋武 のり子	学校教育指導主事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第5号

令和3年6月22日（火曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	陳情第3-5号	地元建設業者への最優先活用について（要請）	即 決
2	決議第 4号	米軍UH-1Yヘリコプターのうるま市津堅島不時着に関する抗議決議について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
3	意見書第6号	米軍UH-1Yヘリコプターのうるま市津堅島不時着に関する意見書について	〃
4	決議第 5号	県道宜野湾北中城線の工事にかかる米軍基地キャンプ瑞慶覧の道路拡張部分について早期返還を求める要請決議について	〃
5	決議第 6号	県道宜野湾北中城線の工事にかかる米軍基地キャンプ瑞慶覧の道路拡張部分について早期返還を求める要請決議について	〃
6		閉会中の継続審査及び調査の申出	

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前１０時００分）

日程第１．陳情第３－５号 地元建設業者への最優先活用について（要請）

○議長（名幸利積）

日程第１．陳情第３－５号 地元建設業者への最優先活用について（要請）を議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳情第３－５号 地元建設業者への最優先活用については、会議規則第39条第３項の規定により、委員会への付託を省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

す。

これから陳情第３－５号 地元建設業者への最優先活用について（要請）を採決します。

お諮りします。陳情第３－５号 地元建設業者への最優先活用について（要請）は採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。陳情第３－５号 地元建設業者への最優先活用について（要請）は採択されました。

日程第２．決議第４号 米軍ＵＨ－１Ｙヘリコプターのうるま市津堅島不時着に関する抗議決議について

○議長（名幸利積）

日程第２．決議第４号 米軍ＵＨ－１Ｙヘリコプターのうるま市津堅島不時着に関する抗議決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

決議第４号について、読み上げて提案したいと思います。よろしくお願いします。

決議第４号

米軍ＵＨ－１Ｙヘリコプターのうるま市津堅島不時着に関する抗議決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条の規定により提出します。

令和３年６月２２日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員

喜屋武 すま子

賛成者：北中城村議会議員

金城 高 治

比 嘉 義 弘

大 城 律 也

伊 集 守 吉

山 田 晴 憲

比 嘉 次 雄

比 嘉 義 彦

上 間 堅 治

稲 福 恭 秀

安 里 道 也

米軍UH-1Yヘリコプターのうるま市津堅島不時着に関する抗議決議（案）

令和3年6月2日午後11時頃、米軍普天間飛行場所属のUH-1Y多用途ヘリコプターがうるま市津堅島の私有地に不時着した。

不時着に関し、米軍は「技術的な問題が生じたとパイロットが判断し、予防着陸した。具体的には感知機材周辺に生じた障害であり、これによってエンジン回転数の変動が引き起こされたため」と説明しているが、着陸地点から住宅地までの距離は120メートルほどしかなく、一步間違えば住民を巻き込む大惨事につながりかねず、住民に大きな不安と衝撃を与えたことは、断じて容認できない。

これまで米軍の航空機に関する事故については、枚挙にいとまがないほど発生し、異常な事態になっている。

本村議会は、米軍機に関する事故などについては、その都度、米軍や関係機関に繰り返し厳重に抗議や要請をおこなってきたにもかかわらず、事故が後を絶たない現状に激しい怒りを覚えるとともに、米軍の安全管理体制の不備を強く指摘するものである。又、度重なる事故の発生に、本村上空を頻繁に通過する米軍機に村民は恐怖、不安感、事故再発の懸念が増大している。

日米両政府においては、米軍機による事故などが頻発している実態を真摯に受け止め、県民の過重な基地負担の確実な軽減が図られるよう、より一層全力を挙げて取り組むべきである。

よって、本村議会は、村民の生命・財産および生活環境を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要求する。

記

1. 原因を徹底的に究明するとともに実効性のある再発防止策を講じ、迅速に公表すること。
2. 普天間飛行場に所属する全機種の飛行を停止し、整備点検等安全管理の徹底を図ること。
3. すべての軍用機の住民住宅地域上空での飛行を全面的に禁止すること。
4. 現場の原状回復措置、補償等の対応を速やかに行うこと。
5. 在沖米海兵隊の整理・縮小を図ること。
6. 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、決議する。

令和3年（2021年）6月22日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米国総領事、在沖米四軍沖縄地域調整官

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって、省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、決議第4号 米軍UH-1Yヘリ

コプターのうるま市津堅島不時着に関する抗議決議についてを採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。決議第4号 米軍UH-1Yヘリコプターのうるま市津堅島不時着に関する抗議決議については可決されました。

日程第3. 意見書第6号 米軍UH-1Yヘリコプターのうるま市津堅島不時着に関する意見書について

○議長（名幸利積）

日程第3. 意見書第6号 米軍UH-1Yヘリコプターのうるま市津堅島不時着に関する意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それでは、意見書を読み上げて提案いたします。

意見書第6号

米軍UH-1Yヘリコプターのうるま市津堅島不時着に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年6月22日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員

喜屋武 すま子

賛成者：北中城村議会議員

金 城 高 治

比 嘉 義 弘

大 城 律 也

伊 集 守 吉

山 田 晴 憲

比 嘉 次 雄

比 嘉 義 彦

上 間 堅 治

稲 福 恭 秀

安 里 道 也

米軍UH-1Yヘリコプターのうるま市津堅島不時着に関する意見書（案）

令和3年6月2日午後11時頃、米軍普天間飛行場所属のUH-1Y多用途ヘリコプターがうるま市津堅島の私有地に不時着した。

不時着に関し、米軍は「技術的な問題が生じたとパイロットが判断し、予防着陸した。具体的には感知機材周辺に生じた障害であり、これによってエンジン回転数の変動が引き起こされたため」と説明しているが、着陸地点から住宅地までの距離は120メートルほどしかなく、一歩間違えば住民を巻き込む大惨事につながりかねず、住民に大きな不安と衝撃を与えたことは、断じ

て容認できない。

これまで米軍の航空機に関する事故については、枚挙にいとまがないほど発生し、異常な事態になっている。

本村議会は、米軍機に関する事故などについては、その都度、米軍や関係機関に繰り返し厳重に抗議や要請をおこなってきたにもかかわらず、事故が後を絶たない現状に激しい怒りを覚えるとともに、米軍の安全管理体制の不備を強く指摘するものである。又、度重なる事故の発生に、本村上空を頻繁に通過する米軍機に村民は恐怖、不安感、事故再発の懸念が増大している。

日米両政府においては、米軍機による事故などが頻発している実態を真摯に受け止め、県民の過重な基地負担の確実な軽減が図られるよう、より一層全力を挙げて取り組むべきである。

よって、本村議会は、村民の生命・財産および生活環境を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要請する。

記

1. 原因を徹底的に究明するとともに実効性のある再発防止策を講じ、迅速に公表すること。
2. 普天間飛行場に所属する全機種の飛行を停止し、整備点検等安全管理の徹底を図ること。
3. すべての軍用機の住民住宅地域上空での飛行を全面的に禁止すること。
4. 現場の原状回復措置、補償等の対応を速やかに行うこと。
5. 在沖米海兵隊の整理・縮小を図ること。
6. 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年（2021年）6月22日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣、外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長

以上です。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

す。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって、省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書第6号 米軍UH-1Yヘリコプターのうるま市津堅島不時着に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（名幸利積）

起立全員です。意見書第6号 米軍UH-1Yヘリコプターのうるま市津堅島不時着に関する

意見書については可決されました。

日程第4．決議第5号 県道宜野湾北中城線の工事にかかる米軍基地キャンプ瑞慶覧の道路拡張部分について早期返還を求める要請決議について

○議長（名幸利積）

日程第4．決議第5号 県道宜野湾北中城線の工事にかかる米軍基地キャンプ瑞慶覧の道路拡張部分について早期返還を求める要請決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

決議第5号につきましては、要請決議文を読み上げて提案いたします。

決議第5号

県道宜野湾北中城線の工事にかかる米軍基地キャンプ瑞慶覧の道路拡張部分について早期返還を求める要請決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年6月22日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提案者：北中城村議会議員
比 嘉 義 彦

賛成者：北中城村議会議員
比 嘉 次 雄
上 間 堅 治
稲 福 恭 秀

安 里 道 也
喜屋武 すま子
金 城 高 治
比 嘉 義 弘
大 城 律 也
伊 集 守 吉
山 田 晴 憲

県道宜野湾北中城線の工事にかかる米軍基地キャンプ瑞慶覧の道路拡張部分について早期返還を求める要請決議（案）

県道宜野湾北中城線は、沖縄本島の中部圏域を東西に横断し国道５８号、国道３２９号、国道３３０号、沖縄自動車道と連結する幹線道路で中城湾港新港地区へのアクセス機能も有する重要路線である。

当該路線は、経済活動、通勤、通学など地域社会に大きな役割を果たしてきたが、近年の都市化、自動車台数の増加などで慢性的な交通渋滞を起こし、幹線道路としての機能が著しく低下している。とりわけ県道８１号線においては、児童生徒の通学路であり、交通量が増えることにより、事故の危険性も高まっている。

そのような状況から、渋滞緩和のため新たな道路交通網の整備が早急におこなわれる必要があり、本村議会は、平成２７年４月臨時会、平成３０年３月定例会において、宜野湾北中城線の工事にかかる米軍基地キャンプ瑞慶覧の道路拡張部分について早期返還を求める要請決議を全会一致で可決し、関係機関に要請をおこなった。

現在、沖縄県によって県道宜野湾北中城線の工事が進められ、令和３年３月にはバイパス部分が一部供用開始された。しかし、キャンプ瑞慶覧米軍住宅区域が含まれている北中城村役場から宜野湾市向けの工事区間については、その返還時期が未定のため、当該区間の工事の遅れが懸念される。

地主の皆様は、先祖代々受け継いできた大切な土地を北中城村の発展、沖縄県の発展を第一に考え１４年前に沖縄県へ提供した。

すべての区間の工事が早期に完成し、全面開通することが交通渋滞の緩和や活力あるまちづくりに大きく貢献すると同時に、村民の安全確保ができるものとする。

よって、本村議会は、県道宜野湾北中城線を早期完成させるためにも、米軍基地キャンプ瑞慶覧にかかる道路拡張部分について早期に返還することを強く要望する。

以上、決議する。

令和３年（２０２１年）６月２２日

宛 先

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長

以上です。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって、省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、決議第5号 県道宜野湾北中城線の工事にかかる米軍基地キャンプ瑞慶覧の道路拡張部分について早期返還を求める要請決議についてを採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行い

ます。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。決議第5号 県道宜野湾北中城線の工事にかかる米軍基地キャンプ瑞慶覧の道路拡張部分について早期返還を求める要請決議については可決されました。

日程第5．決議第6号 県道宜野湾北中城線の工事にかかる米軍基地キャンプ瑞慶覧の道路拡張部分について早期返還を求める要請決議について

○議長（名幸利積）

日程第5．決議第6号 県道宜野湾北中城線の工事にかかる米軍基地キャンプ瑞慶覧の道路拡張部分について早期返還を求める要請決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

同じく、決議第6号 県道宜野湾北中城線の工事にかかる米軍基地キャンプ瑞慶覧の道路拡張部分について早期返還を求める要請決議文を読み上げて提案いたします。

決議第6号

県道宜野湾北中城線の工事にかかる米軍基地キャンプ瑞慶覧の道路拡張部

分について早期返還を求める要請決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年6月22日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提案者：北中城村議会議員

比 嘉 義 彦

賛成者：北中城村議会議員

比 嘉 次 雄

上 間 堅 治

稲 福 恭 秀

安 里 道 也

喜屋武 すま子

金 城 高 治

比 嘉 義 弘

大 城 律 也

伊 集 守 吉

山 田 晴 憲

県道宜野湾北中城線の工事にかかる米軍基地キャンプ瑞慶覧の道路拡張部分について早期返還を求める要請決議（案）

県道宜野湾北中城線は、沖縄本島の中部圏域を東西に横断し国道58号、国道329号、国道330号、沖縄自動車道と連結する幹線道路で中城湾港新港地区へのアクセス機能も有する重要路線である。

当該路線は、経済活動、通勤、通学など地域社会に大きな役割を果たしてきたが、近年の都市化、自動車台数の増加などで慢性的な交通渋滞を起こし、幹線道路としての機能が著しく低下している。とりわけ県道81号線においては、児童生徒の通学路であり、交通量が増えることにより、事故の危険性も高まっている。

そのような状況から、渋滞緩和のため新たな道路交通網の整備が早急におこなわれる必要があり、本村議会は、平成27年4月臨時会、平成30年3月定例会において、宜野湾北中城線の工事にかかる米軍基地キャンプ瑞慶覧の道路拡張部分について早期返還を求める要請決議を全会一

致で可決し、関係機関に要請をおこなった。

現在、沖縄県によって県道宜野湾北中城線の工事が進められ、令和3年3月にはバイパス部分が一部供用開始された。しかし、キャンプ瑞慶覧米軍住宅区域が含まれている北中城村役場から宜野湾市向けの工事区間については、その返還時期が未定のため、当該区間の工事の遅れが懸念される。

地主の皆様は、先祖代々受け継いできた大切な土地を北中城村の発展、沖縄県の発展を第一に考え14年前に沖縄県へ提供した。

すべての区間の工事が早期に完成し、全面開通することが交通渋滞の緩和や活力あるまちづくりに大きく貢献すると同時に、村民の安全確保ができるものとする。

よって、県道宜野湾北中城線を早期完成させるためにも、米軍基地キャンプ瑞慶覧にかかる道路拡張部分について早期に返還することを強く要請してもらいたい。

以上、決議する。

令和3年（2021年）6月22日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛 先

沖縄県知事、沖縄県議会議長

以上です。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって、省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、決議第6号 県道宜野湾北中城線の工事にかかる米軍基地キャンプ瑞慶覧の道路拡張部分について早期返還を求める要請決議についてを採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。決議第6号 県道宜野湾北中城線の工事にかかる米軍基地キャンプ瑞慶覧の道路拡張部分について早期返還を求める要請決

議については可決されました。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

日程第6．閉会中の継続審査及び調査の申出

○議長（名幸利積）

日程第6．閉会中の継続審査及び調査の申出の件を議題とします。

北中城村議会

住みよい環境づくり調査特別委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りした申入れのとおり、閉会中の継続審査及び審査の申出がありました。

議 長 _____

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

署名議員 _____

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

署名議員 _____

お諮りします。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは、会議規則第45条の規定によりその整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは、議長に委任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、熱心な御審議をいただき議長として心から感謝を申し上げます。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、令和3年第3回北中城村議定会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時30分 閉会